

官報

号外

平成二十七年四月十四日

○第百八十九回 衆議院會議録 第十五号

平成二十七年四月十四日(火曜日)

議事日程 第十号

平成二十七年四月十四日

午後一時開議

第一 独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)

第二 株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 緑の気候基金への拠出及びこれに伴う措置に関する法律案(内閣提出)
第四 株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)
日程第一 独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)
日程第二 株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

平成二十七年四月十四日 衆議院會議録第十五号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(参議院回付)
独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案

午後一時二分開議

○議長(町村信孝君) これより会議を開きます。

○議長(町村信孝君) この際、御紹介申し上げます。

ただいまドロタ・アルチシェフスカリミエレフ
チク・ポーランド共和国下院議員団団長御一行が
外交官傍聴席にお見えになっておりますので、諸
君とともに心から歓迎申し上げます。

〔起立、拍手〕

○議長(町村信孝君) お諮りいたします。

参議院から、内閣提出、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案が回付されております。この際、議事日程に追加して、右回付案を議題とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(町村信孝君) 御異議なしと認めます。よつて、日程第一に先立ち追加されました。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

○議長(町村信孝君) 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の参議院回付案を議題といたします。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の参議院回付案

〔本号末尾に掲載〕

○議長(町村信孝君) 採決いたします。

本案の参議院の修正に同意するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(町村信孝君) 御異議なしと認めます。よつて、参議院の修正に同意することに決まりました。

日程第一 独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)

○議長(町村信孝君) 日程第一、独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案を議題といたします。

委員長長の報告を求めます。厚生労働委員長渡辺博道君。

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔渡辺博道君登壇〕

○渡辺博道君 ただいま議題となりました独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案について、厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案(参議院回付)

働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、平成二十五年十二月に閣議決定された独立行政法人改革等に関する基本的な方針等に基づき、厚生労働省所管の独立行政法人に係る改革を推進するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、独立行政法人勤労者退職金共済機構が行う中小企業退職金共済業務における業務上の余裕金の運用に関する業務の適正な運営を図るため、同機構に資産運用委員会を置くこと、

第二に、独立行政法人福祉医療機構が行う福祉貸付事業及び医療貸付事業について金融庁による検査を行うこととする、また、同機構は、承継債権管理回収業務において回収した債権の元本の金額を定期的に年金特別会計に納付しなければならぬものとする、

第三に、独立行政法人労働安全衛生総合研究所と独立行政法人労働者健康福祉機構を統合して、独立行政法人労働者健康安全機構とし、その業務に、化学物質の有害性の調査の業務を追加すること、

第四に、独立行政法人労働政策研究・研修機構の理事数を一人削減すること、

第五に、年金積立金管理運用独立行政法人に、年金積立金の管理及び運用の業務を担当する理事一人を置くこと等であります。

本案は、去る三月二十六日本委員会に付託され、翌二十七日塩崎厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、四月一日から質疑に入り、七日質疑を終局いたしました。次いで、討論を行い、採

決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(町村信孝君) 討論の通告があります。順次これを許します。中島克仁君。

〔中島克仁君登壇〕

○中島克仁君 私、民主党・無所属クラブを代表し、ただいま議題となりました独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案に対して、反対の立場で討論を行います。(拍手)

本法案に反対する理由は、本法案で扱われているGPIFに関して重大な問題があるからです。

安倍政権は、GPIFに対し、成長戦略である日本再興戦略において、年金積立金の運用の見直しを求めてきました。そして、昨年十月、塩崎厚生労働大臣は、年金積立金を運用する基本ポートフォリオを見直し、国内株式と外国株式の比率を倍増させて、それぞれ二五％に引き上げることをご認可いたしました。

これまで安全資産とされてきた国内債券中心の運用から、リスクの高い株式の割合を急激に高める変更を行ったことにより、国民の財産である年金積立金が毀損しかねません。仮に、年金積立金が大きく毀損してしまうようなことがあれば、国民の年金制度に対する信頼は損なわれてしまいます。

政府は、ことし一月、民主党の同僚議員の質問主意書に対して、今般の新たな運用方針をリーマン・ショックのあった二〇〇八年度の運用利回りに当てはめた場合、約二十六兆二千億円の赤字に

なるとの答弁書を閣議決定いたしました。二〇〇八年度の実際の赤字額は約九兆三千億円です。したがって、政府の試算によれば、今般の運用方針の見直しによつて約十七兆円も多く年金積立金が失われてしまうということになります。

年金積立金が毀損した場合、厚生労働大臣やGPIFが責任をとるわけではなく、結局は被保険者や年金受給者が被害をこうむることになります。にもかかわらず、このようにリスクが高まることを被保険者や年金受給者にきちんと説明してないことは大問題です。

国民の貴重な財産である年金積立金を、被保険者にきちんと説明もしないままに、成長戦略の延長線上で株価対策に投じてリスクにさらすことは断じて許せません。

私たちには、国民の財産を使つて株価をつり上げ、アベノミクスへの評価、さらには安倍政権の支持率を保とうと年金積立金の流用を行っていると思えません。

塩崎厚生労働大臣は、GPIFについて、運用の改革とガバナンスの改革は車の両輪だと述べております。であるならば、速やかに、運用方針の変更に見合ったGPIFのガバナンス改革を行うべきです。

民主党は、本法案の審議入りに当たり、GPIFのガバナンス改革の法案を提出するのかどうか明確にするように厚生労働省に求めてまいりました。しかし、塩崎大臣は、何とも申し上げられないなど、のらりくらりとした答弁に終始し、ガバナンス改革のめどは全く立っておりません。

また、一月に就任した最高投資責任者である水野理事が一度も国会に来ないで、何の説明もない

まま、既に国民の財産である百三十兆円の積立金を運用している現状は、明らかに国民軽視、国会軽視と言わざるを得ません。

本法案も、GPIFの理事を一人追加する、GPIFの法律上の主たる事務所の所在地を変更するという、誰が見てもガバナンス改革とは言えない、極めて不十分な内容です。びぼう策にすぎない本法案には断固反対です。

最後に、高齢者の生活の糧である年金を守るためには、被保険者の利益、確実性を考慮し、年金積立金の株式運用倍増をやめ、堅実で最適な運用を目指すべきであることを強く訴え、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(町村信孝君) 浦野靖人君。

〔浦野靖人君登壇〕

○浦野靖人君 私は、維新の党を代表して、独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案に反対する立場から討論を行います。(拍手)

政府は、本法案の提案の理由を、厚生労働省所管の独立行政法人について、組織や業務の見直しを進めるための基本的な方針によつて、法人の統合や役員数の変更等の所要の措置を講ずるためとされています。

しかしながら、その内容は、単なる看板のかけかえや改革のポーズと批判されかねない点が含まれています。

まず、労働者健康福祉機構と労働安全衛生総合研究所の統合についてです。

統合の目的は、二つの法人の機能を有機的に統合し、予防、治療、職場復帰支援の総合的な展開をするためとのことです。

ところが、この新法人には、まだ事業計画さえありません。委員会での政府答弁では、独法は法律に基づいて設置されるもので、新法人の業務がまだ法律で決まっていらないから、事業計画も立てられないとのこと。それなら、二法人統合前に、新法人の業務等を法案に最初から盛り込むのが筋ではないでしょうか。

そもそも、労働健康福祉機構については、財務上、経営上の疑問や懸念を感じます。繰越欠損金は四百二十億円にも上り、その責任は誰もとっておらず、これから追及する予定もないそうです。一方で、現預金が一千億円以上もあり、その使い道は、政府にただして初めて多少の内訳がわかる程度です。本来、独法自身がみずから詳細に公開するべきです。そもそも、流動資産の保有や繰り越しについては、非営利であるならば、事前に厳しいルールを定めるべきです。

不動産では、例えば、鹿島労災病院の看護師宿舍は、百四十戸中九十戸、半分以上が未使用ですが、減損処理もしていません。委員会で聞いても、医師も看護師もこれからだんだんふやしますとしか答えられない。減損処理された保養施設の水上荘等も含め、これまでの不動産投資への総括と今後の方針を明確化すべきです。

やはり新法人について、事業計画がしっかりしていなければ、今後も、国民の納得が得られる経営は期待できないでしょう。

次に、福祉医療機構への金融庁検査導入についてです。

貸付事業を行っているのですから、金融庁の検査が入るのは当たり前です。問題は、むしろ、政策金融がいまだに集約されず、民営化も進まず、

各役所の機関が独自に貸付事業を続けていることです。社会福祉法人や医療法人には民間の金融機関も貸せるのであり、民業圧迫であり、厚生労働省の独法による貸付事業の必要性自体を見直すべきです。この点で、本法案の改革は不十分と考えます。

最後に、GPIFについて、塩崎厚生労働大臣が当初明言していた組織改革が結局は実現をしていません。

昨年十月三十一日の基本ポートフォリオ変更で、株式保有割合を二割以上に引き上げた際、大臣は、運用改革とガバナンス改革は車の両輪として、ガバナンス強化の方針を打ち出しました。

しかし、この法案では、理事を一名追加するだけという竜頭蛇尾に終わっています。国民の年金資産を運用する機関の方針について、十分な体制が整っているとは思えません。

以上の理由から、維新の党は本法案に反対します。

高どりするなど、労働者の健康、安全は深刻な状況です。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

労働安全衛生総合研究所は、理工学、医学、健康科学等さまざまな観点から、労災防止の調査研究を総合的、専門的に行っています。労働者健康福祉機構は、労災疾病に対する予防、治療、リハビリテーションから職場復帰に至るまで一貫した高度専門医療の提供等を担っており、両法人の機能強化こそ必要です。

○議長(町村信孝君) 堀内昭文君

しかし、労働者健康福祉機構の中期目標は、統合メリットを発揮するための事務事業の見直し、労災病院の譲渡や財務状況改善のための運営体制の見直しなどを挙げています。統合により、両法人の役割が強化される保証などどこにもありません。数合わせのための統合と言わざるを得ないのではありません。

○堀内昭文君 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となりました独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案に反対の討論を行います。(拍手)

第二に、年金や中小企業の退職金といった、老後を保障する国民の資金を投機的な運用に投げ込み、高リスクにさらそうとしています。

本法案に反対する第一の理由は、労働安全衛生総合研究所と労働者健康福祉機構が統合を機に一層の合理化、効率化を迫られ、労働者の健康、安全を守るという重要な役割を阻害されることです。

労働者退職金共済制度は、運用の基本方針の審議も事後評価も、大臣が任命した資産運用委員会が担うこととなります。資産運用に関する権限を集中する一方、積み立てる側の労使から、人選や決定に異議を申し立てることはできません。

次に、福祉医療機構への金融庁検査導入についてです。

変動が激しい株式市場での資金運用拡大は、積立金を大きなリスクにさらすものです。損失が出れば、そのツケは、退職金や年金削減、保険料の引き上げとなって国民に押しつけられます。巨額の積立金を株式市場に投じ、安定運用の原則を棚上げすることは許されません。

貸付事業を行っているのですから、金融庁の検査が入るのは当たり前です。問題は、むしろ、政策金融がいまだに集約されず、民営化も進まず、

以上、討論を終わります。(拍手)

○議長(町村信孝君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(町村信孝君) 採決いたします。

本法案の委員長の報告は可決であります。本法案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(町村信孝君) 起立多数。よって、本法案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(町村信孝君) 日程第二、株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。経済産業委員長江田康幸君。

〔江田康幸君登壇〕

株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律案及び同報告書〔本号末尾に掲載〕

○江田康幸君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法案は、地域の経済、雇用の担い手である中小

企業者の持続的な発展を支えるための環境整備が重要であるとの認識のもと、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための措置を講じようとするものであります。

その主な内容は、

第一に、株式会社商工組合中央金庫法を改正し、商工組合中央金庫に危機対応業務の実施を義務づけることとし、その確な実施のため、政府が同金庫について、当分の間、必要な株式を保有すること、

第二に、中小企業信用保険法を改正し、中小企業者と同様に事業を行う特定非営利活動法人を中小企業信用保険の対象とすること等であります。

本案は、去る三月二十六日本委員会に付託され、翌二十七日に宮沢経済産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、四月一日に質疑を行い、質疑を終局いたしました。八日に討論、採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(町村信孝君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(町村信孝君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 緑の気候基金への拠出及びこれに伴う措置に関する法律案(内閣提出)

○議長(町村信孝君) 日程第三、緑の気候基金への拠出及びこれに伴う措置に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長土屋品子君。

緑の気候基金への拠出及びこれに伴う措置に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔土屋品子君登壇〕

○土屋品子君 ただいま議題となりました法律案につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

緑の気候基金は、国連気候変動枠組み条約の資金供与の制度の運営を委託された多国間基金であり、開発途上国の温室効果ガス削減と気候変動への適用を支援することを目的とするものであります。

本案は、緑の気候基金に対する我が国からの拠出及びこれに伴う措置について定めるものであり、その主な内容は、

第一に、政府は、緑の気候基金に対し、予算で定める金額の範囲内において、本邦通貨により拠出することができること、

第二に、政府は、緑の気候基金に対して拠出する本邦通貨の全部または一部を国債で拠出することができること等であります。

本案は、去る三月三十一日外務委員会に付託され、翌四月一日岸田外務大臣から提案理由の説明

を聴取いたしました。八日に質疑を行い、引き続き採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(町村信孝君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(町村信孝君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(町村信孝君) 日程第四、株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。財務金融委員長古川禎久君。

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔古川禎久君登壇〕

○古川禎久君 ただいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、株式会社日本政策投資銀行の完全民営化の方針を維持しつつ、危機対応及び成長資金の

供給に対し日本政策投資銀行の投融资機能を活用するため、所要の措置を講ずるものであります。

本案は、去る三月三十一日当委員会に付託され、四月一日麻生財務大臣から提案理由の説明を聴取し、十日、質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(町村信孝君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(町村信孝君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(町村信孝君) この際、内閣提出、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。厚生労働大臣塩崎恭久君。

〔国務大臣塩崎恭久君登壇〕

○国務大臣(塩崎恭久君) ただいま議題となりました持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

我が国は、誰もが安心して医療を受けることができる世界に誇るべき国民皆保険を実現し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきました。しかしながら、急速な少子高齢化など大きな環境変化に直面している中、将来にわたり医療保険制度を持続可能なものとし、国民皆保険を堅持していくためには、たゆまぬ制度改革が必要であります。

これを踏まえ、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、持続可能な医療保険制度を構築するため、国民健康保険の財政支援の拡充や財政運営責任の都道府県への移行等による医療保険制度の財政基盤の安定化、被用者保険者に係る後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入、医療費適正化の推進を行うほか、患者申し出療養の創設の措置を講ずることとし、この法律案を提出いたしました。

以下、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明いたします。

第一に、国民皆保険を支える重要な基盤である国民健康保険制度の安定的な運営が可能となるよう、国民健康保険への財政支援の拡充を行うことにより、財政基盤を強化することとしています。

また、都道府県が、市町村とともに国民健康保険の運営を担い、国民健康保険の財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの事業運営において中心的な役割を担うことにより、国民健康保険制度の安定化を図ることとしております。

第二に、後期高齢者支援金について、より負担能力に応じた負担とし、被用者保険者相互の支え合いを強化するため、被用者保険者の後期高齢者

支援金の額の全てを標準報酬総額に応じた負担とするとともに、高齢者医療への拠出金負担の重い保険者の負担を軽減する措置を拡充することとしています。

第三に、医療費適正化の取り組みを実効的に推進するため、医療費適正化計画において、医療に要する費用についての目標を定めるとともに、毎年度の進捗状況を公表し、目標と実績に差がある場合には、その要因を分析し、必要な対策を講ずることとしています。

第四に、困難な病気と闘う患者からの申し出を起点として、安全性及び有効性を確保しつつ、高度な医療技術を用いた医療を迅速に保険診療と併用して行うことができるよう、新たな保険外併用療養費制度として患者申し出療養を創設することとしています。

以上のほか、全国健康保険協会に対する国庫補助率の安定化、入院時食事療養費の見直し等を行うこととしています。

最後に、この法律案の施行期日は、一部の規定を除き、平成三十年四月一日としています。

以上が、この法律案の趣旨でございます。

（拍手）

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案

○議長（町村信孝君） たいだいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。三ッ林裕巳君。

（三ッ林裕巳君登壇）

○三ッ林裕巳君 自由民主党の三ッ林裕巳です。私は、自由民主党を代表して、塩崎厚生労働大臣、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案趣旨説明に対し、質問いたします。（拍手）

誰もが保険証一枚で適切な医療を受けることができる我が国の国民皆保険は、世界に誇るべき仕組みであり、これまで、国民皆保険のもと、現場の医療従事者の献身などにより、多くの国民の命と健康が守られ、安心で健康的な国民生活が支えられてきたものと思います。昭和三十六年にできたこの国民皆保険を次世代にしっかりと引き継いでいくことは、我々の責務であると考えます。

少子高齢化が進展し、経済情勢が変化していく中で、国民皆保険を堅持していくためには、社会保障・税一体改革により、消費税率を引き上げ、社会保障の安定財源を確保した上で、給付の適正化と社会保障の充実、安定化に取り組んでいく必要があると思いますが、まずは、厚生労働大臣に、国民皆保険を守る決意と、そのための取り組みについて伺いたいと思います。

次に、今回の医療保険制度改革においては、ほかの医療保険に加入していない方を受け入れ、国民皆保険を支える最後のとりでとなっている国民健康保険を立て直すことが重要であると考えます。

これまで、市町村からは、被保険者の年齢構成が高く、医療費が高い一方で、所得水準が低くなっており、国保財政が非常に厳しいという声を数多くお聞きしてきました。市町村の法定外の一般会計繰り入れも、全国で三千五百億円の規模と

なっております。

今回の改革では、国保の財政基盤を強化するため、国保への財政支援を大幅に拡充することとしており、全国の市町村から国保改革の早急な実現を求める要望をいただいておりますが、具体的に、国保に対してどのような財政支援を行うこととしているか、お聞かせください。

また、今回の国保改革においては、初めて都道府県が国保の運営主体に加わることになります。昨年度の通常国会において医療介護総合確保推進法が成立し、地域において、急性期から回復期、在宅医療に至るまで必要な医療を総合的に確保し、住民が住みなれた地域で安心して暮らしていくことができるよう、今年度から都道府県が地域医療構想を策定するなど、病床機能の分化、連携、在宅医療の推進、地域包括ケアシステムの構築を進めているところでです。

このような中、地域医療構想を含む医療計画を策定する主体である都道府県が、国保の保険者としての役割も担うことは画期的であると考えますが、都道府県にどのような役割を期待しているのか、答弁をお願いいたします。

また、高齢化の進展や医療の高度化等により、医療費が毎年一兆円程度伸び続ける中で、現役世代の負担が過重なものとならず、活力ある社会を維持するためにも、健康寿命を延伸することにより、結果として、医療費の伸びを抑えることが重要であると考えます。

このため、年をとってもできる限り健康に生活できるよう、若いうちから予防や健康づくりに取り組み自助努力を支援し、自助自立のための環境を整備していく必要があると思います。

私は、医師として、医療現場に携わる者として、医科歯科連携を強力に取り組む必要があると思います。

特定健診の受診率の向上、さらに、歯周病疾患が糖尿病の悪化を進めていることは証明されており、歯周病も含めた歯科健診を推進していくことが、健康寿命の延伸に効果的だと考えます。

今回の改革では、個人レベル、保険者レベルで、予防、健康づくりのための活動が積極的に行われるよう支援する仕組みを設けることとしておりますが、今回の改革で、国民の予防、健康づくりにどのように取り組むこととしているのか、お伺いいたします。

一方で、国民の予防、健康づくりを進めたとしても、高齢化の進展等により、医療に係る国民の負担が増大することは避けられないものと考えます。

このような中、将来にわたり医療保険制度を持続可能なものとするためには、負担に納得感が得られる制度とすることが重要であり、負担の公平化の観点から、負担能力のある方には一定の御負担をお願いすることも必要となります。

しかしながら、その場合には、低所得の方に必要な配慮を行うことは当然のこととして、その内容を国民に丁寧の説明していく必要があると考えます。

今回の改革においても、入院時の食事代の見直し、標準報酬月額の上限の引き上げなど、国民の負担増とされている項目がありますが、国民の皆様はその趣旨を説明するようお願いいたします。

国民皆保険の堅持のため、政府・与党で十分な

議論を行い、一丸となつて支えてまいりますことを申し上げまして、私の質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

〔国務大臣塩崎恭久君登壇〕

○国務大臣(塩崎恭久君) 三ツ林議員からお尋ねをいただきました。

国民皆保険についてのお尋ねがまず第一でございます。

高齢化が進展する中、今後も国民が安心して必要な医療を受けられるよう、国民皆保険を堅持していくことは重要な課題でございます。

このため、国保を初めとする医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化の推進等、給付と負担の均衡がとれた制度となるよう、改革に取り組んでまいります。

また、社会保障・税一体改革により、平成二十九年四月から消費税引き上げを実施し、社会保障の充実、安定化を図ることとしております。

こうした一連の改革を通じて、将来にわたり国民皆保険を堅持してまいります。

国保に対する財政支援についてのお尋ねがございました。

国保は、さまざまな構造的な課題を抱え、厳しい財政状況にあることから、今回の改革において、毎年三千四百億円の追加的な財政支援を行い、財政基盤を強化することとしております。

具体的には、平成二十七年年度から、低所得者が多く加入する保険者への財政支援を千七百億円拡充します。

さらに、平成三十年度以降、千七百億円を上乗せし、医療費適正化等に取り組む自治体や子供の多い自治体等に対する支援など、自治体の実情を

踏まえた財政支援を行います。

国保改革後の都道府県の役割についてのお尋ねがございました。

今回の国保改革によりまして、平成三十年度から、都道府県が国保の財政運営の責任主体となり、国保運営に中心的な役割を担うこととしております。

これらの役割と地域医療構想の策定等の役割をあわせて、都道府県が、医療保険と医療供給体制の両面を見ながら地域の医療の充実を図り、効率的かつ質の高い医療を提供できるよう取り組んでいただきますと考えております。

予防、健康づくりの取り組みについてのお尋ねがございました。

今後とも医療費の増大が見込まれる中、予防、健康づくりを推進し、医療費の適正化につなげることは重要でございます。

このため、今回の医療保険制度改革において、個人に予防、健康づくりのインセンティブを提供する取り組みを推進するとともに、保険者の保健事業の中で、糖尿病重症化予防や歯科保健の推進を図ってまいります。また、国保の保険者努力支援制度を創設するなど、予防、健康づくりを含め、医療費適正化に積極的に取り組む保険者、自治体を支援することとしております。

入院時の食事代の見直しや、標準報酬月額の上限の引き上げなどについてのお尋ねがございました。

高齢化に伴い、地域包括ケアシステムの構築を進める中で、入院と在宅療養の公平を図るため、入院時の食事代の見直しを行うこととしております。低所得の方や難病、小児慢性特定疾病の患者

の負担は据え置き、必要な配慮を行います。

また、保険料負担の公平を図るため、健康保険の保険料の算定の基礎となる標準報酬月額上限を引き上げ、所得の高い方に応分の負担をお願いすることとしております。

いずれも、負担の公平を図り、医療保険制度の持続可能性を高めるための改革であり、御理解をいただきたいと思います。(拍手)

○議長(町村信孝君) 岡本充功君。

〔岡本充功君登壇〕

○岡本充功君 私は、民主党・無所属クラブを代表し、ただいま議題となりました持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案について質問いたします。

なお、特に指定のない場合は、厚労大臣の答弁を求めます。

この四月で、消費税率が八%に引き上げられ一年がたちました。社会保障の充実と安定化のために引き上げられたにもかかわらず、その充実を国民は感じていません。その一例が介護サービスです。

安倍政権は、今年度から介護報酬を二・二七%も引き下げました。介護事業所の閉鎖や人員削減などの相次ぐおそれがあります。また、今年度から、いわゆる要支援切りが段階的にスタートします。市町村に移管するに当たって、財源の伸びを抑制することを念頭に置いており、介護サービスが縮小する懸念があります。必要なサービスを受けられない高齢者が大幅にふえることは、介護崩壊元年ともなりかねません。

そこでお伺いします。
介護事業所でサービス開始の申請の取り下げ、また既存の事業所の廃止は、昨年度末現在で、厚生労働省は何件把握をされていますか。また、そこでサービスを受けていた高齢者の人数及び受ける予定の人数は何人ですか。サービスごとにお答えください。

今後とも、多くの高齢者がサービスを受けられなくなる実態が起こり得ると考えます。十分把握していないのであれば、都道府県や市町村を通じて実態調査を行うべきと考えますが、見解を求めます。

医療分野もまたしかりです。消費税率を引き上げたにもかかわらず、本法案には、取れるところから取るという姿勢が色濃くあらわれています。また、法案名では持続可能な医療保険制度を構築すると銘打っていますが、本法案は抜本改革を送りしており、看板に偽りありと言わざるを得ません。

以下、本法案の問題点について質問いたします。

そもそも、収入が相対的に低く、疾病の罹患率が高い方のみを集めた後期高齢者医療制度は、健康保険と言えるのでしょうか。厚生労働省における保険の定義とあわせてお答えをください。

また、この制度の持続可能性も疑問です。民主党は、社会保障制度改革三党実務者協議において、高齢者医療制度の抜本改革を行うよう再三にわたって求めましたが、与党は全く聞く耳を持ちませんでした。

その結果、抜本改革は、社会保障制度改革プログラム法に盛り込まれず、プログラム法に基づく

本法案にも盛り込まれておりません。後期高齢者医療制度の持続可能性についてどのように認識しておられるのか、二〇二五年度及び三〇年度、三十五年度に必要な税及び後期高齢者支援金の金額とあわせて答弁を求めます。

次に、後期高齢者支援金の全面総報酬割について伺います。

本法案は、後期高齢者支援金を被用者保険者の総報酬額に応じて負担してもらい、それによって生み出される財源を国保に充当することとしています。

一方で、国保の医療費を適正化したり、保険料納付率を高めたりするなどの効率化のための取り組みが十分に行われているとはいえない状況です。国保制度を持続可能なものにするためにも、まずは国保改革を徹底的に行うべきだと考えますが、見解を伺います。

国保の都道府県単位化については、民主党政権時代から進めてきた方向性であり、評価はできません。どのような利点があるのか、答弁を求めます。

その上で、国保が都道府県単位化をすれば、特定健診やがん検診などの受診券については都道府県が発行することになるのか、事実確認を求めます。市町村のままというならば、都道府県単位化したことを機に、市町村の境を超えて受診できるように国が徹底すべきと考えますが、総務大臣及び厚生労働大臣の見解を求めます。

一方で、課題もあります。その財源を不安視する声にどう応えるのでしょうか。今回の法案提出時点では、国からの財政支援約三千四百億円の拡充等をもって関係者の理解

を得たとは承知をしていますが、都道府県単位化に伴って、国保への財政支援は今後幾らになると想定していますか。二〇二五年度、三〇年度、三十五年度に予想される金額を含め、負担軽減策について厚生労働大臣及び総務大臣に尋ねます。

また、総務大臣には、今後都道府県で必要とされる金額をどのように基準財政需要額等に反映していくのか、現行の市町村国保における算定方式と異なるのか、答弁を求めます。

かつて、自民党政権下では、社会保障費の一律カットを行ってきました。社会保障費の一律カットを行うような予算編成を財務省として求めることは、来年度以降あり得るのか、とりわけ、国保の財政支援を一律にカットするようなことはないのか、財務大臣に答弁を求めます。

次に、協会けんぽの国庫補助負担について伺います。

本法案は、協会けんぽの準備金が法定以上に積み上がった場合、国庫補助を減額して実質的に国庫に返納させる仕組みとしています。保険者機能を発揮して財政健全化をなし遂げたのならば、本来は労使の保険料を下げるべきです。これでは保険者機能の発揮が損なわれるおそれがあります。

国庫補助を維持して、労使の保険料を引き下げることが検討されなかったのでしょうか。あえて保険料を引き下げたことをせず、実質的に国庫に返納させることにした理由とあわせてお尋ねをいたします。

次に、国保組合の改革についてお尋ねします。国保組合にはかなりの格差があると認識をしています。まずは、保険料の観点で伺います。国民健康保

険の保険料における最高額となる個人の場合、同じ個人が最も安い国保組合に加入できた場合、その保険料は何分の一になるのか、答弁を求めます。

また、給付においては、八割給付の組合も存在していました。給付などのサービスにおいて、国民健康保険と差のある国保組合は存在しているのでしょうか。存在するとすればどのような差があるか、具体的な答弁を求めます。

さらには、余裕のある国保組合で保養所を持っている組合もあります。保養所を持つ組合はどこであり、それが何力所保養所を持っているのか、答弁を求めます。

国保組合の国庫補助をめぐっては、民主党政権下では、補助率ゼロも視野に検討を進めてきました。今後、財政状況を見た上で、補助率ゼロも検討されるのか、答弁を求めます。

続いて、入院時の食事代です。本法案では、低所得者や指定難病の患者などを除き、入院時の食事代を段階的に引き上げることとしています。難病に指定されていない疾患でありながら長期入院を必要とする患者などに対するさらなる配慮が必要ではないでしょうか。今後の難病対策とあわせて答弁を求めます。

次に、紹介状なしに大病院受診した場合の定額負担の導入です。紹介状なしに大病院を受診せざるを得ないケースがあり得ます。政府は、救急等の場合には定額負担を求めない方針ですが、具体的には、法律制定後に検討することとしています。どういう事態では定額負担なしで受診が可能なのか、救急等に含まれる具体的なケースを列挙してください。

次に、医療費適正化計画の推進について伺います。

民主党政権でも医療費適正化を推進しましたが、診療報酬引き上げとセットで行うことが大前提でした。民主党政権では、二回連続で診療報酬を引き上げ、医療崩壊に歯止めをかけました。

一方で、安倍政権が行った平成二十六年の診療報酬改定は、実質的にマイナス改定でした。平成二十八年度の診療報酬改定がさらなるマイナスとなる中で医療費の適正化を進めれば、病床の大幅削減など過度な効率化が進み、必要な医療が受けられなくなるおそれがあるのではないのでしょうか。見解を伺います。

また、来年度診療報酬改定に当たり、実質プラス改定を目指す決意があるのか、大臣の決意を伺います。

また、財務大臣には、過度な診療報酬削減は医療崩壊につながるの認識があるのか、また、来年度の予算編成において当初から診療報酬を削減する前提ではない旨の確認を求めます。

次に、患者申し出療養制度について伺います。患者申し出療養は、安全性が確実に担保されることが必要不可欠です。

今回の政府案では、医薬品等の審査をわずか六週間で行うという短期間です。通常、医薬品の承認には優先審査品目でも七カ月程度かかっており、それと比べるとるかに短期間で審査が行われることとなります。どのような工夫をもってこのような短期間での審査が可能となるのか、答弁を求めます。

このような審査方法で安全性が担保されると断言できるのかどうか伺います。

また、安全性が担保できなくなる事態が生じたときの対応は、具体的にどのようなものなのでしょうか。

一旦この制度で認められた医療行為等がこの制度から外れる事態とはどのような事態があり得ると想定しているのか、答弁を求めます。また、その際には、承認時と同様に迅速かつ優先的に行われるのでしょうか。また、その補償はどこからどのように行われるのか、あわせて答弁を求めます。よもや自己責任とはならないとは思いますが、自己責任として補償が受けられないなどということはない、その確認を求めます。

患者申し出療養は、あくまで患者の申し出を起点とする制度ですから、患者が当該医薬品や医療技術の安全性や有効性について熟知していないといけません。しかし、情報の非対称性ゆえに、患者が医師と同程度に安全性や有効性を理解できているとは思えません。医療に精通していない患者の申し出を起点とすることには無理があるのではありませんか。答弁を求めます。

もう一つの問題は、患者申し出療養制度によって認められた医薬品等が保険適用される見込みが見通せないことです。現に、未承認の医薬品や先進医療が保険適用に結びついていません。

例えば、平成二十六年において、未承認の医薬品等が分類されている先進医療Bのうち、保険適用されたものはゼロです。政府は、保険適用に向けた実施計画を策定することを予定しているようですが、それで本当に保険適用に結びつくのでしょうか。

実施計画では何を定め、その計画どおりにいかない場合の対策はどのようなものと考えているのか、あわせて、この制度で行われる医療については何年程度で保険適用となることを見込むのか、答弁を求めます。

また、今回の患者申し出療養制度の策定に当たり、難病患者の団体から、患者申し出療養について一度もヒアリングしてもらっていない、こういう声が上がっています。なぜ難病団体からヒアリングをしなかったのか、明確な答弁を求めます。

最後に、民主党は、生活者の立場に立つて、生活の充実を目指す生活起点の理念のもと、国民皆保険制度を守り、誰もが安全で必要な医療が受けられるようにするため、医療保険制度の抜本改革に取り組み所存であることを申し述べ、私の質問を終わります。（拍手）

〔国務大臣塩崎恭久君登壇〕

○国務大臣〔塩崎恭久君〕 岡本議員から十六問いただきました。

介護保険の見直しと実態把握についてのお尋ねがまずございました。

今回の改定では、中重度の要介護者などに質の高いサービスを提供する事業者には手厚い報酬を支払うとともに、全体としては事業者の経営に必要な収支差が残るように配慮をしております。

また、要支援者のサービスについては、多様な生活支援のニーズに対応するため、市町村を中心とした支え合いの体制づくりを推進する総合事業により、NPOや民間企業など多様な主体によるサービスの充実を図ることとしております。

お尋ねの、事業所の廃止件数や当該事業所でサービスを受けていた人数などについては把握しておりませんが、介護給付費実態調査等によるサービスごとの請求事業所数などの月別の推移を

通じて、全国の介護サービスの状況についてしっかりと見てまいります。

後期高齢者医療制度と保険の定義との関係についてのお尋ねがございました。

社会保険とは、法律によって国民に加入を義務づけ、人生のリスクに備えて被保険者がお金を出し合い、実際にリスクに遭遇した方に対して、必要な給付を行う仕組みでございます。

後期高齢者医療制度は、被保険者の保険料で賄う部分が少ないものの、国民皆保険のもとで、後期高齢者を被保険者として保険料を徴収し、医療給付を行う仕組みであることから、社会保険方式をとっていると考えております。

後期高齢者医療制度の持続可能性についてのお尋ねがございました。

後期高齢者医療制度は、創設から七年が経過し、現在では十分定着をし、安定的な制度運営が行われていると認識をしております。

高齢化の進展等により、後期高齢者医療を含めた医療保険制度全体の財政が厳しさを増していると考えられますが、当面は、今回の改革による財政基盤の強化などによって、制度の持続可能性を確保できるものと考えております。

中長期的には、高齢者医療の負担のあり方についても、今回の制度改正の実施状況等を踏まえて、見直しの必要性を含め、検討していくべき課題であると認識しております。

費用の見直しについて、二〇三〇年、三五年度の推計はありませんが、二〇二五年、平成三十七年度における後期高齢者医療に要する公費と後期高齢者支援金は、それぞれ、約十三兆円、約十・五兆円と推計をしております。

後期高齢者支援金の全面総報酬割と国保改革の徹底についてのお尋ねがございました。

今回の改革では、後期高齢者支援金の全面総報酬割で生じる財源を、財政状況の厳しい国保への財政支援と、被用者保険者の負担軽減に充てることとしており、国民皆保険を支える国保の基盤強化に御理解いただきたいと思います。

国保については、医療費適正化等に取り組む自治体を支援する保険者努力支援制度の創設などにより医療費適正化を推進するとともに、保険料収納インセンティブを確保する観点から、市町村が保険料を徴収し、都道府県に納付金を納める仕組みとしております。

国保の事業運営については不断の取り組みが重要であり、今後とも、医療費の適正化や保険料の徴収対策などを一層推進してまいります。

国保の都道府県単位化の利点についてのお尋ねがございました。

今回の国保改革により、平成三十年度から、都道府県が国保の財政運営の責任主体となり、多様なリスクが都道府県全体で分散されることとなります。また、効率的な事業運営の確保等、国保の運営面でも都道府県が中心的な役割を担うこととなります。

こうしたことなどにより、国民皆保険を支える国保制度の安定化を図ることができるものと考えております。

特定健診等の受診についてのお尋ねがありました。

今回の改革後においても、市町村は、地域住民と身近な関係の中、保健事業を引き続き担うこととしており、特定健診やがん検診の受診券は市町村が発行することとなります。

市町村が特定健診やがん検診の実施機関とする健診機関につきましては、市町村の御判断により、被保険者の利便性等も踏まえ決定していただいておりますが、同一の都道府県内の他の市町村において特定健診を受診可能としている地域もあるものと承知をしております。

特定健診やがん検診の広域的対応については、市町村等の意見も伺いながら検討していききたいと考えております。

国保の改革後の財政支援策についてのお尋ねがありました。

財政状況の厳しい国保の財政基盤を強化し、制度の安定化を図るため、平成三十年度以降、毎年三千四百億円の公費を投入し、国保財政の大幅な改善を図ることとしております。

二〇二五年、平成三十七年度、二〇三〇年度、平成四十二年、二〇三五年、平成四十七年度における国保制度については、今後の国保運営のあり方や、医療保険をめぐる財政状況などを踏まえて決まるものと認識をしております。

国民皆保険を支える国保の安定化を図ることは極めて重要な課題であり、今回の改革後においても、持続可能な国保制度を堅持するため、国保制度全般について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じていきたいと考えております。

協会けんぽの国庫補助についてのお尋ねがありました。

協会けんぽの財政状況については、ここ一、二年は改善傾向にあるものの、中長期的に見れば、高齢者医療への拠出金の増加等により、逼迫した状況になることが予想されます。このため、短期的な見通しに立つて保険料の引き下げを行うことは適切ではないと考えています。

他方、協会けんぽの準備金は法定準備金を超えて積み上がっており、現下の経済情勢、財政状況等を踏まえ、新たに準備金が積み上がる場合には、国庫補助を一部減額することとしております。

国保組合の改革につきましてのお尋ねがございました。

保険料については、単身世帯と比較すると、平成二十六年において、市町村国保の医療分の保険料が最高額である個人が、一人当たり平均保険料が最も低い国保組合に事業主組合員として加入した場合、市町村国保の保険料額の約三分の一となります。

給付については、現在は全ての国保組合において、窓口での給付が七割となっております。

保養所については、百六十四の国保組合のうち二つの組合が保有しており、全国建築国保組合が二カ所、京都府酒販国保組合が一所となっております。

国保組合の国庫補助率については、組合に与える財政影響等に鑑み、最低でも一三%の補助率を確保することとしており、これ以上の見直しについては慎重な対応が必要と考えております。

入院時の食事代の見直しについてのお尋ねがございました。

入院時の食事代の見直しの対象となりますが、一般所得の方に限っており、低所得の方は負担を据え置くこととしており、御理解をいただきたいと考えております。

なお、指定難病については、本年七月をめどに現行の百十疾病から約三百疾病に拡大する予定であり、指定難病の患者に対して医療費助成を行うとともに、今回の入院時の食事代の見直しでは負担を据え置くこととなっております。

紹介状なしの大病院受診に対する定額負担についてのお尋ねがございました。

今回の制度は、紹介状なしで大病院を受診する方に一定の負担をお願いすることで、かかりつけ医と大病院に係る外来の機能分化をさらに進めることを目的とするものでございます。

こうした目的に照らし、やむを得ない事情がある場合には、定額負担を求めることは適当ではないと考えています。

具体的ケースとしては、救急の場合や周囲に他の医療機関がない場合を想定しており、法案を成立していただいた後、平成二十八年四月の施行までに、関係の審議会でご意見を聞いた上で、必要かつ適切なケースを定めたいと考えております。

医療費適正化と診療報酬改定についてのお尋ねがありました。

医療費の適正化については、診療報酬の改定の状況にかかわらず、医療保険制度を持続可能なものとするため重要であり、必要な医療は確保しつつ、予防、健康づくりの推進、患者ニーズに対応する医療提供体制を踏まえた医療費目標を都道府県ごとに定めること、後発医薬品の使用促進を初めとする医療の効率的な提供等により進めていきたいと考えています。

来年度の診療報酬の改定率については、物価賃金の動向、医療機関の収支状況等を勘案して、予算編成過程において検討してまいります。

患者申し出療養の安全性等についてのお尋ねがございました。

患者申し出療養は、患者の申し出を起点とし、質の高い臨床研究を行う能力のある臨床研究で病状を改善すること、安全性、有効性を確保しつつ先進的な医療を迅速に受けられるようにするものです。

ただし、医学的判断が分かれるなどの場合には、必ずしも期間にとられず議論を行うこととし、安全性、有効性をしっかりと確保してまいります。

また、患者申し出療養の実施に伴う有害事象等については、速やかに国に報告を求め、患者申し出療養から外することも含め、対応を検討することとします。その場合の責任や補償のあり方については、現行の治験や先進医療における対応も踏まえて、引き続き検討してまいります。

患者申し出療養の患者の申し出についてのお尋ねがありました。

患者申し出療養については、患者が治療内容等を理解した上で申し出を行うことが必要であり、かかりつけ医等が患者からの相談に応じ、支援を行うことが重要と考えております。

今後、患者がしっかりと理解、納得した上で申し出を行えるよう検討してまいります。

患者申し出療養の保険適用についてのお尋ねがございました。

患者申し出療養における保険適用に向けた実施計画の具体的な内容としては、保険収載に必要な

情報等を求めることとしております。

また、少なくとも一年に一回は、患者申し出療養の実施状況等を国に報告するよう求め、計画どおりに進んでいない場合には、追加的に報告を求める等の対応を行ってまいります。

保険適用に要する期間は一概にお答えすることは困難ですが、安全性、有効性等の確認がされた医療については、将来的な保険適用につなげていきます。

患者申し出療養の患者団体からのヒアリングについてのお尋ねがございました。

患者申し出療養について、患者団体の皆様から、安全性、有効性や、先進的な医療が保険外にとどまることへの懸念の声があることは承知しており、これまでヒアリングを行ってまいりましたが、これらの懸念にはしっかりと配慮する必要があると考えています。

今後、できるだけ早く患者の方々を含む関係者の御意見を伺いつつ、丁寧に準備を進めてまいります。(拍手)

〔国務大臣麻生太郎君登壇〕

○国務大臣(麻生太郎君) 国保を含め社会保障予算の一律カットを行うのかとお尋ねがあつております。

国保への財政支援の強化は、社会保障・税一体改革におけます充実策の一環として大変重要なものと考えております。

一方で、特例公債の発行を通じ、相当程度の負担を将来世代に先送りするという現在の社会保障制度また社会情勢というものは、持続可能なものとは言えず、重点化、効率化が必要な状況にあるということとはつきりしておると存じます。

単純に社会保障の伸びに対して機械的な削減額を定めて抑制するという手法には、さまざまな議論があります。重要なのは、給付やサービスの質を維持しながらいかに効率化を図っていくかという点に尽きると思いますが、一つ一つの改革を積み上げていくことが必要と考えております。

次に、診療報酬改定についてのお尋ねがあつております。

診療報酬改定のあり方につきましては、物価賃金の動向、また医療機関の経営状況、また保険料や公費に係る財政状況、窓口負担、保険料負担、税負担などいろいろの国民負担のあり方、そして社会保障制度改革をめぐる議論の状況などを踏まえながら、平成二十八年度予算の編成過程において検討させていただきたいと考えております。(拍手)

〔国務大臣高市早苗君登壇〕

○国務大臣(高市早苗君) 岡本充功議員から、三点お尋ねをいただきました。

第一に、特定健診などの受診を市町村の区域を超えてできるように徹底すべきとの御意見とともに、見解についてお尋ねがありました。

現行制度でも、他の市町村に所在する健診機関において特定健診を受けることが可能な地域もあると承知しております。

今後、各市町村の判断により、より実情に応じた対応がなされるよう、特定健診等の広域的対応について検討がなされるものと認識をしております。

第二に、今回の改革後の財政支援策についてのお尋ねがございました。

今回の国保改革では、平成三十年度以降、毎年

約三千四百億円の財政支援を実施することとされております。

今回の改革後においても、国保制度の安定的な運営が持続するよう、国保制度全般について必要な検討が進められ、所要の措置が講じられるものと認識をしております。

第三に、国保の都道府県単位に伴う地方交付税の算定についてのお尋ねがございました。

現行の国保制度に係る地方負担については、地方財政計画に所要額を計上した上で地方交付税措置を講じております。

新たな制度につきましては、今後、制度や運用の詳細について検討が進められることとされておりますが、新制度のもとでも安定的な財政運営を行うことができるよう、適切に地方財政措置を講じてまいります。(拍手)

○議長(町村信孝君) 牧義夫君。

〔牧義夫君登壇〕

○牧義夫君 牧義夫でございます。

維新の党を代表して、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案につき質問をいたします。(拍手)

この法案は、数多くの改正事項のある法案でありますけれども、その名前のとおり、本日に持続可能な医療保険制度を構築できるのか、疑問を感じております。

確かに、国民健康保険の財政安定化という点では、一時的には効果があるでしょう。しかし、それもあくまで対症療法にすぎないと思います。その他の細々とした財政調整は、従来どおりの自動車操業であります。何より、医療費の本格的な抑

制策がほとんど見られせん。ふえ続ける高齢者医療費を現役世代が無理をして支え続ける構図には、全く手をつけられていないわけでございませう。

基本的な認識として、現在の医療保険制度について、持続可能性を脅かしている最大の原因を政府はどう考えているのか、まず厚生労働大臣にお伺いしたいと思います。

次に、保険者間の財政調整についてお尋ねをいたします。

その他の改正は、主として、どの保険者がどれくらい負担をするか、どの保険者にどれくらい税金を入れるかという財政調整に関するものです。それも、多岐にわたる複雑な利害調整で、国民には非常にわかりにくくなっております。

個々の保険者相対で、あるいは財政当局との間で、その場その場では公平を圖つたつもりでしょうが、医療保険全体から見れば、いずれも微調整ばかりであります。結局、膨張し続ける医療費の制御についてはほとんど手をつけず、ひたすら負担者の調整に終始しているように見えます。

そもそも、医療保険改革の方向として、既存の保険者間の利害調整よりも、各保険の統合も含めた抜本的な改革や、医療費抑制の問題に注力すべきではなかったのか、厚生労働大臣のお考えをお伺いいたします。

続いて、三千四百億円の財政支出と健保組合の負担引き上げについてお伺いをいたします。

この法案の財政調整で重要なのは、国の税金三千四百億円を毎年出すかわりに、市町村の国保を都道府県に引き受けてもらう、そして、ふえ続ける高齢者医療費については、いつもどおり大企業

を中心とする健保組合の負担をふやし続けるといふ二点と考えます。

一点目については、都道府県への移管自体は理解できます。しかし、三千四百億円の財政支出については、一層の精査が必要だと思ひます。

この金額の根拠は、国保の赤字総額が三千五百億円だからということでありませうけれども、そのうち一千億円、実に三分の一が東京都内の国保の赤字分です。一方で、東京都内の保険料負担率は全国平均より低いとあります。

もともと、国保の移管に反対する知事会を納得させるために、いわばつかみ金で巨額の支援を決めたのではとも言われておりますけれども、豊かな自治体の国保の赤字を全国民の負担で穴埋めしていることにならないか、財務大臣にお尋ねをいたします。

二点目の健保組合の負担引き上げは、従来どおり、取れるところから取るというやり方でありませう。

少子高齢化の中で、高齢者医療費は毎年ふえ続けており、大企業だろうと中小企業だろうと、現役世代のサラリーマンは、保険料と税負担の重さに耐えかねております。どの保険者だろうと、いつまでも当てにできないはずであります。

保険料収入の四割が高齢者医療支援に使われる健保組合や共済組合等にだけ負担をふやし続けるのが果たして持続可能な政策かどうか、厚生労働大臣にお尋ねをいたします。

次に、医療保険システム全体の改革についてお伺いをいたします。

歴史的経緯もあつて、医療保険の各保険者の財政余力は全く違います。戦前から大企業の福利厚

生として出発した健保組合、公務員の共済組合、中小企業サラリーマンの協会けんぽ、市町村と職業共済の国保、後期高齢者医療制度で、それぞれに保険を運営していますが、医療のナショナルミニマムの観点から、各制度間での拠出金や支援金があり、さらには国からの補助金等もございませう。

このため、各保険者間の移転と国からの移転が絡み合つて、非常に複雑な制度となつております。結果として、社会保険としての負担と給付の関係が、もはや国民には全くわからなくなつております。

全体として言えば、比較的余力のある健保組合などの負担をふやし続けて、消費税も上げ続けて、ふえ続ける高齢者医療費を賄おう、そんな発想なんだろうが、しかし、どの組合でも高齢化の進んでいる現在、もはや、保険者間での調整によるびぼう策も消費税増税も、限界に近づいていゐるのではないのでしょうか。

私たち維新の党は、医療保険は社会保険としての原点に立ち返つて制度設計をし直すべきだと考えております。リスクの配分と所得再分配を担う社会保険として合理的な形になるよう、医療保険は一元化させていくべきであると考えます。その上で、運営主体は、将来の道州制を想定して、都道府県や広域連合等の広域自治体を単位として、財源と権限、責任を国から移譲していくべきであります。

こうした抜本的な医療保険改革の方向について、厚生労働大臣の御所見をお伺いしたいと思ひます。

次に、本改正案において最も不足している観点、医療費抑制についてお伺いをしたいと思ひます。

この法案でも、医療費適正化計画の見直し等を一応は定めております。都道府県が地域医療構想と整合的な医療費の水準等を計画の中に定めることも盛り込んであります。しかし、具体的な医療費水準は都道府県任せで、国として本格的な医療費の効率化を行うための施策はほとんど見られませう。

また、紹介状なしで大病院を受診する場合の定額負担が導入されておりますが、軽い病気の人は行きつけの診療所に行つてもらえば、初診料の節約にもなり、医療費の削減にもつながるでしょうし、大病院は高度な治療に専念できます。その意味で、この改正の方向には賛成できます。入院時の食事代の定額負担も盛り込まれました。これも医療費抑制にはつながるでしょう。

ただ、これでどの程度の医療費抑制が図られるのか、現時点では全く不明であります。何より、医療費抑制策として、患者負担の増加が目立ちます。まず患者に負担を求めるようにという姿勢が見えるのはいかぬかと思ひます。

患者負担を求める前に、保険料と税金から収入を得ている医療者や保険者、さらには厚生労働省などが一定の効率化の努力をすべきではないかと考えております。

例えば、診療報酬の支払い審査を行う機関は、いまだに二つ並び立っております。協会けんぽ等を対象とする支払基金と国保等を対象とする国保連は、累次にわたり整理統合すべきとの提言を受けております。その後、統合しないなら競争原理が働くようにすべきとも言われ続けながら、改革は進んでおりませう。

今後の支払い審査機関の改革の方向性について、厚生労働大臣の所見をお伺い申し上げます。

また、この時代に、レセプト電子請求の義務化について広く例外が認められているというのも、国民の理解を得られないと思います。六十五歳以上の常勤医等の診療所について、いつまで義務化の例外とし続けるのか、厚生労働大臣にお伺いをいたします。

利用者に身近な問題では、薬の飲み残し、いわゆる残薬についても改善の余地は大きいと考えます。

先日、四月八日に中医協が発表した資料では、残薬確認による医療費削減効果は二十九億円とのことでした。これは薬剤師会を通じた委託研究ですが、薬剤師団体を通さずに直接患者を調査すれば、また新たな知見も得られるかもしれません。ちなみに、同じ薬剤師会が平成二十年に行った調査では、薬の飲み残し総額の推計は四百七十億円以上となっております。

今後の実態調査の方向も含め、残薬対策について、厚生労働大臣にお伺いをいたします。

次に、病床規制の問題についてお伺いいたします。

政府は、医療費削減については、この法案とは別に、病床機能報告制度の創設等、病院のベッド数に一層厳しい規制を課すことを主眼に置いているのかもしれませんが、ベッドが多いと、病院はそれを何とか埋めてもうけようとするから、それを防ぐという考え方は、一定程度は理解できます。一方で、ベッド数の規制が医療機関の競争や新規参入を妨げて、既存ベッドが既得権益化して、患者に選ばれない医療機関をいたずらに延命

させる弊害も指摘をされております。

病床規制についてのこうした批判、懸念に、現在の政府はどう応えるのか、厚生労働大臣のお考えをお伺いします。

次に、新規参入による医療費削減についてお伺いをいたします。

我々維新の党は、医療を含めた全ての分野で、供給者優先の政策から消費者優先の政策への転換を図るべきと主張をいたしております。

医療について申し上げれば、医療法人について株式会社への参入を促進し、医師以外の民間業者が病院経営を担えるようにして、診療報酬の点数にも市場メカニズムを利用するなど、新規参入により、患者によりよい医療サービスをより安価に提供できるようにすべきと考えております。

医療費の抑制は、患者負担を求めるだけじゃなくて、こうした医療者同士の競争と切磋琢磨によっても図るべきではないか。厚生労働大臣のお考えをお聞かせいただきたいと存じます。

次に、患者申し出療養創設についてお尋ねをいたします。

我が党は、患者にとつて選択肢がふえるのは望ましいと考えており、結党以来、混合診療の解禁を訴え続けてまいりました。したがって、今回の法案での患者申し出療養創設には賛成です。

ただし、具体的な制度設計にあつては、あくまで患者のための制度という原点を守るべきであると考えております。せっかくの新制度創設が、従来の保険診療の質を落とすことがあつてはなりません。

本法案の立法の過程で、これまで患者の意見を聞く場が正式には設けられなかった点を大変遺憾

に思います。今後の審議等で、患者団体等の意見も参考にされるのかされないのか、厚生労働大臣にお伺いをいたします。

以上、この法案の内容は、保険者間の財政調整が主となっており、医療費削減が足りないという問題点を指摘させていただきました。

では、なぜ、政府案は、保険者間の調整に終始する形になるのでしょうか。なぜ、医療費の削減には踏み込まないのでしょうか。なぜ、ほとんどの国民に全く理解できないような、複雑な利害調整の跡も生々しい法案を国会に提出して恥じないのでしょうか。

さきに述べたとおり、我々維新の党は、あくまで消費者、患者、納税者、そして保険料を毎月苦勞して払っている人々など、団体としてまとまっていけない人々、国民の声なき声を立法に反映させたいと考えていることを申し述べ、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣塩崎恭久君登壇)

○国務大臣(塩崎恭久君) 牧義夫議員から、十項目のお尋ねを頂戴いたしました。

まず、医療保険制度の持続可能性についてのお尋ねがございました。

医療保険制度につきましては、高齢化の進展や医療の高度化等により医療費が増加する一方で、少子化により制度の支え手が減少していくことが見込まれていることから、制度の持続可能性の確保が課題となっていると認識をしております。

このため、今回の改革において、国保への財政支援の拡充等により医療保険制度の財政基盤の安定化を図るほか、予防、健康づくりや後発医薬品の使用促進等の医療費適正化の推進、負担の公平

化等に取り組むこととしております。

なお、高齢者医療の負担のあり方などについては、今後、現役世代の負担の状況等を見ながら、見直しの必要性を含め、検討していくべき課題であると考えております。

医療保険の統合や医療費適正化についてのお尋ねがございました。

医療保険の統合については、保険者機能の発揮のあり方、国保と被用者保険の所得捕捉の違いなどの論点があり、慎重な検討が必要と考えております。

他方、医療費の適正化は重要な課題であり、今回の改革において、医療費適正化計画に地域医療構想と整合的な医療費の目標を定め、PDCAを強化するとともに、予防、健康づくり等を含む医療費適正化に積極的に取り組む保険者を支援するなど、医療費適正化に向けた対応を強化してまいります。

健保組合等の負担の増加についてのお尋ねがありました。

後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入は、被用者保険者間において、負担能力に応じた負担とし、公平な保険料負担の実現を図るものでございます。これにより、報酬水準の高い被用者保険者は負担が増加しますが、一方で、報酬水準の低い被用者保険者は負担が減少します。

今後、高齢者の増加等により被用者保険者の負担が増加していくことが見込まれることから、今回の改革において、持続可能な制度となるよう、被用者保険者に対する約七百億円規模の追加的な財政支援を行い、高齢者医療の拠出金負担の重い保険者の負担軽減を図ることとしております。

医療保険の一元化についてのお尋ねがございました。

今回の改革においては、市町村ごとに運営をしている国保について、都道府県が財政運営の責任主体となり、国保運営に中心的な役割を担うこととしていきます。これにより、後期高齢者医療制度、協会けんぽに加え、国保についても、都道府県単位での財政運営となります。

他方、国保と被用者保険の一元化については、所得捕捉の状況の違い、保険者機能を弱めるなどの課題があり、慎重な検討が必要であると考えております。

今後の審査支払い機関の改革の方向性についてのお尋ねがございました。

これまで、診療報酬支払基金と国保連においては、審査の質と効率性の向上に向け、審査の判断基準の統一化に向けた取り組みや業務の効率化による審査手数料の引き下げなど、さまざまな取り組みを実施してきております。

今後とも、当事者である保険者等の審査支払い機関の統合に関する御意見も踏まえ、電子レセプトを活用したチェックなどにより、さらに質が高く効率的な審査を行うことが重要であると考えております。

レセプトの電子請求についてのお尋ねがございました。

御指摘の六十五歳以上の医師等のいる診療所等については、電子請求の負担を考慮し、今後とも、例外的に紙レセプトによる請求を認めることとしていきます。

こうした例外はあるものの、現在では九七・三％が電子請求により行われており、引き続きレ

セプト電子化を推進してまいります。

残薬対策についてのお尋ねがございました。薬の飲み残しについては、適切な薬物療法の実施のほか、医療費の適正化の観点からも重要な課題となっております。

このような中、残薬を減らし、医療の質の向上と効率化を図るため、薬局の取り組みに係る実態調査などを実施し、地域の薬局薬剤師の活躍を促すための方策について検討を進めてまいります。

病床規制についてのお尋ねがございました。医療計画における基準病床数制度については、病床の地域的偏在の拡大を防止するとともに、全国的に一定水準以上の医療を確保することを目的としているものですが、医療機関の新規参入を妨げているといった声も承知をしております。

昨年成立をいたしました医療介護総合確保推進法においては、都道府県が地域医療構想を策定し、二〇二五年の地域医療需要を急性期、慢性期といった病床機能ごとに推計するとともに、医療関係者、医療保険者等から成る調整会議を地域ごとに設置し、不足している病床機能への転換を進めるなど、地域の医療需要に応じた病床の機能分化、連携を進めることとしております。

このような取り組みにより、地域の医療需要に適切に対応した、質が高く効率的な医療提供体制を構築していくこととしております。

医療分野への市場メカニズムの利用についてのお尋ねがございました。

医療機関が適切な競争と切磋琢磨を通じて質が高く効率的な医療を提供していくことは重要と考えております。

御指摘の株式会社による医療機関の経営につい

ては、株式会社は、利潤の最大化のために必ずしも患者に適正な医療を提供しないおそれがあることなどの理由により、原則として認めていません。

また、診療報酬については、誰もが一定の負担で必要な医療を受けられるという我が国の国民皆保険の理念のもと、原則として一律の点数設計としております。

いずれにしても、こうした医療における非営利性や国民皆保険の原則を踏まえながら、質が高く効率的な医療の実現に向けた改革に取り組んでまいります。

患者申し出療養についてのお尋ねがございました。

患者申し出療養は、困難な病氣と闘う患者の思いに込めるものであり、患者団体の方々の安全性、有効性への懸念や、先進的な医療が保険外にとどまり続けることへの懸念にもしっかりと配慮する必要があるものと考えております。

今後、できるだけ早く、患者団体を含む関係者の御意見を伺いつつ、丁寧な準備を進めてまいりたいと考えております。(拍手)

〔国務大臣麻生太郎君登壇〕

○国務大臣(麻生太郎君) 国保の財政支援についてのお尋ねがっております。

今般の国保改革におきましては、財政基盤の強化のために公費支援される三千四百億円につきましては、低所得者が多い自治体への支援や、医療費適正化を図る自治体への支援などに効果的、効率的に活用されるものと承知をいたしております。

したがしまして、御指摘のような、比較的財政

力のある自治体に対して、保険料率を低くすることで生じた国保の赤字を補填するようなことはないと考えております。(拍手)

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長(川端達夫君) 古屋範子君。

〔古屋範子君登壇〕

○古屋範子君 公明党の古屋範子でございます。ただいま議題となりました持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案、医療保険制度改革法案について、政府の見解を伺います。(拍手)

日本の医療保険制度は、昭和三十六年に、お互いに医療費を支え合う国民皆保険制度を実現しました。世界に誇るべき制度であります。

しかし、高齢化等に伴い、日本の国民医療費の総額は年間一兆円程度ふえ続けています。

今後この日本の医療保険制度を持続可能なものとし、全国民に効率的で質の高い医療を提供していくことが何よりも重要と考えます。

国民皆保険制度を維持していくためには、まず、財政基盤が非常に脆弱な国民健康保険、国保改革による制度の安定化が喫緊の課題です。

市町村国保は、国民皆保険の基盤として重要な役割を果たしていますが、医療を必要とする高齢者の加入が多く、所得水準が低いなど、構造的な問題を抱えています。また、厚生労働省の調査によりますと、財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者が全体の四分の一を占めています。

そこで、本法案では、平成三十年度から、国保の財政運営の主体を、現在の市町村から都道府県

に担ってもらうこととしています。都道府県が財政運営の中心的な役割を担い、安定化を図ることが大きな柱です。この点は、昭和三十六年の国民皆保険制度が実現して以来の大きな改革と言っても過言ではないと思います。

持続可能な国民皆保険に向けた国保改革を何としても成功させなくてはなりません。都道府県が財政運営の主体を担う意義について、塩崎厚生労働大臣にお伺いします。

国保の財政運営の主体を都道府県に担ってもらうこととなりますが、各市町村は、保険料の賦課徴収、保険給付の決定などを引き続き行うこととなります。

その際、都道府県と市町村がしっかりと協議して、明確な国保の運営方針を決めることが大事だと思います。これにより、業務の効率化、コスト削減などが求められています。

国としても、都道府県と市町村任せにするのではなく、都道府県と市町村の役割分担がスムーズに進むよう後押しをするべきと考えます。

また、財政運営の都道府県移行に伴い、公費拡充で国保の財政基盤の強化を図ることも、法案の大きなポイントです。

具体的には、平成二十七年から公費拡充を順次実施し、平成二十九年度以降は、毎年約三千四百億円の財政支援を行うこととなります。国保全体の保険料の総額が三兆円超ですから、一割以上の規模に当たります。

三千四百億円の財政支援の効果について、塩崎厚生労働大臣の御所見を伺います。

次に、負担の公平化等に関してお伺いします。今回の国保改革で、三千四百億円の財源を投入

し、財政基盤の強化を図ります。これにより、懸案だった国保が安定し、赤字解消や保険料の伸び幅の抑制が期待されます。安心の医療実現への大きな一歩です。

しかし、一方で、負担の公平化の推進などが法案に盛り込まれました。これらについては、お互いに医療費を支え合う国民皆保険を今後も堅持し、持続可能な制度としていくためにもやむを得ないと考えますが、国民の皆様に対する丁寧な説明が今政府に求められています。

例えば、健康保険組合等による後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入です。これにより、中小企業で構成される協会けんぽや報酬水準が低い健保組合の負担は軽減されますが、報酬水準が高い健保組合は負担増になるとされています。

入院時の食事代の見直しもその一つです。

現在、入院時の食事代は、食料費相当額を負担額として、一食二百六十円としています。これに対し、在宅で療養する人は、食料費のほか、調理にかかる費用も負担しています。そこで、入院と在宅療養との公平を図るという観点から、入院時の食事代も調理費相当額の負担も求めることとし、平成二十八年度から一食三百六十円、平成三十年度から四百六十円へと段階的に引き上げることとしています。

また、外来の機能分化を進めるという観点から、紹介状なしで大病院を受診する場合、定額負担を患者に求める選定療養が平成二十八年年度から導入されるとしています。

こうした負担の公平化について、今なぜ必要なのか、塩崎厚生労働大臣に丁寧な説明を求めま

す。

新たな患者申し出療養の創設についてお伺いします。

患者申し出療養は、国内未承認薬などを迅速に保険外併用療養として使用したいという患者の切実な思いに応えるため、患者の申し出を起点とする新たな保険外併用療養の仕組みとして、平成二十八年度から実施されます。主に抗がん剤などが想定されると思われます。

この制度により、安全性や有効性の審査期間が、前例のない場合は原則六週間、過去に例がある場合は原則二週間とします。従来、前者の場合は六カ月程度、後者で約一カ月を要していたので、迅速な審査で患者に医療を提供できることとしています。

患者申し出療養は、所得の高い人ほどよい医療が受けられる、医療格差を広げるといった批判もありますが、その狙いについて、塩崎厚生労働大臣の答弁を求めます。

最後に、個人や保険者による予防、健康づくりの促進についてお伺いします。

本法案では、予防、健康づくりのインセンティブの強化が掲げられています。個人の健康維持、増進はもちろんですが、ふえ続ける医療費を抑制するという観点からも大変に重要な取り組みだと思えます。

例えば、歩数、体重管理などに自主的に取り組む人には、健保組合がヘルスケアポイントを付与します。

また、七十五歳以上の高齢者については、低栄養や、高齢になるに伴い筋肉の量が減少していく老化現象であるサルコペニアといった問題にどう

対処するかが課題です。そのため、栄養指導や口腔ケア等の充実を掲げています。

現在、栄養指導については、専門家によるモデル事業の実施を検討していると伺っています。予防、健康づくりの促進について、どのように取り組むのか、塩崎厚生労働大臣の御見解を伺います。

今回の改革は、国民健康保険制度が導入されて以来の大改革であります。今後も、国民健康保険が医療のセーフティネットとしての機能を維持できるよう、財政基盤安定化のための改革とともに、低所得者対策など構造的課題を軽減するための思い切った公費投入を強く要望し、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣塩崎恭久君登壇)

○国務大臣(塩崎恭久君) 古屋範子議員から、五点にわたってお尋ねを頂戴いたしました。

まず、国保改革の意義についてのお尋ねでございます。

今回の国保改革によりまして、平成三十年度から、都道府県が国保の財政運営の責任主体となり、多様なリスクが都道府県全体で分散をされることとなります。また、効率的な事業運営の確保等、国保の運営面でも都道府県が中心的な役割を担い、国保制度の安定化が実現することとなると思っております。

国民皆保険を支える国保の安定的な運営を堅持するため、今回の国保改革を確実に実現させていきたいと考えてございます。

国保に対する財政支援の効果についてのお尋ねがございました。

国保は、さまざまな構造的な課題を抱え、厳し

い財政状況にあることから、今回の改革において、毎年三千四百億円の追加的な財政支援を行うこととしております。これは、被保険者一人当たり約一千万円に相当する規模となっております。

自治体の実情を踏まえた財政支援を行うことにより、国保の財政基盤の強化を図り、国民皆保険を支える国保を安定化させるとともに、保険料の伸びの抑制などの負担軽減につながるものと考えております。

負担の公平化の必要性についてのお尋ねがございました。

高齢化が進展する中、国民皆保険を堅持していくため、負担の公平を図り、医療保険制度の持続可能性を高める必要がございます。

このため、後期高齢者支援金に全面総報酬割を導入し、負担能力に応じた負担とすることにより、公平な保険料負担の実現を図ります。

また、入院と在宅療養の公平を図るため、入院時の食事代の見直しを行うこととしております。低所得の方や、難病や小児慢性特定疾病の患者の負担は据え置いて、必要な配慮を行います。

また、紹介状なしで大病院を受診する方に一定の負担をお願いすることで、かかりつけ医と大病院に係る外来の機能分化をさらに進めてまいります。

これらを含め、今回の改革の内容について御理解いただけるよう、国民の皆様方に丁寧な説明をしてまいりたいと思っております。

患者申し出療養についてのお尋ねがございました。

患者申し出療養は、困難な病気と闘う患者の思いに応えるために、先進的な医療について、患者

の申し出を起点として、安全性、有効性を確認しつつ、身近な医療機関で迅速に受けられるようにするものがございます。

新しい医療技術が保険収載されずに保険外併用療養にとどまり続け、医療格差を広げるのではないかとといった御懸念の声があることも承知しており、患者申し出療養においては、保険収載に向けた実施計画の作成等を医療機関に求め、安全性、有効性等の確認を経た上で、将来的な保険適用につなげていくことにしています。

予防、健康づくりの取り組みについてのお尋ねがございました。

今後とも医療費の増大が見込まれる中、予防、健康づくりを推進し、医療費の適正化につなげることは極めて重要でございます。

このため、今回の医療保険制度改革においては、ヘルスケアポイントの導入など、個人に予防、健康づくりのインセンティブを提供する取り組みを推進するとともに、国保の保険者努力支援制度を創設するなど、予防、健康づくりを含め、医療費適正化に積極的に取り組む保険者、自治体を支援することとしております。

また、後期高齢者医療において、栄養指導など、高齢者の特性に応じた保健事業を実施することを推進してまいります。(拍手)

○副議長(川端達夫君) 高橋千鶴子君。

(高橋千鶴子君登壇)

○高橋千鶴子君 私は、日本共産党を代表して、国民健康保険法等の一部を改正する法律案に対する質問を行います。(拍手)

二〇二二年、民主党政権時代に、自公三党合

意によって、社会保障と税の一体改革法が成立しました。翌年にプログラム法、昨年は医療介護総合法が成立しましたが、本法案は、これら一連の法律と一体のものであります。

我が党は、こうした改革は、社会保障を国民の自助や共助に矮小化し、個人と家族の責任に課すもので、憲法二十五条に規定された国の責任を放棄するものであると厳しく批判してきました。

一九六一年、全ての市町村で国民健康保険事業が実施され、国民皆保険制度が確立しました。市町村は、地域住民の医療を守るため、努力を払って国保制度を築き上げてきたのです。

しかし、歴代の政権による相次ぐ国庫補助の引き下げによって、国保財政は極めて厳しい状態が続いてきました。

三百六十万を超える保険料滞納世帯、そのうち、短期証や資格書の交付は百四十万世帯を超えています。全日本民医連が加盟医療機関の患者を調べただけでも三十二人もの方が、保険証がないために治療がおくれ、亡くなっています。高過ぎる払えない国保料がこのような事態を招いているとは思いませんか。

高過ぎる保険料は、国民が必要な医療を受ける最大の障害となっています。保険料引き下げを求める運動が各地で取り組まれ、今回、財政支援の拡充三千四百億円が措置されたのも、こうした運動を一定反映してのものです。

しかし、なお、国保財政は三千五百億円を超える一般会計からの繰り入れで維持されているのが現状であり、国保の財政基盤の強化を言うなら、国庫負担をもとに戻し、さらなる財政支援の拡充こそ求められるではありませんか。

地方自治体が住民の健康を守る事業として取り組んできたものに乳幼児医療費助成制度があります。

まず、この十年間でどれだけの県と市町村が取り組むようになったのか、具体的にお答えください。また、こうした自治体独自の取り組みをどう受けとめていますか。

ことし二月の国と地方の協議の場でも、検討を進めるべき課題として挙げられたのが、乳幼児医療費無料化など地方単独事業に係る国庫負担の調整措置の見直しがあります。住民に喜ばれる子育て支援策として拡充を進めてきた地方の努力に対し、減額という形でいわゆるペナルティーはきつぱりやめるべきです。答弁を求めます。

今回の法案の最大の特徴は、国保の財政運営を市町村から都道府県に移管することにあります。

都道府県は、年度ごとに市町村から国民健康保険事業費納付金を徴収し、市町村に対し国民健康保険給付費交付金を交付することになります。都道府県が、給付費等の見込みを立て、市町村ごとに納付金の額を決定し、さらに、市町村の保険料の決定の際目安となる標準保険料率を示すとされています。

今、多くの市町村は、一般会計からの繰り入れを行い、保険料率の上昇を防ぐための努力をしています。標準保険料率の設定が、こうした努力を否定し、保険料の値上げにつながるものであつてはなりません。見解を伺います。

また、あくまで市町村が決める保険料率に都道府県が口を挟むものではないと考えますが、見解を伺います。

本法案には、医療費適正化計画の見直しが挙げられました。

都道府県は、医療介護総合法に規定された地域医療構想と整合性が図られる医療費適正化計画を定め、医療に要する費用の目標を定めなければなりません。もともと医師不足で病棟閉鎖状態など医療資源が不足している現状が追認され、医療の過疎化や医師不足を固定化することになりませんか。

全国知事会は、現行の計画では医療費の見直しとしているものを目標とすることに強い懸念を表明しています。

結局、医療費抑制策を都道府県の責任に負わせるものではないのか。お答えください。

次に、患者申し出療養の創設について質問します。

この制度は、医療をビジネスチャンスにしようとする安倍内閣の成長戦略と結びついて、規制改革会議から持ち出された議論です。申し出療養に期待する患者もいる反面、安全性の不確かな医療が出回ることや、事故の責任を患者に負わせる危険性があることも指摘しなければなりません。

難病団体の代表は、こうした制度の創設が、かえって新たな治療や薬が保険外に止め置かれ、難病法からも対象外となることに懸念を表明しています。

患者申し出療養が想定しているのはどのような医療か、また、どのくらいの疾患数になるのか、お答えください。

逆に、保険診療適用への道が遠のく、あるいは閉ざされることがあつてはならないと思います。健康保険法の改正について質問いたします。

中小の事業所の医療保険である協会けんぽに對する国庫補助は、当分の間一六・四％とされました。しかし、財務省からの圧力もあつて、本則規定は、一三％から二〇％の範囲内で政令で定めると、引き下げも想定された規定となつています。

報酬水準が約三百七十万円で推移しているにもかかわらず、協会けんぽの平均保険料率は、リーマン・ショック後、八・二％から一〇％に引き上げられ、中小企業の従業員に重い負担となつてい

ます。

むしろ、上限の二〇％の国庫負担にすべきではありませんか。お答えください。

今回の法案がさらなる国民の負担増につながる点も重大です。

紹介状なしで大病院を受診する場合などの定額負担の導入、入院時食事療養費の一食二百六十円から四百六十円への引き上げ、後期高齢者医療制度の保険料の特例軽減の廃止など、重い負担のために医療にアクセスできない人をふやしかねず、やめるべきであります。

最後に、一体改革という名での消費税増税が社会保障充実のためでは全くないことは明らかです。国民皆保険制度の原点に立ち返つて、一連の医療制度改革を抜本的に見直すことを求め、質問を終わります。(拍手)

(国務大臣塩崎恭久君登壇)

○国務大臣(塩崎恭久君) 高橋千鶴子議員から、八問のお尋ねを頂戴いたしました。

まず、国保の保険料についてのお尋ねがございました。

国保は、全ての被保険者がひとしく保険給付を受ける可能性があり、被保険者全体の相互扶助で支えられるものであることから、世帯の所得等に

よつて応分の保険料を負担していただく必要がございます。

ただし、国保には低所得者が多く加入する等、構造的な問題を抱えていることから、これまでも低所得者の保険料軽減措置等を講じてきました。

また、保険料の滞納者に対しては、納付相談を行い、分割納付などのきめ細かな対応を行うことなどにより、個々の滞納者の実情に応じた対応を行つています。

今回の改革においても、毎年三千四百億円の追加的な財政支援を行うことにより、国保の財政基盤の強化を図るとともに、保険料の伸びの抑制などの負担軽減につなげ、保険料を納めやすい環境を整えてまいります。

国保に対する財政支援についてのお尋ねがございました。

国保は、さまざまな構造的な課題を抱え、厳しい財政状況にあることから、保険給付費等に対する五〇％の財政支援を維持するとともに、低所得者が多い自治体に対する財政支援や高額な医療費への財政支援を行うなど、これまでも累次の財政支援策を講じてきました。

今回の改革においては、さらに毎年三千四百億円の追加的な財政支援を行うことにより、国保の財政基盤の強化を図り、国民皆保険を支える国保を安定化させたいと考えております。

地方自治体が実施している乳幼児医療費助成についてのお尋ねがございました。

乳幼児等の医療費の助成を実施している都道府県と市町村の数の推移について、助成対象別に平成十七年から平成二十六年までの十年間で比較をしますと、通院の場合、就学前までとする都道府

県が四十六から三十三、それ以上も対象とする都道府県が一から十四、十五歳までとする市町村が、二千四百十五、約九九・九％から千五百三十八、約八八・三％、それ以上も対象とする市町村が、三、約〇・一％から二百四、約一一・七％。

入院の場合、就学前とする都道府県が四十五から二十三、それ以上も対象とする都道府県が二から二十四、十五歳末までとする市町村が、二千四百十五、約九九・九％から千五百二十四、約八七・五％、それ以上も対象とする市町村が、三、約〇・一％から二百十八、約一二・五％となつております。

この十年間の各自自治体における乳幼児等の医療費助成の取り組みは助成対象が拡大する傾向となつておりますが、各自自治体の財政状況等を踏まえ、各自自治体において適切に判断されているものと受けとめております。

国保の国庫負担の減額調整についてのお尋ねがありました。

地方単独事業により窓口負担が軽減される場合、一般的に医療費が増加するため、限られた財源の公平な配分の観点から、増加した医療費分の国庫負担を減額調整しております。

この国庫負担の調整措置の見直しについては、地方団体からの要望もあり、現行制度の趣旨や国保財政に与える影響等を考慮しながら、引き続き議論していく必要があるものと認識をしております。

国保の標準保険料率についてのお尋ねがございました。

今回の改革では、将来的な保険料負担の平準化を進める観点から、都道府県は市町村ごとの標準

保険料率を示すとともに、各市町村が都道府県を示す標準保険料率を参考にそれぞれの保険料率を定めることとしております。

また、毎年三千四百億円の追加公費を投入するなどにより、一般会計からの繰り入れの必要性は相当程度解消するものと考えていますが、各市町村においては、今後とも、収納率の向上や医療費適正化の取り組みを行うとともに、保険料の適切な設定に取り組みでいただきたいと考えております。

患者申し出療養についてのお尋ねがありました。

患者申し出療養の具体的な医療の内容や疾患数について現時点でお答えすることは困難ですが、例えば、国内未承認の医薬品等が対象となると考えています。

また、保険収載に向けた実施計画の作成等を医療機関に求め、安全性、有効性等の確認を経た上で、将来的な保険適用につなげてまいります。

協会けんぽの国庫補助率についてのお尋ねがありました。

協会けんぽの国庫補助率は、平成二十六年度までの期限を区切って一六・四％としていたことが、今回、期限の定めをなくして補助率の安定化を図ることとしております。

協会けんぽの財政状況は、なお厳しい状況であるものの、リーマン・ショック直後に比べると改善してきており、現時点において国庫補助率を二〇％に引き上げるような状況にはないと認識をしております。(拍手)

○副議長(川端達夫君) 厚生労働大臣から、答弁を補足したいとの申し出があります。これを許します。厚生労働大臣塩崎恭久君。

(国務大臣塩崎恭久君登壇)

○国務大臣(塩崎恭久君) 六番目の問いにお答えをすることができませんで、大変失礼をいたしました。補足をさせていただきたいと思っております。

医療費適正化計画についてのお尋ねでございます。

今回の改正により都道府県が設定する医療費の目標は、今年度以降都道府県が策定をする地域医療構想と整合性を図ったものとするとしております。

地域医療構想は、二〇二五年時点における各地域のあるべき医療提供体制の実現に向けて策定されるものですので、医療費の目標によって医療の過疎化や医師不足を固定化することの御指摘は当たらないと考えております。

また、医療費の適正化については、国、都道府県、保険者が、それぞれの役割を果たしながら推進していくものと考えております。

都道府県には、地域医療構想に基づく医療提供体制の整備や、予防、健康づくりの取り組みを保険者に促すなどの役割を担っていただきますが、国においては、都道府県や保険者の取り組みに係るガイドラインを提示するなどの責務を果たすこととしております。

大変失礼いたしました。(拍手)

○副議長(川端達夫君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(川端達夫君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時十四分散会

出席国務大臣

財務大臣 麻生 太郎君
総務大臣 高市 早苗君
外務大臣臨時代理 菅 義偉君
国務大臣 菅 義偉君
厚生労働大臣 塩崎 恭久君
経済産業大臣 宮沢 洋一君

出席副大臣

厚生労働副大臣 永岡 桂子君

○議長(報告)

(議決通知)

一、去る七日、向大野事務総長から船田裁判官弾劾裁判所裁判長及び中村参議院事務総長宛て、本院は、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員を次のとおり補欠選任し、かつ、予備員の職務を行う順序は頭書のとおりに決定した旨通知した。

裁判官弾劾裁判所裁判員予備員

第二 安藤 裕君(ふくだ峰之君の補欠)

(通知書受領)

一、去る九日、参議院議長から、国会において議決した次の予算を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

平成二十七年一般会計予算
平成二十七年特別会計予算
平成二十七年政府関係機関予算

(報告書受領)

一、去る七日、内閣から次の報告書を受領した。

自衛隊法第六十二条第五項の規定に基づく平成二十六年自衛隊員の営利企業への就職の承認に関する報告

国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十四条第一項において防衛省の職員の人事交流について準用する同法第二十三条第二項の規定に基づく平成二十六年防衛省と民間企業との間の人事交流に関する報告

(議席変更)

一、去る七日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

一 上西小百合君
六四 丸山 穂高君

一、去る七日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

二 仲里 利信君
三 池内さおり君
四 大平 喜信君
六 上西小百合君
九 中川 康洋君
一四 角田 秀穂君
二〇 伊佐 進一君
四七 真山 祐一君
五一 吉田 宣弘君
五五 中野 洋昌君
五七 濱村 進君
六一 國重 徹君
六二 樋口 尚也君
六三 濱地 雅一君

(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
法務委員

辞任	補欠
辻 清人君	鈴木 隼人君
宮川 典子君	中村 裕之君
築 和生君	木村 弥生君
山下 貴司君	宮崎 政久君
國重 徹君	真山 祐一君
中村 裕之君	武藤 貴也君
真山 祐一君	吉田 宣弘君
木村 弥生君	築 和生君
鈴木 隼人君	辻 清人君
宮崎 政久君	山下 貴司君
武藤 貴也君	宮川 典子君
吉田 宣弘君	國重 徹君

加藤 寛治君 三ツ林裕巳君
津島 淳君 中川 俊直君
古川 康君 加藤 鮎子君
御法川信英君 丹羽 雄哉君
山田 美樹君 田畑 裕明君
岸本 周平君 大西 健介君
河野 正美君 足立 康史君
一、去る八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
外務委員

辞任	補欠
河井 克行君	前川 恵君
鈴木 隼人君	宗清 皇一君
星野 剛士君	赤枝 恒雄君
青柳陽一郎君	吉田 豊史君
穀田 恵二君	島津 幸広君
赤枝 恒雄君	星野 剛士君
前川 恵君	河井 克行君
宗清 皇一君	鈴木 隼人君
赤枝 恒雄君	青柳陽一郎君
吉田 豊史君	島津 幸広君
島津 幸広君	穀田 恵二君

一、去る十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
財務金融委員

辞任	補欠
竹本 直一君	小島 敏文君
牧島かれん君	赤枝 恒雄君
山田 賢司君	大串 正樹君
前原 誠司君	渡辺 周君
赤枝 恒雄君	牧島かれん君
大串 正樹君	山田 賢司君
小島 敏文君	竹本 直一君
渡辺 周君	前原 誠司君

都市農業振興基本法案(参議院提出、参法第五号)
農林水産委員会 付託
一、昨十三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)	法務委員会 付託
水防法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)	国土交通委員会 付託
(議案送付)	
一、去る七日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。	
船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案	
特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法案	
福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案	
一、昨十三日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。	
政治資金規正法の一部を改正する法律案(黒岩 宇洋君外三名提出)	
(回付議案受領)	
一、去る九日、参議院から回付された内閣提出案は次のとおりである。	
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案	
(議案通知書受領)	
一、去る九日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。	
平成二十七年年度一般会計予算	
平成二十七年年度特別会計予算	
平成二十七年年度政府関係機関予算	

〔質問書提出〕

一、去る七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

日本航空の整理解雇問題に対するILO勧告に関する質問主意書〔初鹿明博君提出〕

一、去る八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

駅頭での外国人に対する職務質問に関する質問主意書〔初鹿明博君提出〕

ソ連の対日宣戦布告に対する公電等に関する質問主意書〔鈴木貴子君提出〕

外務省参与に関する質問主意書〔鈴木貴子君提出〕

一、去る十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

東日本大震災の復興予算に関する第三回質問主意書〔鈴木貴子君提出〕

北方領土択捉島に関する第三回質問主意書〔鈴木貴子君提出〕

〔「竹島の日」記念式典に関する質問主意書に対する政府答弁〕に関する再質問主意書〔鈴木貴子君提出〕

〔在ウズベキスタン大使館に配置されていた所在がわからなくなった日本画に関する質問主意書に対する政府答弁〕に関する再質問主意書〔鈴木貴子君提出〕

一、昨十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

教科書袋に関する質問主意書〔初鹿明博君提出〕

〔答弁書受領〕

一、去る七日、内閣から次の答弁書を受領した。衆議院議員松原仁君提出朝鮮総連本部ビルの転売に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出「竹島の日」記念式典に関する質問主意書に対する政府答弁に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出「在ウズベキスタン大使館に配置されていた所在がわからなくなった日本画に関する質問主意書に対する政府答弁」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出東日本大震災の復興予算に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員郡和子君提出死因究明等の推進に関する質問に対する答弁書

平成二十七年三月二十七日提出
質問 第一七四号

朝鮮総連本部ビルの転売に関する質問主意書
提出者 松原 仁

朝鮮総連本部ビルの転売に関する質問主意書
朝鮮信用組合の破綻処理に公的資金（税金）が、一兆三千四百五十三億円（国民一人当たり一万円以上の負担額）が投入された。また、整理回収機構は現在朝鮮総連に対して五百九十億円の債権を有している。政府は、法に則り債権の回収を厳格に行うとされる。こうした中、朝鮮総連にきわめて関係の深い「有限会社白山出版会館管理会」が極度額五十億円の根拠当権設定登記を行った事実があることを踏まえ、朝鮮総連本部転売につき質問する。

一 本取引のため、本年一月に香港から日本に十億円が送金されたと複数の報道がされているが、送金の事実を確認しているか。

二 北朝鮮が関与する金融取引について、金融活動作業部会（FATF）声明は、特別の注意を要する強化された監視を行い、効果的な対抗措置を適用するよう求めている。政府は朝鮮総連本部転売に関わる金融取引について、合法性を確認したか。

三 政府並びに整理回収機構におかれては、「有限会社白山出版会館管理会」と朝鮮総連は、事実上一体と見做すべきであると考えるが如何に。一体ではないとするならば、その理由を明らかにされたい。

四 整理回収機構は、朝鮮総連本部に対する動産執行を未だに行っていないと承知するところ、政府は「厳格な法執行」の方針の下、同機構にしかるべき指導をすべきではないか。できないとするならば、その理由を明らかにされたい。

五 現在、朝鮮総連本部ビルの所有者は「グリーンフォリス」となっているが、朝鮮総連と賃貸契約をしたか、把握しているか。

内閣衆質一八九第一七四号
平成二十七年四月七日
内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 町村 信孝殿

衆議院議員松原仁君提出朝鮮総連本部ビルの転売に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員松原仁君提出朝鮮総連本部ビルの転売に関する質問に対する答弁書
一について
お尋ねについては、個別の取引に関する事項

であることから、答弁を差し控えたいが、例えば、金融機関について、外国から本邦へ向けた送金により収受した財産が犯罪による収益である疑いがある等と認められる場合においては、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第八条第一項の規定に基づき届出義務が課されている。

二及び五については、朝鮮総連の各種動向について、重大な関心を持って情報収集を行っているところであるが、その個別具体的な内容については、これを明らかにすることにより、今後の情報収集活動に支障を及ぼすおそれがあることから、答弁を差し控えたい。

三について
お尋ねについては、個別具体的な債権回収に関わる事柄であり、株式会社整理回収機構以下「整理回収機構」という。における今後の債権回収業務に支障を及ぼすおそれがあることから、答弁を差し控えたいが、一般に、特定の債務者に対する債権に関し、当該特定の債務者以外の者（以下「別個の者」という。）から法令にのっとりた債権回収を行うためには、別個の者名義の資産の帰属主体が当該特定の債務者である等、両者が事実上一体であること等の事実を立証することが必要であると考えている。いづれにせよ、整理回収機構及び預金保険機構においては、今後とも引き続き、付与された権能や債権回収に関する知見やノウハウを活用しながら、法令にのっとり適切に対応していくものと考えている。

四について

お尋ねについては、個別具体的な債権回収に関わる事柄であり、整理回収機構における今後の債権回収業務に支障を及ぼすおそれがあることから、答弁を差し控えたいが、政府としては、整理回収機構が、今後とも引き続き、預金保険機構と連携して、朝鮮総聯に対して返済交渉を行うとともに、朝鮮総聯の資産等の実態把握に努め、あらゆる回収手段を排除することなく検討し、法令にのっとり厳正な債権回収に努めるよう、指導してまいりたい。

平成二十七年三月二十七日提出
質問 第一七五号

「竹島の日」記念式典に関する質問主意書に対する政府答弁」に関する質問主意書

提出者 鈴木 貴子

「竹島の日」記念式典に関する質問主意書に対する政府答弁」に関する質問主意書

「政府答弁書」(内閣衆質一八九第五七号、第九号、第一二五号)を踏まえ、質問する。

一 過去の質問主意書で、「政府として」、「竹島の日」の記念式典を、毎年二月七日に行っている北方領土問題に関連する式典のように、島根県が主催するという形ではなく共催する、または政府主催の式典にする等の方策をとるべきではないか。政府の見解如何。』と問うたことに関し、政府は「政府答弁書」で「諸般の情勢を踏まえて、適切に対応してまいりたい。」と答えられている。当方は、「竹島の日」の記念式典を島根県主催ではなく、国が竹島を領土問題と認めているのであるから、政府主催にすべきでないか

と質問主意書で問うたのである。現時点で政府主催にするべきか否か。政府の見解を端的に答えられたい。

二 政府は竹島を領土問題としながら、何故、「竹島対策室」並びに「竹島問題を担当する大臣」を置かないのか。明確に答えられたい。

三 過去の質問主意書で、一九六五年日韓国交正常化がなされてから、日韓首脳会談、日韓外相会談で日本側から竹島問題を取り上げた事例を時系列で示すよう問うたが、「政府答弁書」では明らかにされていない。日韓首脳会談並びに日韓外相会談で日本側から竹島問題を取り上げたことはあるか否か。端的にそれぞれ答えられたい。

右質問する。

内閣衆質一八九第一七五号

平成二十七年四月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 町村 信孝殿

衆議院議員鈴木貴子君提出「竹島の日」記念式典に関する質問主意書に対する政府答弁」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出「竹島の日」記念式典に関する質問主意書に対する政府答弁」に関する質問に対する答弁書

一について

先の答弁書(平成二十七年二月二十日内閣衆質一八九第五七号)五についてでお答えしたとおりである。

二について

先の答弁書(平成二十七年三月六日内閣衆質

一八九第九九号。以下「前回答弁書」という。)四及び五についてでお答えしたとおりである。

三について
前回答弁書六についてでお答えしたとおりである。

平成二十七年三月二十七日提出
質問 第一七六号

「在ウズベキスタン大使館に配置されていた所在がわからなくなった日本画に関する質問主意書に対する政府答弁」に関する質問主意書

提出者 鈴木 貴子

「在ウズベキスタン大使館に配置されていた所在がわからなくなった日本画に関する質問主意書に対する政府答弁」に関する質問主意書

「政府答弁書」(内閣衆質一八九第五〇号、一〇〇号、一二六号)を踏まえ、質問する。

一 過去の質問主意書で、「政府答弁書」を起案した者の官職氏名を問うたが、起案した者の氏名が明らかになっていない。起案した者の氏名を明らかにされたい。

二 過去の質問主意書で、外務省は「潮の舞」の所在に関する調査を終了させるとの判断をし、結果的に、「潮の舞」の所在が特定できなかったことに関し、誰の責任の下にあったかと問うたが、「政府答弁書」では答えられていない。誰の責任の下にあったのか、誠実な答弁を求める。
三 過去の質問主意書で、「潮の舞」の所在が特定できなかったことに対し、岸田外務大臣として国民に「説明」と「謝罪」をする考えがあるか否か

問うたが、「政府答弁書」では当方の質問に対し、答弁がなされていない。当方の質問に対し、明確な答弁を求める。
右質問する。

内閣衆質一八九第一七六号

平成二十七年四月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 町村 信孝殿

衆議院議員鈴木貴子君提出「在ウズベキスタン大使館に配置されていた所在がわからなくなった日本画に関する質問主意書に対する政府答弁」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出「在ウズベキスタン大使館に配置されていた所在がわからなくなった日本画に関する質問主意書に対する政府答弁」に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、先の答弁書(平成二十七年三月十七日内閣衆質一八九第二二六号。以下「前回答弁書」という。)一についてでお答えしたとおりである。

二について

お尋ねについては、前回答弁書二についてでお答えしたとおりである。

三について

お尋ねについては、前回答弁書三についてでお答えしたとおりである。

平成二十七年三月二十七日提出
質 問 第 一 七 七 号

東日本大震災の復興予算に関する再質問主意書

提出者 鈴木 貴子

東日本大震災の復興予算に関する再質問主意書

本年三月三日付け朝日新聞にて、「復興予算九兆円使われず」との見出しで、「東日本大震災の復興予算として国が二〇一〇一三年度に計上した総額約二十五兆円を会計検査院が調べたところ、一三年度未現在で、少なくとも九兆円が使われていなかった。年度をまたぐ事業のためにつかった基金全体では、六割が使われていないことが判明。福島、宮城、岩手三県が主体の事業を初めて現地調査すると、被災地の二一三に事業が合っていない実態も浮かんた」との報道がなされている。

右と「前回答弁書」(内閣衆質一八九第一二四号)を踏まえ、再質問する。

一 「前回答弁書」(内閣衆質一八九第一二四号)を起案した者の官職氏名を明らかにされたい。

二 前回主意書で当方が、二〇一〇一三年度の復興予算で、具体的に予算を計上し、使われなかった予算に対し担当省庁ごとの詳細の説明を求めたところ、「前回答弁書」(内閣衆質一八九第一二四号)では、何ら答えられていない。具体的に予算計上し、使われなかった予算は何か。担当省庁ごとに詳細を明らかにされたい。

三 前回質問主意書で、東日本大震災の復興予算

平成二十七年四月十四日 衆議院会議録第十五号

がどうして円滑に且つ迅速に使われていないのか説明を求めたが、「前回答弁書」(内閣衆質一八九第一二四号)では、当方の質問に対し、誠実な答弁がなされていない。どうして東日本大震災の復興予算が円滑に使われなかったのか。政府の説明を求める。

内閣衆質一八九第一七七号
平成二十七年四月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 町村 信孝殿

衆議院議員鈴木貴子君提出東日本大震災の復興予算に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出東日本大震災の復興予算に関する再質問に対する答弁書

一 について

お尋ねの「前回答弁書」については、復興庁において起案し、同庁においてしかるべく決裁を経た上で、内閣として決定したものである。

二 について

先の答弁書(平成二十七年三月十七日内閣衆質一八九第一二四号。以下「前回答弁書」という。)一及び二についてお答えしたとおり、本年三月に会計検査院法(昭和二十二年法律第七十三号)の規定に基づき会計検査院長から参議院議長に対して報告された「東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等に関する会計検査の結果について」において、「二〇一〇一三年度の復興予算九兆円が使われていない

議長長の報告

かった」という旨の記述があるとは承知していない。また、お尋ねの「使われなかった予算」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

三 について

先の答弁書(平成二十六年十月十四日内閣衆質一八七第一五号)二から四までについてお答えしたとおり、政府としては、復旧・復興事業を加速化するための措置を打ち出してきたところである。また、前回答弁書三及び四についてでお答えしたとおり、復旧・復興事業は全体としては、復興関連予算の円滑な執行に努めてきたところである。

平成二十七年三月三十日提出
質 問 第 一 七 八 号

死因究明等の推進に関する質問主意書

提出者 郡 和子

死因究明等の推進に関する質問主意書

昨今、関西で一人の女性が長期間にわたり数名の男性を青酸化合物によって毒殺したとの疑いがもたれていることが話題となり、わが国の死因究明制度が貧弱であることがこうした見逃しを生む一因に挙げられている。一件目でそれを疑い捜査を行っていたら再発は防止できたはずであったにも関わらず、今となつては立件すら困難になつていると推測される。今後このような事件が起らないようにするためには強固な死因究明制度の構築が不可欠である。

過去の事件や事故の見逃しを教訓に、平成二十

四年に死因究明関連二法が制定された。その一つである「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」(以下「死因・身元調査法」)は一昨年四月に施行され、その法律に基づく死因究明等が行われるようになり、もう一方の「死因究明等の推進に関する法律」に基づき、昨年六月に死因究明等推進計画(以下「推進計画」)が閣議決定された。死因・身元調査法の運用、及び推進計画の実施状況等に関して、次の事項につき質問する。

一 死因情報を分析し、再発防止に役立てることは大変有意義である。その趣旨から、死因・身元調査法第九条に、関係行政機関への通報の条文が置かれたが、本法の施行後、この条文に基づく通報がどの程度行われてきたか。例示を含めお答えいただきたい。

二 推進計画第2 死因究明等の推進を行うための当面の重点施策」の冒頭に、「政府において、死因究明等に関する関係府省庁間の施策の管理・調整等を行う体制を構築し、関連施策の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、その実施状況を検証・評価・監視する。」とあるが、その体制は構築されているのか。仮に、「死因究明等施策推進室」の設置をもって、構築された、あるいは構築されつつあると言うのならば、今まで具体的にどういった活動を行ってきたか、また、今後どういった活動を行う予定か。

三 推進計画では、詳細な議論は、「死因究明等推進協議会(仮称)」に委ねることになっているが、閣議決定後九か月を経ているにもかかわらず、知る限り一県で立ち上がったのみであり、

本間に政府が一体となつて働きかけを行つてい
るのか疑問である。今後、地方協議会を立ち上
げ、その議論を加速することが肝要と考える
が、政府はそれに対しどのような努力をしてい
くのか。

四 警察庁は、司法解剖経費の見直しと称し、各
都道府県警察に対し法医学会と警察庁で取り決
めた価格で各大学法人、学校法人等と契約する
よう指導しているとの噂があるが、その真偽は
どうか。またそのようなことは本来すべきでは
ないことを都道府県警察に指導するべきと考え
るが如何か。

五 検査経費の大幅な値下げが行われると、とり
わけ、精度の高い検査をするため、別途職員を
雇用している大学に關してその影響は大きく、
質の維持が困難になる可能性が指摘されてい
る。警察庁はこうした値下げによる影響をどう
考えているのか。

六 昨年六月十一日に行われた警察庁行政レ
ビュー公開プロセス「司法解剖の実施」のなか
で、有識者から、「ベストプラクティス」を共有
するのは当然だが、それをするのに「法医学会
とのすりあわせだけでよいのか」という意見が
出ている。今後さらに司法解剖及びそれに伴う
検査等の標準化を進める意思があるなら、外部
の有識者の意見を聴取する過程を踏むべきと考
えるが如何か。

七 上記行政レビューによれば、法医学教室等の
機関によつて検査経費の金額はかなり異なると
いうことだが、警察庁等解剖の委託者は、検査
経費の多寡が死因究明の精度に与える影響につ
いてどんな評価を行っているのか。

八 死因究明等の推進にとつては、各法医学教室
等が、単に解剖を実施するだけでなくより質の
高い検査を実施し総合的に死因を推定できるよ
うな独立した鑑定機関として発展することが必
要と考えるが、政府は将来にわたつてこうした
大学の法医学教室等を育成していく考えがある
のか。
右質問する。

内閣衆質一八九第一七八号
平成二十七年四月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 町村 信孝殿

衆議院議員郡和子君提出死因究明等の推進に關
する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員郡和子君提出死因究明等の推進
に關する質問に対する答弁書

一について

警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査
等に関する法律（平成二十四年法律第三十四号）
第九条の規定に基づき、警察署長が関係行政機
関に通報した件数は、同法が施行された平成二
十五年四月一日から同年十二月三十一日までの
間においては四十八件、平成二十六年において
は百五件であり、例えば、その中には、工事現
場等における作業中の事故死について労働基準
監督署に通報したもの等が含まれていると承知
している。

また、同法第十二条において読み替えて準用
する同法第九条の規定に基づき、海上保安部長
等が関係行政機関に通報した事例は、平成二十

五年四月一日から平成二十六年十二月三十一日
までの間においては、ない。

二について

「死因究明等推進計画」（平成二十六年六月十
三日閣議決定）に掲げられた「死因究明等に関す
る関係府省庁間の施策の管理・調整等を行う体
制」として、「当面の死因究明等施策の推進につ
いて」（平成二十六年九月十六日閣議決定）にお
いて、失効前の死因究明等の推進に関する法律
（平成二十四年法律第三十三号）第八条第一項に
規定する死因究明等推進会議の会長及び委員を
構成員とする会議を開催することとしている。

同会議の庶務は、関係省庁の協力の下で内閣
府に置かれた死因究明等施策推進室が処理して
おり、関係省庁との間で連絡会議を開催するな
ど、「死因究明等推進計画」に掲げられた各施策
の実施の推進に資するための取組を行つてい
る。

三について

「死因究明等推進計画」に掲げられた「死因究
明等推進協議会（仮称）」については、関係府省
庁が連携して、地方公共団体等に対して情報提
供等の支援を行いながら、その設置及び活用に
向けた協力を求めているところであり、今後
も、地方における自主的な取組を促してまいり
たい。

四及び五について

警察庁としては、司法解剖を実施する機関
（以下「実施機関」という。）により契約単価等に
大きな開きが見受けられたため、司法解剖の全
国的な斉一性を確保する観点から、解剖を実施
する法医学者等から構成される特定非営利活動

法人日本法医学会（以下「法医学会」という。）と
協議し、契約単価等の基準を定めた上で、都道
府県警察に対し、これを参考としつつ、各実施
機関における検査の実態を考慮した適正な価格
で契約するよう指導している。

いずれにせよ、警察庁としては、司法解剖が
適切に実施されるよう、各実施機関の実態を踏
まえた解剖経費の確保に努めているところであ
る。

六について

お尋ねの「外部の有識者」の意味するところが
必ずしも明らかではないが、警察庁としては、
司法解剖の全国的な斉一性を確保する観点から
は、法医学会と協議を行うことが適当であると
考えている。

七について

お尋ねの「検査経費の多寡が死因究明の精度
に与える影響」の意味するところが必ずしも明
らかではなく、また、司法解剖に必要な検査項
目等は、個々の死体ごとに異なることなどか
ら、お答えすることは困難である。

八について

大学における法医学に関する講座は法医学に
關する教育及び研究を担う等の目的で設置され
ており、文部科学省としては、これを死因究明
に係る独立した鑑定機関とすることは考えてい
ないが、今後、法医学に係る教育及び研究を担
う大学と各種検査の実施を行う都道府県警察の
科学捜査研究所との連携を強化する等の取組を
推進してまいりたい。

一、去る十日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員丸山穂高君提出行政不服審査法に基づく審査請求の当事者に関する質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎君提出「全体として」に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木克昌君提出いわゆる残コン・戻りコンおよび、おからの産業廃棄物としての位置付けに関する質問に対する答弁書

平成二十七年四月一日提出
質問 第一七九号

行政不服審査法に基づく審査請求の当事者に関する質問主意書

提出者 丸山 穂高

行政不服審査法に基づく審査請求の当事者に関する質問主意書

沖縄県の米軍普天間飛行場の名護市辺野古への移設問題で、沖縄県より海底ボーリング調査などの作業停止指示を受けた沖縄防衛局が行政不服審査法に基づく審査請求と執行停止の申立てを行ったことに関連して、以下、質問する。

一 行政不服審査法に基づく審査請求について、同法を所管する総務大臣が過去の委員会答弁において「国や自治体が私人と同じ立場で法の適用を受ける場合は申し立ての主体になり得る」旨の発言を行っているが、政府見解もこれと同じか。

二 平成二十三年一月に沖縄防衛局が行った、名護市による辺野古漁港における生物調査不許可に対する審査請求について、防衛大臣が「一事

業者としての立場で申し立てた旨の発言を過去の委員会答弁において行っているが、政府見解もこれと同じか。

三 今回の沖縄防衛局による審査請求も、右記の両見解に基づき、国が一事業者の立場で行ったものか。

四 行政不服審査法以外の法律において、国が一事業者としての立場で行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に関する不服申立てについて直接行うことの出来るものがあるか。ある場合には、具体的な法律名とその申請内容について伺いたい。

五 行政不服審査法の第一条第一項において「この法律は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民に対して広く行政庁に対する不服申立てのめちを開くことによつて、簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする。」とされている。法の趣旨は国民の権利利益の救済であつて行政機関相互の紛争や国による審査請求を想定しておらず、国による審査請求と執行停止の申立てについては、法の趣旨を逸脱した違法行為として却下しなければならないのではないかと政府の見解について伺いたい。

内閣衆質一八九第一七九号

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 町村 信孝殿

衆議院議員丸山穂高君提出行政不服審査法に基づく審査請求の当事者に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員丸山穂高君提出行政不服審査法に基づく審査請求の当事者に関する質問に対する答弁書

一から三まで及び五について

国の機関又は地方公共団体その他の公共団体若しくはその機関に対する処分については、当該機関又は団体がその固有の資格において処分の相手方となる場合には、行政不服審査法（昭和三十一年法律第六十号）に基づく不服申立てをすることはできないが、一般私人と同様の立場において処分の相手方となる場合には、同法に基づく不服申立てをすることができると考える。

御指摘の「発言」は、いずれもこの考え方に基づき行われたものであり、御指摘の「今回の沖縄防衛局による審査請求」についても同様である。

四について

国の機関に対する処分であつて、当該国の機関が一般私人と同様の立場において処分の相手方となるものについて、当該国の機関が当該処分に対し不服申立てをすることができない旨を特に定めた法律はないものと承知しており、一般に、このような処分については、法律上、国の機関が一般私人と同様の立場において不服申立てをすることは可能であると認識している。

平成二十七年四月二日提出
質問 第一八〇号

「全体として」に関する質問主意書

提出者 緒方林太郎

「全体として」に関する質問主意書

一 次の法律における「全体として」について、それぞれの解釈如何。

（一）海洋基本法第六条

海洋の管理は、海洋資源、海洋環境、海上交通、海洋の安全等の海洋に関する諸問題が相互に密接な関連を有し、及び全体として検討される必要があることにかんがみ、海洋の開発、利用、保全等について総合的かつ一体的に行われるものでなければならぬ。

（二）税制改革法第四条第二項

今次の税制改革は、全体として税負担の軽減を図るとともに、国及び地方公共団体の財政運営に基本的に影響を与えることのないよう配慮して行われるものとする。

二 現在、法律において、以下のようなかたちで「全体として」という言葉が含まれている。これらの法律における主体（国、政府、社会、地球）について、その主体の構成要素すべてがこれらそれぞれの法律の該当規定に従うことが想定されているか。

（一）「国全体として」、「我が国全体として」
（a）新型インフルエンザ等対策特別措置法

第三条第一項

国は、新型インフルエンザ等から国民の生命及び健康を保護し、並びに新型インフルエンザ等が国民生活及び国民経済

に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、並びに地方公共団体及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

(b) 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第一条

この法律は、駐留軍等の再編を実現することが、我が国の平和及び安全の維持に資するとともに、我が国全体として防衛施設の近隣住民の負担を軽減する上で極めて重要であることに鑑み、駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められる防衛施設の周辺地域における住民の生活の利便性の向上及び産業の振興並びに当該周辺地域を含む地域の一体的な発展に寄与するための特別の措置を講じ、併せて駐留軍の使用に供する施設及び区域が集中する沖縄県の住民の負担を軽減するとの観点から特に重要な意義を有する駐留軍のアメリカ合衆国への移転を促進するための株式会社国際協力銀行の業務の特例及びこれに対する政府による財政上の措置の特例等を定め、もつて駐留軍等の再編の円滑な実施に資することを目的とする。

(c) 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第四条

国は、我が国の平和と独立を守り、国

及び国民の安全を保つため、武力攻撃事態等において、我が国を防衛し、国土並びに国民の生命、身体及び財産を保護する固有の使命を有することから、前条の基本理念にのっとり、組織及び機能のすべてを挙げて、武力攻撃事態等に対処するとともに、国全体として万全の措置が講じられるようにする責務を有する。

(一) 「政府全体として」

中央省庁等改革基本法第四条第五号

国の行政機関の間における政策についての協議及び調整の活性化及び円滑化並びにその透明性の向上を図り、かつ、政府全体として総合的かつ一体的な行政運営を図ること。

(二) 「社会全体として」

高齢社会対策基本法前文(抜粋)

ここに、高齢社会対策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国を始め社会全体として高齢社会対策を総合的に推進していくため、この法律を制定する。

(四) 「地球全体として」

地球温暖化対策の推進に関する法律第二条第一項

この法律において「地球温暖化」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象をいう。

右質問する。

内閣衆質一八九第一八〇号

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 町村 信孝殿

衆議院議員緒方林太郎君提出「全体として」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員緒方林太郎君提出「全体として」に関する質問に対する答弁書

一の(一)について

お尋ねの「全体として」は、海洋基本法(平成十九年法律第三十三号)第六条に規定する海洋資源、海洋環境、海上交通、海洋の安全等の海洋に関する諸問題を全体としてとの意味であると理解している。

一の(二)について

お尋ねの「全体として」は、税制改革法(昭和六十三年法律第七号)第一条に規定する今次の税制改革の全体としてとの意味であると理解している。

二について

お尋ねの「その主体の構成要素すべてがこれらそれぞれの法律の該当規定に従う」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

平成二十七年四月二日提出
質問 第一八一号

いわゆる残コン・戻りコンおよび、おからの産業廃棄物としての位置付けに関する質問主意書

提出者 鈴木 克昌

いわゆる残コン・戻りコンおよび、おからの産業廃棄物としての位置付けに関する質問主意書

問主意書

出荷した生コンのうち工事現場で使われずに余り、工場に戻される等の処理を受ける、いわゆる残コン・戻りコンは、現場(建設業者)と工場(生コン業者)の連絡不備、現場の数量計算違いなどから発生するとされ、現在のところ、残コン・戻りコンの処理に関して法律上の取扱いは都道府県によって見解が異なり、中には「担当者によって見解が異なる」という声も仄聞する。ただ、残コン・戻りコンを産業廃棄物として処理する場合、生コン会社のコストアップを招く他、省エネ政策の観点からも問題が生じる。そこで、発生抑制に対する方策、発生後の位置付けを中心に以下質問する。

一 国土交通省は、平成十八年に「残コン・戻りコンの発生抑制、有効利用に関するアンケート調査」を実施し、同年九月一日、その概要について公表している。調査では「残コン・戻りコンの発生抑制や、有効利用方策等を検討し、公共工事のコスト削減を促す」ことを目的としている。

この調査結果を受け、平成十九年以降これまでに施された発生抑制の具体策について、見解をお示しいただきたい。また、これまでに削減された公共工事のコストの額について、見解をお示しいただきたい。

二 残コン・戻りコンは、産業廃棄物に該当するのか、明らかにされたい。

また、産業廃棄物は、その排出事業者が処理を他人に委託する場合、産業廃棄物管理票(マ

二フェスト)の交付を要するが、公共工事等で戻りコンが発生した場合、マニフェストは交付されているのか、見解をお示しいただきたい。

さらに、業として産業廃棄物を運搬する場合、これを行おうとする者は収集運搬業の許可を受けることを必要とするが、当該許可を持たない者の車両が産業廃棄物を運搬することは違法か合法か、見解をお示しいただきたい。公共工事で発生した戻りコンを車両で運搬している者は当該許可を取得しているのか、見解をお示しいただきたい。生コンを運搬してきた生コン車がそのまま持ち帰る場合はあるのか、併せて見解をお示しいただきたい。

三 生コンの業界団体が「合法かつ商習慣に従った戻りコンの有償化の方向」を打ち出したことに対し、東京都環境局は、戻りコンが発生した場合、買主側による売買契約の解除(キャンセル)として取り扱い、売主がキャンセル料として請求することで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)の廃棄物に該当せず、従って廃棄物の有償処分に該当しないと示し、千葉県等も都と同様の見解を示しているとの仄聞する。また、名古屋市中でも、生コンの業界団体が、戻りコンが発生した場合「キャンセル料」として一定の料金を、製品代金相当額に上乗せする方法を打ち出している。

廃棄物処理法第四条第二項及び第三項により、都道府県は産業廃棄物の排出抑制及び適正な循環の利用を促進し、国はこれらが十分に果たされるよう必要な技術的・財政的支援及び広域的な見地からの調整を行うよう努める責務を有すると解されるところ、都道府県が戻りコンの取扱いについて適切かつ明確な判断を示し、

戻りコンの発生抑制に資する有償化の取組が促進されるよう、国は一定の判断基準を示すなどして都道府県を支援する必要があると考える。

この点を踏まえ、国として東京都、千葉県等の「生コン車から荷卸ししないで持ち帰る生コンクリートは産業廃棄物に該当しない」という方針に賛同できるか、問題があるのか、あるとすればそれは何処にあるのか、見解をお示しいただきたい。

また、「合法かつ商習慣に従った戻りコンの有償化」という方針に賛同できるか、問題があるのか、あるとすればそれは何処にあるのか、見解をお示しいただきたい。

四 昨年、日本工業規格(JIS規格)において戻りコンに関する規定が定められたと仄聞する。安全性を鑑みた戻りコンの二次利用を促すため、例えば、土地の造成や駐車場の敷設への利用に当たつての指針等を出すことはできないか。

五 食べ物をコンクリートと同列に質問することには、日本人として心情的にも憚られる。しかし、現に豆腐を生産する際に発生する「おから」が「戻りコン」と同様に、「産業廃棄物」として位置付けられており、その現状には日本人として違和感を禁じ得ない。

和食はユネスコの無形文化遺産として登録されるなど、世界からも高く評価されている。豆腐はその和食を構成する重要な食材であり、このことから、少なくとも豆腐料理は日本を代表する食文化の一つであるといえる。その豆腐の生産過程で産出される「おから」を日本の食文化の一つとして位置付けることはできないか。少なくとも産業廃棄物としての位置付けを終わりにできないか。

にできないか。

折しも、二〇二〇(平成三十二年)の東京オリンピック・パラリンピック開催が決定しており、外国人観光客数も順調に伸びてきている。豆腐はもとより、「おから」を食する外国人も少なくないとの仄聞する。

については、おからに対する潜在的需要を掘り起こし、その廃棄物としての取扱いに終止符を打つための取組として、例えば、環境省のみならず、農林水産省、観光庁及び文化庁とともに「豆腐の生産過程で出るおからが産業廃棄物として位置付けられている現状と有効利用に関するアンケート調査」を世界の食の専門家、和食、豆腐好きの外国人に対して実施することはできないか、見解をお示しいただきたい。

右質問する。

内閣衆質一八九第一八一号

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 町村 信孝殿

衆議院議員鈴木克昌君提出いわゆる残コン・戻りコンおよび、おからの産業廃棄物としての位置付けに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木克昌君提出いわゆる残コン・戻りコンおよび、おからの産業廃棄物としての位置付けに関する質問に対する答弁書

一について

国土交通省においては、従来より、都道府

県、政令指定都市、建設業者団体及び資材業者団体を構成員とする建設資材対策地方連絡会を同省地方整備局等に設置し、御指摘の「出荷した生コンのうち工事現場で使われずに余り、工場に戻される等の処理を受ける、いわゆる残コン・戻りコン」(以下「残コン・戻りコン」という。)の発生抑制等を含めた建設資材を取り巻く諸問題等について情報交換等を行っている。

また、お尋ねの「これまでに縮減された公共工事のコストの額」については、残コン・戻りコンの発生抑制によつて縮減された公共工事のコストの額のことと思われるが、個別の工事ごとに異なる状況等も勘案した上で、全国の公共工事使用された生コンクリートに係る残コン・戻りコンについて、各生コンクリートのプラントにおいて正確に計測し、把握することが困難であるため、お答えすることは困難である。

二及び三について

残コン・戻りコンが廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。)第二条第四項に規定する産業廃棄物に該当するか否かについては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十五条の四第一項の規定に基づく技術的な助言である「行政処分の指針について(通知)」(平成二十五年三月二十九日付け環境産産第一三〇三二九号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知。以下「指針」という。)を踏まえ、都道府県知事及び法第二十四条の二第一項に規定する政令で定める市の長(以下「都道府県知事等」という。)において適切に判断すべき

平成二十七年四月十四日 衆議院會議録第十五号

ものと考えており、政府としては、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

なお、法第二条第四項に規定する産業廃棄物については、法第十二条第五項の規定により、事業者は、その産業廃棄物の運搬を他人に委託する場合に、法第十四条第十二項に規定する産業廃棄物収集運搬業者又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号)第八条の二の八各号に掲げる者に委託しなければならないとされ、また、法第十二条の三第一項の規定により、事業者は、当該産業廃棄物の運搬を受託した者に對し、産業廃棄物管理票を交付しなければならないこととされている。

四について

残コン・戻りコンから取り出した回収骨材の有効利用のため、平成二十六年三月二十日、日本工業規格A五三〇八を改正し、当該回収骨材の取扱いを規定したところであり、今後、残コン・戻りコンの二次利用を促すための必要な措置を検討してまいりたい。

五について

御指摘の「豆腐の生産過程で出るおからが産業廃棄物として位置付けられている現状と有効利用に関するアンケート調査」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

なお、おからが法第二条第四項に規定する産業廃棄物に該当するか否かについては、指針を踏まえ、都道府県知事等において適切に判断すべきものであると考えている。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(参議院回 二六)

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。

よつて国会法第八十三条により回付する。

平成二十七年四月九日

参議院議長 山崎 正昭

衆議院議長 町村 信孝殿

附 則
(修正に係る条文を掲ぐ。小字及び一は修正)

1 この法律は、公布の日、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、別表第一のうち二 総領事館の表の改正規定は、政令で定める日から施行する。

2 この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表第二の規定(二 総領事館の表中南米の項中に在レオン日本国総領事館に係る部分及び同表欧州の項中にハンブルク日本国総領事館に係る部分を除く)は、平成二十七年四月一日から適用する。この場合において、同日からこの法律の施行の日の前日までの間における同法別表第二の規定の適用については、同表のうち一大使館の表欧州の項中「ジョージア」とあるのは、「グルジア」とする。

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案

右

国会に提出する。

平成二十七年二月二十四日
内閣総理大臣 安倍 晋三

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律(中小企業退職金共済法の一部改正)

第一条 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一条」を「第三十一条の二」

に、「第四節 業務等(第七十条―第七十八条)第五節 雑則(第七十八条の二―第八十二条)」を「第四節 資産運用委員会第六十九條の業務等(第七十条―第七十八条)第六節 雑則(第七十八条の二―第八十二条)」に改める。

「第四節 資産運用委員会第六十九條の業務等(第七十条―第七十八条)第六節 雑則(第七十八条の二―第八十二条)」に改める。

第二十一条第六十九條の四

二条

第十七条第一項中「について」を「に係る」に改め、「規定する確定給付企業年金の下に」を「確定給付企業年金(平成十三年法律第八十八号)第二

条第二項に規定する企業型年金を加え、」を「実施する旨の申出」を「の実施の通知」に、「当該特定企業年金制度等を実施した旨の」を「当該通知に係る特定企業年金制度等への解約手当金に相当する額の引渡しに関する」に、「同法を」を「確定給付企業年金法」に改め、「資産管理運用機関等」の下に、「確定給付企業年金法第一条第七項第一号に規定する資産管理機関」を加え、同条第三項中「申出に係る」を「通知に係る」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(退職金等の支給に係る情報の提供)

第十七条の二 機構は、退職金等の請求が円滑に行われるようにするため、退職金等の支給を受けるべき者に対し、退職金等の支給に係る情報の提供に努めなければならない。

第十八条中「二年」を「三年」に改める。

第二十七条第一項中「従業員」を「従業員(第

三十一条の二第一項の規定による申出に係る退職金共済契約の被共済者を除く。の」に改め、同条第二項中「前項の」の下に「規定による」を加え、「すべての者」を「全ての者(第三十一条の二第一項の規定による申出に係る退職金共済契約の被共済者を除く。)」に改め、同条第三項中「第一項の」の下に「規定による」を加える。

第二十八条第一項から第三項までの規定中「前条第一項の」の下に「規定による」を加える。

第二章第五節第三十一条の次に次の一条を加える。

(退職金共済事業を廃止した団体からの受入金額の受入れ等)

第三十一条の二 事業主(退職金共済事業を廃止した団体であつて厚生労働省令で定めるもの(以下この条において「廃止団体」という。))との間で退職金共済に関する契約(事業主が団体に掛金を納付することを約し、当該団体がその事業主の雇用する従業員の退職について退職金を支給することを約する契約をいう。以下この条において同じ。)を締結して、以下に定める事項を約する契約を締結して、当該事業主が厚生労働省令で定めるとこ

る退職金共済事業を廃止した団体からの受入金額の受入れ等)

第三十一条の二 事業主(退職金共済事業を廃止した団体であつて厚生労働省令で定めるもの(以下この条において「廃止団体」という。))との間で退職金共済に関する契約(事業主が団体に掛金を納付することを約し、当該団体がその事業主の雇用する従業員の退職について退職金を支給することを約する契約をいう。以下この条において同じ。)を締結して、以下に定める事項を約する契約を締結して、当該事業主が厚生労働省令で定めるとこ

る退職金共済事業を廃止した団体からの受入金額の受入れ等)

第三十一条の二 事業主(退職金共済事業を廃止した団体であつて厚生労働省令で定めるもの(以下この条において「廃止団体」という。))との間で退職金共済に関する契約(事業主が団体に掛金を納付することを約し、当該団体がその事業主の雇用する従業員の退職について退職金を支給することを約する契約をいう。以下この条において同じ。)を締結して、以下に定める事項を約する契約を締結して、当該事業主が厚生労働省令で定めるとこ

る退職金共済事業を廃止した団体からの受入金額の受入れ等)

第三十一条の二 事業主(退職金共済事業を廃止した団体であつて厚生労働省令で定めるもの(以下この条において「廃止団体」という。))との間で退職金共済に関する契約(事業主が団体に掛金を納付することを約し、当該団体がその事業主の雇用する従業員の退職について退職金を支給することを約する契約をいう。以下この条において同じ。)を締結して、以下に定める事項を約する契約を締結して、当該事業主が厚生労働省令で定めるとこ

る退職金共済事業を廃止した団体からの受入金額の受入れ等)

第三十一条の二 事業主(退職金共済事業を廃止した団体であつて厚生労働省令で定めるもの(以下この条において「廃止団体」という。))との間で退職金共済に関する契約(事業主が団体に掛金を納付することを約し、当該団体がその事業主の雇用する従業員の退職について退職金を支給することを約する契約をいう。以下この条において同じ。)を締結して、以下に定める事項を約する契約を締結して、当該事業主が厚生労働省令で定めるとこ

る退職金共済事業を廃止した団体からの受入金額の受入れ等)

第三十一条の二 事業主(退職金共済事業を廃止した団体であつて厚生労働省令で定めるもの(以下この条において「廃止団体」という。))との間で退職金共済に関する契約(事業主が団体に掛金を納付することを約し、当該団体がその事業主の雇用する従業員の退職について退職金を支給することを約する契約をいう。以下この条において同じ。)を締結して、以下に定める事項を約する契約を締結して、当該事業主が厚生労働省令で定めるとこ

る退職金共済事業を廃止した団体からの受入金額の受入れ等)

第三十一条の二 事業主(退職金共済事業を廃止した団体であつて厚生労働省令で定めるもの(以下この条において「廃止団体」という。))との間で退職金共済に関する契約(事業主が団体に掛金を納付することを約し、当該団体がその事業主の雇用する従業員の退職について退職金を支給することを約する契約をいう。以下この条において同じ。)を締結して、以下に定める事項を約する契約を締結して、当該事業主が厚生労働省令で定めるとこ

る退職金共済事業を廃止した団体からの受入金額の受入れ等)

第三十一条の二 事業主(退職金共済事業を廃止した団体であつて厚生労働省令で定めるもの(以下この条において「廃止団体」という。))との間で退職金共済に関する契約(事業主が団体に掛金を納付することを約し、当該団体がその事業主の雇用する従業員の退職について退職金を支給することを約する契約をいう。以下この条において同じ。)を締結して、以下に定める事項を約する契約を締結して、当該事業主が厚生労働省令で定めるとこ

る退職金共済事業を廃止した団体からの受入金額の受入れ等)

第三十一条の二 事業主(退職金共済事業を廃止した団体であつて厚生労働省令で定めるもの(以下この条において「廃止団体」という。))との間で退職金共済に関する契約(事業主が団体に掛金を納付することを約し、当該団体がその事業主の雇用する従業員の退職について退職金を支給することを約する契約をいう。以下この条において同じ。)を締結して、以下に定める事項を約する契約を締結して、当該事業主が厚生労働省令で定めるとこ

る退職金共済事業を廃止した団体からの受入金額の受入れ等)

第三十一条の二 事業主(退職金共済事業を廃止した団体であつて厚生労働省令で定めるもの(以下この条において「廃止団体」という。))との間で退職金共済に関する契約(事業主が団体に掛金を納付することを約し、当該団体がその事業主の雇用する従業員の退職について退職金を支給することを約する契約をいう。以下この条において同じ。)を締結して、以下に定める事項を約する契約を締結して、当該事業主が厚生労働省令で定めるとこ

る退職金共済事業を廃止した団体からの受入金額の受入れ等)

第三十一条の二 事業主(退職金共済事業を廃止した団体であつて厚生労働省令で定めるもの(以下この条において「廃止団体」という。))との間で退職金共済に関する契約(事業主が団体に掛金を納付することを約し、当該団体がその事業主の雇用する従業員の退職について退職金を支給することを約する契約をいう。以下この条において同じ。)を締結して、以下に定める事項を約する契約を締結して、当該事業主が厚生労働省令で定めるとこ

る退職金共済事業を廃止した団体からの受入金額の受入れ等)

第三十一条の二 事業主(退職金共済事業を廃止した団体であつて厚生労働省令で定めるもの(以下この条において「廃止団体」という。))との間で退職金共済に関する契約(事業主が団体に掛金を納付することを約し、当該団体がその事業主の雇用する従業員の退職について退職金を支給することを約する契約をいう。以下この条において同じ。)を締結して、以下に定める事項を約する契約を締結して、当該事業主が厚生労働省令で定めるとこ

る退職金共済事業を廃止した団体からの受入金額の受入れ等)

第三十一条の二 事業主(退職金共済事業を廃止した団体であつて厚生労働省令で定めるもの(以下この条において「廃止団体」という。))との間で退職金共済に関する契約(事業主が団体に掛金を納付することを約し、当該団体がその事業主の雇用する従業員の退職について退職金を支給することを約する契約をいう。以下この条において同じ。)を締結して、以下に定める事項を約する契約を締結して、当該事業主が厚生労働省令で定めるとこ

る退職金共済事業を廃止した団体からの受入金額の受入れ等)

第三十一条の二 事業主(退職金共済事業を廃止した団体であつて厚生労働省令で定めるもの(以下この条において「廃止団体」という。))との間で退職金共済に関する契約(事業主が団体に掛金を納付することを約し、当該団体がその事業主の雇用する従業員の退職について退職金を支給することを約する契約をいう。以下この条において同じ。)を締結して、以下に定める事項を約する契約を締結して、当該事業主が厚生労働省令で定めるとこ

る退職金共済事業を廃止した団体からの受入金額の受入れ等)

第三十一条の二 事業主(退職金共済事業を廃止した団体であつて厚生労働省令で定めるもの(以下この条において「廃止団体」という。))との間で退職金共済に関する契約(事業主が団体に掛金を納付することを約し、当該団体がその事業主の雇用する従業員の退職について退職金を支給することを約する契約をいう。以下この条において同じ。)を締結して、以下に定める事項を約する契約を締結して、当該事業主が厚生労働省令で定めるとこ

る退職金共済事業を廃止した団体からの受入金額の受入れ等)

第三十一条の二 事業主(退職金共済事業を廃止した団体であつて厚生労働省令で定めるもの(以下この条において「廃止団体」という。))との間で退職金共済に関する契約(事業主が団体に掛金を納付することを約し、当該団体がその事業主の雇用する従業員の退職について退職金を支給することを約する契約をいう。以下この条において同じ。)を締結して、以下に定める事項を約する契約を締結して、当該事業主が厚生労働省令で定めるとこ

るにより申出をしたときは、機構は、当該廃止団体との契約で定めるところによつて、当該退職金共済契約の被共済者となつた者に係る当該金額を受け入れるものとする。

2 機構が、前項の受入れをした場合において、当該受け入れた金額(以下この条において「受入金額」という。)のうち、同項の退職金共済契約の効力が生じた日における掛金月額その他の事情を勘案して政令で定める額については、厚生労働省令で定めるところにより、政令で定める月数を当該退職金共済契約の被共済者に係る掛金納付月数に通算するものとする。この場合において、その通算すべき月数は、当該退職金共済契約の被共済者となつた者が当該退職金共済に関する契約の被共済者であつた期間の月数を超えることができない。

3 受入金額から前項の政令で定める額を控除した残余の額を有する退職金共済契約の被共済者が退職したときにおける退職金の額は、第十条第一項ただし書及び第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる前項の規定による通算後の掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 十一月以下 当該受入れのあつた日の属する月の翌月から当該被共済者が退職した日の属する月までの期間につき、当該残余の額に対し、政令で定める利率に厚生労働大臣が定める利率を加えた利率の複利による計算をして得た元利合計額(当該受入れのあつた日の属する月に当該被共済者が退職したときは、当該残余の額。次号において「計算後残余額」という。)

二 十二月以上 第十条第二項の規定により算定した額に計算後残余額を加算した額

4 前項の残余の額を有する退職金共済契約が解除されたときにおける解約手当金の額は、第十六条第三項の規定にかかわらず、前項の規定の例により計算して得た額とする。

5 第一項の規定による申出に従い受入金額を機構が受け入れたときは、機構は、その旨を当該事業主に通知するものとし、当該事業主は、その旨を当該受入金額に係る被共済者となつた者に通知しなければならない。

6 第一項及び前項の規定は、廃止団体との間で退職金共済に関する契約を締結していた事業主が、当該退職金共済に関する契約に係る従業員を被共済者とする退職金共済契約を当該廃止団体が退職金共済事業を廃止する前から引き続き締結している場合について準用する。この場合において、第一項及び前項中「被共済者となつた」とあるのは、「被共済者である」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

7 前項の規定により読み替えて準用する第一項の規定による申出に従い受入金額を機構が受け入れた退職金共済契約の被共済者が退職したときにおける退職金の額は、第十条第一項ただし書及び第二項の規定にかかわらず、第一項の受入れがなかつたものとみなして同条第一項ただし書及び第二項の規定により算定した退職金の額に、当該受入れのあつた日の属する月の翌月から当該被共済者が退職した日の属する月までの期間につき、当該受入

金額に対し、政令で定める利率に厚生労働大臣が定める利率を加えた利率の複利による計算をして得た元利合計額(当該受入れのあつた日の属する月に当該被共済者が退職したときは、当該受入金額を加算した額とする。

8 第六項の規定により読み替えて準用する第一項の規定による申出に従い受入金額を機構が受け入れた退職金共済契約が解除されたときにおける解約手当金の額は、第十六条第三項の規定にかかわらず、前項の規定の例により計算して得た額とする。

9 第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十条第二項の規定の適用を受ける被共済者が、第一項(第六項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)の規定による申出に従い機構が受け入れた受入金額に係る退職金共済契約の被共済者である場合における退職金の額は、第十条第一項ただし書及び第二項、第二十九条第一項及び第二項、第三十条第二項並びに第三項及び第七項の規定にかかわらず、第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十条第二項の規定により算定される退職金の額に政令で定める額を加算した額とするほか、退職金等の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十三条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「すべての」を「全ての」に改め、同項ただし書中「又は」を「若しくは」に改め、「するとき」の下に、「又は特定業種のうち厚生労働大臣が指定するものに係る特定業種退職金共済契約の被共済者であるとき」を加える。

額を削り、同項第一号中「二年」を「三年」に改め、同条第二項中「又は」を「若しくは」に改め、「するとき」の下に、「又は特定業種のうち厚生労働大臣が指定するものに係る特定業種退職金共済契約の被共済者であるとき」を、「となる者」の下に「及び当該繰り入れた金額から当該加えた月数に係る金額として政令で定める金額を控除した残余の額を有する者」を加える。

第五十一条中「第十五条」の下に、「第十七条の二」を加える。

第五十五条第一項中「のうち政令で定める金額」を削り、同項第一号中「二年」を「三年」に改め、同条第二項中「又は」を「若しくは」に改め、「するとき」の下に、「又は特定業種のうち厚生労働大臣が指定するものに係る特定業種退職金共済契約の被共済者であるとき」を、「となる者」の下に「及び当該繰り入れた金額から当該加えた月数に係る金額として政令で定める金額を控除した残余の額を有する者」を加える。

第六章中第五節を第六節とする。

第七十五条の二第五項中「(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。次項において同じ。)」を削る。

第七十七条に次の一項を加える。

5 機構は、厚生労働省令で定めるところにより、一般の中小企業退職金共済業務及び特定業種退職金共済業務に係る業務上の余裕金を合同して運用することができる。

第六章中第四節を第五節とし、第三節の次に次の二節を加える。

第四節 資産運用委員会

(資産運用委員会の設置及び権限)

第六十九条の二 機構に、退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用に関する業務の適正な運営を図るため、資産運用委員会を置く。

2 第七十八条第一項に規定する基本方針の作成又は変更は、資産運用委員会の議を経なければならない。

3 資産運用委員会は、退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況を監視する。

4 資産運用委員会は、前二項に規定するもののほか、退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用に関する業務に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。

(資産運用委員会の組織)

第六十九条の三 資産運用委員会は、資産運用委員五人以内をもつて組織する。

(資産運用委員)

第六十九条の四 資産運用委員は、経済又は金融に関して高い識見を有する者その他の学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

2 資産運用委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者及び教育公務員で政令で定めるものを除く。)のほか、次の各号のいずれかに該当する者は、資産運用委員となることができない。

一 銀行業(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第二項に規定する銀行業をいう。)、信託業(信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第二条第一項に規定する信託業をいう。)、金融商品取引業(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。)

第七十五条の二 第五項及び第六項において同じ。)、保険業(保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第一項に規定する保険業をいう。その他の金融業(これらに類似し、又は密接に関連する事業を含む。)を行う者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。))

二 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

第六十三条、第六十五条及び第六十六条並びに通則法第二十一条第四項並びに第二十三条第一項及び第二項の規定は、資産運用委員について準用する。この場合において、同条第一項中「主務大臣又は法人の長は、それぞれ」とあるのは「厚生労働大臣は」と、「前条」とあるのは「中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)第六十九条の四第三項」と、同条第二項中「主務大臣又は法人の長は、それぞれ」とあるのは「厚生労働大臣は」と読み替えるものとする。

第八十八条中「第六十五条」の下に「第六十九

条の四第四項において準用する場合を含む。」を加える。

(独立行政法人福祉医療機構法の一部改正)

第二条 独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項中「独立行政法人労働者健康福祉機構法」を「独立行政法人労働者健康安全機構法」に改める。

第三十條を削り、第四章中第二十九條を第三十條とし、第二十六條から第二十八條までを一条ずつ繰り下げ、第二十五條の次に次の一条を加える。

(権限の委任)

第二十六條 厚生労働大臣は、政令で定めるところにより、通則法第六十四条第一項及び前条第一項の規定による立入検査(第十二条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる業務に係るものに限る。)の権限の一部を内閣総理大臣に委任することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の委任に基づき、通則法第六十四条第一項又は前条第一項の規定により立入検査をしたときは、速やかに、その結果について厚生労働大臣に報告するものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

4 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を財務局長又は財務支局長に委任する

附則第五条の二 第六項及び第七項を次のように改める。

6 機構は、承継債権管理回収勘定において、政令で定めるところにより、第一項に規定する債権の元本であつて回収されたものの金額を定期的に年金特別会計に納付しなければならない。

7 機構は、承継債権管理回収勘定において、毎事業年度、通則法第四十四条第一項の規定による整理を行った場合は、政令で定めるところにより、同項の規定による積立金に相当する金額を年金特別会計に納付しなければならない。

附則第五条の二 第十六項を同条第十八項とし、同条第十五項中「第六項」を「第六項又は第七項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項中「第六項」を「第六項又は第七項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項中「第六項の」を「第六項又は第七項の」に、「附則第五条の二 第二十一項」を「附則第五条の二 第十三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項を同条第十四項とし、同条第十一項の表第十四条第三項の項中「附則第五条の二 第十一項」を「附則第五条の二 第十三項」に改め、同表第二十五条第一項及び第二十六条第一号の項中「第二十六條第一号」を「第二十七條第一号」に、「附則第五条の二 第二十一項」を「附則第五条の二 第十三項」に改め、同表第二十八条の項中「第二十八條」を「第二十九條」に改め、同表第三十二条の項中「附則第五条の二 第二十一項」を「附則第五条の二 第十三項」に改め、同条第十一

項を同条第十三項とし、同条第十項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項中「前二項」を「第六項から前項まで」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

8 機構は、第六項の規定により納付金を納付したときは、その納付額により資本金を減少するものとする。

9 機構は、承継債権管理回収勘定において、毎事業年度、通則法第四十四条第二項の規定による整理を行った後、同項の規定による繰越欠損金がある場合において、通則法第三十八条第一項の規定により機構の財務諸表について厚生労働大臣の承認を受けたときは、当該繰越欠損金の額に相当する金額により資本金を減少するものとする。

(独立行政法人労働政策研究・研修機構法の一部改正)

第三条 独立行政法人労働政策研究・研修機構法(平成十四年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「三人」を「二人」に改める。

(独立行政法人労働者健康福祉機構法の一部改正)

第四条 独立行政法人労働者健康福祉機構法(平成十四年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

独立行政法人労働者健康安全機構法

第一条及び第二条中「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

平成二十七年四月十四日 衆議院会議録第十五号

第三条中「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改め、「健康診断施設」を削り、「図るとともに」の下に、「事業場における災害の予防に係る事項並びに労働者の健康の保持増進に係る事項及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関して臨床で得られた知見を活用しつつ、総合的な調査及び研究並びにその成果の普及を行うことにより、職場における労働者の安全及び健康の確保を図るほか」を加える。

第五条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 政府は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、土地、建物その他の土地の定着物及びその建物に附属する工作物(第五項において「土地等」という。)を出資の目的として、機構に追加して出資することができる。

第五条に次の二項を加える。

5 政府が出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6 評価委員その他前項に規定する評価に関し必要な事項は、政令で定める。

第六条第二項中「四人」を「五人」に改める。

第九条第二項中「独立行政法人労働者健康福祉機構法」を「独立行政法人労働者健康安全機構法」に改める。

第十条中「漏らし」の下に、「又は盗用し」を加える。

第十二条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 事業場における災害の予防に係る事項並びに労働者の健康の保持増進に係る事項及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行うこと(次号に掲げるものを除く。)

第十二条第一項第四号及び第五号を次のように改める。

四 化学物質で労働者の健康障害を生ずるおそれのあるものの有害性の調査を行うこと。

五 前二号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

第十二条第一項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。

第十二条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「これらの項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 機構は、前項に規定する業務のほか、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第九十六条の二第一項の規定による調査及び同条第二項の規定による立入検査を行う。

第十二条の次に次の一条を加える。

(区分経理)

第十二条の二 機構は、前条に規定する業務のうち労働者災害補償保険法第二十九条第一項の社会復帰促進等事業として行われるものに係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

第十三条第一項中「前条第一項」を「第十二条

第一項及び第二項」に改める。

第十四条の見出し中「独立行政法人労働者健康福祉機構債券」を「独立行政法人労働者健康安全機構債券」に改め、同条第一項中「又は第二号」を削り、「独立行政法人労働者健康福祉機構債券」を「独立行政法人労働者健康安全機構債券」に改める。

第十六条第一項中「をいう」の下に、「次項において同じ」を加え、「から第三号まで」を「又は第二号」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 厚生労働大臣は、労働災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、労働災害の予防のための調査及び研究を緊急に行う必要があると認めるときは、機構に対し、第十二条第一項第三号及び第四号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。)並びに同条第二項に規定する業務のうち必要な調査及び研究の実施を求めることができる。

第二十二條中「漏らし」の下に、「又は盗用し」を加える。

附則第三条に次の一項を加える。

6 機構は、前各項に規定する業務に係る経理については、第十二条の二に規定する社会復帰促進等事業として行われるものに係る経理として整理しなければならない。

(年金積立金管理運用独立行政法人法の一部改正)

第五条 年金積立金管理運用独立行政法人法(平成十六年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第四条中「神奈川県を「東京都」に改める。

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書

第六条第二項中「管理運用法人に」の下に「前項に規定する理事のほか」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 管理運用法人に、役員として、第十八条第一号に掲げる業務（以下「管理運用業務」という。）を担当する理事一人を置く。

第七条第二項ただし書及び同条第三項を削る。

第十一条第二項中「第十八条第一号に掲げる業務（以下「管理運用業務」という。）を「管理運用業務」に改める。

附則第七条を次のように改める。

第七条 削除

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五条の規定並びに附則第九条第二項及び第三項、第十七条第三項並びに第二十条の規定 公布の日

二 第一条中小企業退職金共済法目次の改正規定（「第三十一条」を「第三十一条の二」に改める部分を除く。）、同法第六章中第五節を第六節とする改正規定、第七十五条の二第五項の改正規定、同章中第四節を第五節とし、第三節の次に一節を加える改正規定及び第八十八条の改正規定並びに第二条の規定（独立行政法人福祉医療機構法第五条第二項の改正規定を除く。）並びに附則第七条、第三十条及び第三十三条の規定 平成二十七年十月一日

（解約手当金に相当する額の引渡しに関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の中小企業退職金共済法（以下「新中退法」という。）第十七条の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新中退法第八條第二項第二号の規定により退職金共済契約（新中退法第二条第三項に規定する退職金共済契約をいう。附則第四条において同じ。）が解除された場合に適用し、施行日前に第一条の規定による改正前の中小企業退職金共済法（以下この条及び附則第六条において「旧中退法」という。）第八條第二項第二号の規定により退職金共済契約（旧中退法第二条第三項に規定する退職金共済契約をいう。）が解除された場合については、なお従前の例による。

（掛金納付月数の通算等に関する経過措置）

第三条 新中退法第十八条、第四十六条第一項第一号及び第五十五条第一項第一号の規定は、被共済者（新中退法第二条第七項に規定する被共済者をいう。以下この条において同じ。）が平成二十六年四月一日以後に退職した場合について適用し、被共済者が同日前に退職した場合については、なお従前の例による。

（退職金共済事業を廃止した団体からの受入金額の受入れ等に関する経過措置）

第四条 新中退法第三十一条の二の規定は、廃止団体（同条第一項に規定する廃止団体をいう。次項において同じ。）と退職金共済に関する契約を締結していた事業主について、施行日以後に退職金共済事業が廃止された場合について適用する。

2 前項に規定する事業主が、施行日以後に退職金共済契約（新中退法第四条第二項に規定する短時間労働被共済者に係るものを除く。以下この条において同じ。）を締結し、新中退法第三十一条の二第一項の規定による申出をした場合であつて、当該廃止団体が退職金共済事業を廃止したときにおける当該退職金共済に関する契約に係る掛金の月額（当該掛金の月額に千円未満の端数がある場合においては、その端数金額が五百円未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五百円以上であるときは、これを切り捨て、これを千円として計算する。以下この項において同じ。）が五千円未満であつたときには、当該退職金共済契約を締結した日の属する月から起算して三年を経過する日の属する月までの間は、掛金月額は、新中退法第四条第二項の規定にかかわらず、二千円（当該掛金の月額が二千円を超えるときは、当該掛金の月額 以上五千円未満の額とすることができ。ただし、当該退職金共済契約の効力が生ずる日における掛金月額を五千円以上とした場合及び新中退法第九条第一項の規定により掛金月額が五千円以上の額に増加された日以後においては、この限りでない。）

3 独立行政法人勤労者退職金共済機構は、前項本文の規定により掛金月額を五千円未満の額とした退職金共済契約に係る共済契約者（新中退法第二条第六項に規定する共済契約者をいう。）からの掛金月額の減少の申込みについては、新中退法第九条第二項の規定にかかわらず、前項本文に規定する期間中は、新中退法第八条第三項各号に掲げる場合においても、これを承諾してはならない。ただし、新中退法第九条第一項

の規定により掛金月額が五千円を超える額に増加された後における五千円以上の額への掛金月額の減少の申込みについては、この限りでない。

4 第二項本文の規定により掛金月額を五千円未満の額とした退職金共済契約のうち、同項本文に規定する期間の満了の際現に掛金月額が五千円未満の額であるものに係る掛金月額は、当該期間の満了の時に、五千円に増加されたものとみなす。

（特定業種に係る退職金の支給に関する経過措置）

第五条 新中退法第四十三条第一項ただし書、第四十六条第二項及び第五十五条第二項の規定は、施行日以後に支給事由が生じた者に係る退職金の支給について適用し、施行日前に支給事由が生じた者に係る退職金の支給については、なお従前の例による。

（被共済者が特定業種間を移動した場合の取扱等に関する経過措置）

第六条 新中退法第四十六条第一項各号列記以外の部分及び第五十五条第一項各号列記以外の部分の規定は、施行日以後に支給事由が生じた者に係る退職金相当額（新中退法第四十六条第一項に規定する退職金又は退職金に相当する額及び新中退法第五十五条第一項に規定する退職金又は退職金に相当する額をいう。）の繰入れについて適用し、施行日前に支給事由が生じた者に係る退職金相当額（旧中退法第四十六条第一項に規定する退職金又は退職金に相当する額及び旧中退法第五十五条第一項に規定する退職金又は退職金に相当する額をいう。）の繰入れについては、なお従前の例による。

(承継債権管理回収業務における納付金に関する経過措置)

第七条 第二条の規定による改正後の独立行政法人福祉医療機構法附則第五条の二の規定は、同条第五項に規定する承継債権管理回収勘定における平成二十七年四月一日以後に開始する事業年度に係る納付金について適用し、同項に規定する承継債権管理回収勘定における同日前に終了する事業年度に係る納付金については、なお従前の例による。

2 独立行政法人福祉医療機構は、前項の規定にかかわらず、独立行政法人福祉医療機構法附則第五条の二第一項に規定する債権の元本であつて、平成二十七年四月一日から同年九月三十日まで回収されたものの金額については、平成二十八年一月三十一日まで年金特別会計に納付しなければならない。

(労働安全衛生総合研究所の解散等)

第八条 独立行政法人労働安全衛生総合研究所(以下「研究所」という。)は、この法律の施行の時に解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において独立行政法人労働者健康安全機構(以下「機構」という。)が承継する。

2 この法律の施行の際現に研究所が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時に国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 研究所の平成二十八年三月三十一日に終わる

事業年度及び中期目標の期間(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号。以下「通則法」という。)第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。)における業務の実績についての通則法第三十二条第一項の規定による評価は、機構が受けるものとする。この場合において、同条第二項の規定による報告書の提出及び公表は、機構が行うものとし、同条第四項前段の規定による通知及び同条第六項の規定による命令は、機構に対してなされるものとする。

5 研究所の平成二十八年三月三十一日に終わる事業年度に係る通則法第三十八条及び第三十九条第一項の規定により財務諸表等に関し独立行政法人が行わなければならないとされる行為は、機構が行うものとする。

6 研究所の平成二十八年三月三十一日に終わる事業年度における通則法第四十四条第一項及び第二項の規定による利益及び損失の処理に係る業務は、機構が行うものとする。

7 前項の規定による処理において、通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、当該積立金の処分は、機構が従前の例により行うものとする。この場合において、附則第十四条の規定による廃止前の独立行政法人労働安全衛生総合研究所法(平成十一年法律第百八十一号。次条第一項及び附則第十五条第二項において「旧研究所法」という。)第十三条第一項中「当該中期目標の期間の次の」とあるのは「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律(平成二十七年法律第 号)の施行の日を含む」と、次の中期目標の期間における第十一号と

あるのは「中期目標の期間における独立行政法人労働者健康安全機構法(平成十四年法律第百七十一号)第十二条第一項及び第二項」とする。

8 第一項の規定により研究所が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(機構への出資)

第九条 前条第一項の規定により機構が研究所の

権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額(同条第七項の規定により読み替えられた旧研究所法第十三条第一項の規定による承認を受けた金額があると

きは、当該金額に相当する金額を除く。)から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。この場合において、機構は、その額により資本金を増加するものとする。

2 前項に規定する資産の価額は、施行日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

3 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(機構が権利を承継する場合における非課税)

第十条 附則第八条第一項の規定により機構が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車取得税の取得に対しては、不動産取得税又は自動車取得税を課することができない。

(研究所の職員から引き続き機構の職員となつた者の退職手当の取扱いに関する経過措置)

第十一条 機構は、施行日の前日に研究所の職員として在職する者(独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律(平成十八年法律第二十五号。以下「平成十八年整備法」という。)附則第四条第一項の

規定の適用を受けた者に限る。)で引き続き機構の職員となつたものの退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第二条第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。)としての引き続き在職期間を機構の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。ただし、その者が平成十八年整備法の施行の日以後に研究所を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

2 施行日の前日に研究所の職員として在職する者(平成十八年整備法附則第四条第一項の規定の適用を受けた者であつて、平成十八年整備法の施行の日以後引き続き研究所の職員として在職する者に限る。)が、引き続き機構の職員となり、かつ、引き続き機構の職員として在職した後引き続き国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の平成十八年整備法の施行の日以後の研究所の職員としての在職期間及び機構の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続き在職期間とみなす。ただし、その者が同日以後に研究所又は機構を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

(研究所の役員又は職員から引き続き機構の役員又は職員となつた者についての国家公務員共済組合法の適用に関する経過措置)

第十二条 施行日の前日に研究所の役員又は職員として在職する者(同日において国家公務員共

済組合法の適用に関する経過措置)

として在職する者(同日において国家公務員共

済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第二百二十四条の三の規定により読み替えて適用する同法第三条第一項の規定により厚生労働省に属する同法第二条第一項第一号に規定する職員及びその所管する独立行政法人(通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)のうち国家公務員共済組合法別表第二に掲げるものの同法第二百二十四条の三の規定により同号に規定する職員とみなされる者をもつて組織された国家公務員共済組合(以下この項及び第三項において「厚生労働省共済組合」という。)の組合員であるものに限る。)が施行日において引き続き機構の役員又は職員(同条の規定により同号に規定する職員とみなされるものに相当するものに限る。以下この条において「役職員」という。)となる場合であつて、かつ、引き続き施行日以後において機構の役職員である場合には、同法の規定の適用については、当該役職員は、施行日から起算して二十日を経過する日(正当な理由があると厚生労働省共済組合が認めた場合には、その認めた日)までに厚生労働省共済組合に申出をしたときは、施行日以後引き続き当該役職員である期間厚生労働省共済組合を組織する同号に規定する職員に該当するものとする。

2 前項に規定する機構の役職員が同項に規定する期限内に同項の申出を行うことなく死亡した場合には、その申出は、当該期限内に当該役職員の遺族(国家公務員共済組合法第二条第一項第三号に規定する遺族に相当する者に限る。次項において同じ。)がすることができ、

3 施行日の前日において研究所の役員又は職員として在職する者(同日において厚生労働省共済組合の組合員であるものに限る。)が施行日において引き続き機構の役職員となる場合であつて、かつ、当該役職員又はその遺族が第一項に規定する期限内に同項の申出を行わなかつた場合には、当該役職員は、国家公務員共済組合法の適用については、施行日の前日に退職(同法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。)をしたものとみなす。

(機構の役員又は職員についての通則法の適用に関する経過措置)

第十三条 機構の役員又は職員についての通則法第五十条の四第一項、第二項第一号及び第四号並びに第六項並びに第五十条の六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

通則法第五十条の四第一項	の中期目標管理法人役職員であつた者	の中期目標管理法人役職員であつた者(独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律(平成二十七年法律第 号。第六項において「平成二十七年整備法」という。)附則第八条第一項の規定により解散した旧独立行政法人労働安全衛生総合研究所(独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)の施行の日以後のものに限る。以下「旧研究所」という。)の中期目標管理法人役職員であつた者を含む。以下この項において同じ。)
--------------	-------------------	--

通則法第五十条の四第二項第一号	であつた者	であつた者(旧研究所の中期目標管理法人役職員であつた者を含む。)
通則法第五十条の四第二項第四号	当該中期目標管理法人	当該中期目標管理法人(旧研究所を含む。)
通則法第五十条の四第六項	したこと	したこと(平成二十七年整備法附則第十四条の規定による廃止前の独立行政法人労働安全衛生総合研究所法(平成十一年法律第八十一号。以下この項において「旧研究所法」という。))又は旧研究所が定めていた業務方法書、第四十九条に規定する規程その他の規則(以下この項において「旧研究所規則」という。))に違反する職務上の行為をしたことを含む。次条において同じ。)
通則法第五十条の六第一号	であつた者	であつた者(旧研究所の役員又は職員であつた者を含む。)
通則法第五十条の六第二号	定めらるもの	定めらるもの(離職前五年間に在職していた旧研究所の内部組織として主務省令で定めらるものが行つていた業務を行う当該中期目標管理法人の内部組織として主務省令で定めらるものを含む。)
通則法第五十条の六第三号	うち、当該中期目標管理法人	うち、当該中期目標管理法人(旧研究所を含む。)
通則法第五十条の六第三号	当該中期目標管理法人	当該中期目標管理法人(旧研究所を含む。以下この号において同じ。)

(独立行政法人労働安全衛生総合研究所法の廃止に伴う経過措置)
第十四条 独立行政法人労働安全衛生総合研究所法は、廃止する。

(独立行政法人労働安全衛生総合研究所法の廃止に伴う経過措置)
第十五条 研究所の役員又は職員であつた者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らし、

又は盗用してはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

2 施行日前に旧研究所法第十四条第一項の規定により厚生労働大臣が研究所に対してした求めは、第四条の規定による改正後の独立行政法人労働者健康安全機構法(次条及び附則第十七条第一項において「改正機構法」という。)第十六条第二項の規定により厚生労働大臣が機構にした求めとみなす。

3 施行日前に労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第九十六条の二第三項又は第九十六条の三の規定により厚生労働大臣が研究所に対してした指示又は命令は、附則第二十八条の規定による改正後の労働安全衛生法第九十六条の二第三項又は第九十六条の三の規定により厚生労働大臣が機構にした指示又は命令とみなす。

(業務の特例)

第十六条 機構は、改正機構法第十二条に規定する業務のほか、当分の間、第四条の規定による改正前の独立行政法人労働者健康福祉機構法第十二条第一項第七号の業務の用に供していたりハビリテーション施設の移譲又は廃止の業務及びこれに附帯する業務を行う。

2 機構は、前項に規定する業務に係る経理については、改正機構法第十二条の二に規定する社会復帰促進等事業として行われるものに係る経理として整理しなければならない。

3 第一項の規定により機構が業務を行う場合には、改正機構法第二十三条第二号中「第十二条」とあるのは、「第十二条及び独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律(平成二十七年法律第 号)附則第十六条第一項」とする。

(業務の移管に伴う国の権利義務の承継等)
第十七条 この法律の施行の際、改正機構法第十二条第一項第四号に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、この法律の施行の時にいて機構が承継する。

2 前項の規定により機構が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から機構に対し出資されたものとする。この場合において、機構は、その額により資本金を増加するものとする。

3 附則第九条第二項及び第三項の規定は、前項に規定する財産の価額について準用する。

(国有財産の無償使用)

第十八条 厚生労働大臣は、この法律の施行の際現に厚生労働省の部局又は機関で政令で定めるものに使用されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、機構の用に供するため、機構に無償で使用させることができる。

(罰則に関する経過措置)

第十九条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(船員保険法及び国家公務員共済組合法の一部改正)
第二十一条 次に掲げる法律の規定中独立行政法

人労働安全衛生総合研究所の項を削る。

一 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)別表第一

二 国家公務員共済組合法別表第二
(労働者災害補償保険法の一部改正)

第二十二條 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第二十九條第三項中「独立行政法人労働者健康福祉機構法」を「独立行政法人労働者健康安全機構法」に、「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

(障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正)

第二十三條 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十三年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第二十一条中「独立行政法人労働者健康福祉機構法」を「独立行政法人労働者健康安全機構法」に改め、「若しくは同項第七号に掲げるリハビリテーション施設」を削る。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)
第二十四條 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十三年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第九十六條第三項中「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第二十五條 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。
別表第一の六十三の項の次に次のように加える。

六十三の二 独立行政法人勤労者退職金共済機構

中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)による同法第十条第一項、第三十条第二項若しくは第四十三条第一項の退職金、同法第十六条第一項若しくは第三十条第三項の解約手当金又は同法第三十一条第二項の差額の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一の六十四の項中「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

(調整規定)

第二十六條 施行日が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十五年法律第二十八号)附則第三号に掲げる規定の施行の日前である場合には、前条(住民基本台帳法別表第一の六十四の項の改正規定に限る。)の規定は、適用しない。

2 前項の場合において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第十九条のうち住民基本台帳法別表第一の六十四の項の改正規定中「独立行政法人労働者健康福祉機構」とあるのは、「独立行政法人労働者健康安全機構」とする。
(社会保険労務士法の一部改正)
第二十七條 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。
別表第一第六号を次のように改める。
六 削除

(労働安全衛生法の一部改正)

第二十八條 労働安全衛生法の一部を次のように改正する。

第九十六條の二の見出し中「研究所を」を「機構」に改め、同条第一項中「独立行政法人労働安全衛生総合研究所(以下「研究所」という。)」を「独立行政法人労働者健康安全機構(以下「機構」という。)」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「研究所を」を「機構」に改め、同条第五項中「独立行政法人労働安全衛生総合研究所を」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

第九十六條の三(見出しを含む。)及び第二百二十三條第二号中「研究所を」を「機構」に改める。

(確定拠出年金法の一部改正)

第二十九條 確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第五十四條第一項中「確定給付企業年金」の下に「中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)の規定による退職金共済」を加える。

(独立行政法人住宅金融支援機構法の一部改正)
第三十條 独立行政法人住宅金融支援機構法(平成十七年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第七條第一項第五号中「附則第五條の第二十一項」を「附則第五條の第二十三項」に改める。

(平成十八年整備法の一部改正)

第三十一條 独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第五條中「労働安全衛生総合研究所」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第三十二條 特別会計に関する法律(平成十九年

法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第九十九條第一項第一号ホ中「独立行政法人労働安全衛生総合研究所法(平成十一年法律第八十一号)第十三條第三項」を削り、「独立行政法人労働者健康福祉機構法」を「独立行政法人労働者健康安全機構法」に改め、同項第二号ロ中「独立行政法人労働安全衛生総合研究所」を削り、「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

(雇用保険法等の一部を改正する法律の一部改正)
第三十三條 雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

附則第三百三十九條第一項中「附則第二百十條の規定による改正後の」を削り、「附則第五條の二第六項」の下に「及び第七項」を加える。

(研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部改正)
第三十四條 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成二十年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第十五号を次のように改める。

十五 独立行政法人労働者健康安全機構(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)

第三十五條 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一の三十三の項の次に次のように加える。

三十三の二 独立行政法人労働者退職金共済機構
中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)による退職金、解約手当金又は差額の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの

(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十六條 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則第五條第三項の表改正後確定拠出年金法第五十四條第一項の項を次のように改める。

確定拠出年金法第五十四條第一項	確定給付企業年金	確定給付企業年金、存続厚生年金基金
-----------------	----------	-------------------

理 由

厚生労働省所管の独立行政法人に係る改革を推進するため、独立行政法人労働安全衛生総合研究所を独立行政法人労働者健康福祉機構に統合し、その名称を独立行政法人労働者健康安全機構に改めるとともに、独立行政法人労働者退職金共済機構の行う中小企業退職金共済業務に係る資産運用委員会の設置、独立行政法人福祉医療機構の行う福祉貸付事業及び医療貸付事業に係る金融庁検査の導入、独立行政法人労働政策研究・研修機構、独立行政法人労働者健康福祉機構及び年金積立金管理運用独立行政法人における役員数の変更等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書
一 議案の目的及び要旨
本案は、厚生労働省所管の独立行政法人に係る改革を推進するため、独立行政法人労働安全衛生総合研究所を独立行政法人労働者健康福祉機構に統合し、その名称を独立行政法人労働者健康安全機構に改めるとともに、独立行政法人労働者退職金共済機構の行う中小企業退職金共済業務に係る資産運用委員会の設置、独立行政法人福祉医療機構の行う福祉貸付事業及び医療貸付事業に係る金融庁検査の導入、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人における役員数の変更等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 独立行政法人労働者退職金共済機構が行う中小企業退職金共済業務における業務上の余裕金の運用に関する業務の適正な運営を図るため、同機構に資産運用委員会を置くこと。また、被共済者が転職した場合等における退職金の通算制度の内容を拡充すること。
- 2 独立行政法人福祉医療機構が行う福祉貸付事業及び医療貸付事業に対する厚生労働大臣

の立入検査の権限の一部を内閣総理大臣に委任することにより、これらの事業について金融庁による検査を行うこととする。また、同機構は、承継債権管理回収業務において回収した債権の元本の金額を定期的に年金特別会計に納付しなければならないものとする。

3 独立行政法人労働安全衛生総合研究所と独立行政法人労働者健康福祉機構を統合して、独立行政法人労働者健康安全機構とし、その業務に、化学物質の有害性の調査の業務を追加すること。

4 独立行政法人労働政策研究・研修機構の理事数を一人削減すること。

5 年金積立金管理運用独立行政法人に、年金積立金の管理及び運用の業務を担当する理事一人を置くとともに、年金積立金管理運用独立行政法人法の原則上、主たる事務所を東京都に置くものとする。

6 この法律は、一部の規定を除き、平成二十八年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

厚生労働省所管の独立行政法人に係る改革を推進するため、独立行政法人労働安全衛生総合研究所を独立行政法人労働者健康福祉機構に統合し、その名称を独立行政法人労働者健康安全機構に改めるとともに、独立行政法人労働者退職金共済機構の行う中小企業退職金共済業務に係る資産運用委員会の設置、独立行政法人福祉医療機構の行う福祉貸付事業及び医療貸付事業に係る金融庁検査の導入、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立

行政法人における役員数の変更等の措置を講じることとは、時宜に適合するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

右報告する。

平成二十七年四月七日

厚生労働委員長 渡辺 博道

衆議院議長 町村 信孝殿

株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

国会に提出する。

平成二十七年二月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律

(株式会社商工組合中央金庫法の一部改正)

第一条 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第十九条第三項及び第二十九条中「株式会社商工組合中央金庫法」の下に「(平成十九年法律第七十四号)」を加える。

第四十三条中「危機対応準備金(株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)附則第四十五条第一項の規定により指定を受けたものとみなされた同法第十一條第二項に規定する指定金融機関として同法第二条第五号に規定する危機対応業務(以下「危機対応業務」という。)の円滑な実施のために必要な商工組合中央金庫の財政基盤の確保に資するものとして、附

則第一条の二第二項の規定により充てられたものをいう。以下同じ。)及び」を削り、「額の合計額を」を「額を」に改める。

第四十四条の見出しを「(欠損の填補を行う場合の特別準備金の額の減少)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項中「第一項第一号及び」及び「の合計額を」を削り、「前二項を」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第二項」、「危機対応準備金の額又は」及び「それぞれ」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項を削る。

第四十五条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項を」に改め、同項各号中「危機対応準備金の額又は」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「及び第二項」及び「の合計額を」を削り、同項を同条第三項とする。

第四十六条第一項中「危機対応準備金の額(第四十四条第一項の規定により危機対応準備金の額が減少している場合は、当該減少する前の危機対応準備金の額及び同日における)」を削り、「同条第二項」を「第四十四条第一項」に改め、「当該危機対応準備金の額及び」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「同条第二項並びに」を削り、同項を同条第三項とする。

第四十七条を削る。

第四十七條の二第二項中、「第四十四条第二項を」、「第四十四条第一項」に、「株式会社商工組合中央金庫法第四十四条第二項」を「株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第四十四条第一項」に改め、同条第二項中「第四十五條第二項」を、「第四十五條第一項」

に、「資本金等」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法第四十五條第二項」を「資本金等」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第四十五條第一項」に、「資本金」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法第四十五條第二項」を「資本金」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法第四十五條第一項」に、「同条第三項第二号」を「同条第二項第二号」に改め、同条を第四十七條とする。

第四十八條の見出しを「(特別準備金に係る報告等)」に改め、同条第一項中「危機対応準備金の額又は」を削る。

第六十三條第三項及び第四項中「株式会社商工組合中央金庫法」の下に「(平成十九年法律第七十四号)」を加える。

第七十條中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号中「営ませた者」を「営ませたとき」に改め、同条第二号中「した者」を「したとき」に改める。

第七十一條中「違反した」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加える。

第七十二條中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号中「した者」を「したとき」に改め、同条第二号中「忌避した者」を「忌避したとき」に改め、同条第三号中「した者」を「したとき」に改め、同条第四号及び第五号中「とつた者」を「とつたとき」に改める。

第七十三條第一項第二号中「規定に違反した」を「規定の違反があつた場合において、当該違反行為をした」に改め、同条第三項中「第七十三條第二項」とを「(平成十九年法律第七十四号)第七十三條第二項」とに改める。

第七十四条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号中「した者」をしたとき。」に改め、同条第二号中「違反した者」を「違反したとき。」に改め、同条第三号及び第四号中「者又は」を「とき又は」に、「した者」をしたとき。」に改める。

第七十八条第三項中「及び」を「中」前条第二項」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第七十三条第三項において準用する前条第二項」と、同条に、「あるのは、」を「あるのは」に改める。

附則第一条の二を削る。

附則第二条第一項中「ついて、」の下に「株式会社商工組合中央金庫の目的の達成に与える影響及び」を加え、「平成二十七年四月一日から起算しておおむね五年後から七年後を目途として、」を「できる限り早期に」に改める。

附則第二条の次に次の十一條を加える。

（危機対応業務の実施の責務）

第二条の二 株式会社商工組合中央金庫は、その目的を達成するため、当分の間、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二条第四号に規定する特定資金を必要とする者に対し円滑に資金が供給されるよう、同条第五号に規定する危機対応業務（以下「危機対応業務」という。）を行う責務を有する。

（株式の政府保有）

第二条の三 政府は、当分の間、指定金融機関（株式会社日本政策金融公庫法第十一条第二項に規定する指定金融機関をいう。附則第二条の六第一項において同じ。）に係る制度の運用

の状況、同項の危機対応準備金に係る株式会社商工組合中央金庫に対する出資の状況、株式会社商工組合中央金庫による危機対応業務の実施の状況、株式会社商工組合中央金庫の財政基盤、株主となる中小企業団体及びその構成員の資金の余力、社会経済情勢の変化等を勘案し、株式会社商工組合中央金庫が危機対応業務を的確に実施するために必要な株式を保有していなければならない。

（危機対応業務に関する事業計画の認可）

第二条の四 株式会社商工組合中央金庫は、当分の間、事業年度ごとに、主務省令で定めるところにより、危機対応業務に関する事業計画（以下「事業計画」という。）を作成し、当該事業年度の開始前に、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 事業計画には、主務省令で定める危機対応業務の実施方針に関する事項及び他の事業者との間の適正な競争関係を確保するために講じようとする措置に関する事項を記載しなければならない。

（適正な競争関係の確保）

第二条の五 株式会社商工組合中央金庫は、当分の間、その業務を行うに当たっては、他の事業者との間の適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮しなければならない。

（危機対応準備金）

第二条の六 株式会社商工組合中央金庫は、指定金融機関として危機対応業務の円滑な実施のために必要な株式会社商工組合中央金庫の財政基盤の確保に資するものとして、危機対

応準備金を設け、次項の規定により政府が出資した金額をもつてこれに充てるものとする。

2 政府は、当分の間、危機対応業務の円滑な実施のために必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、株式会社商工組合中央金庫に出資することができる。

3 株式会社商工組合中央金庫は、前項の規定による政府の出資があつたときは、会社法第四百四十五条第二項の規定にかかわらず、前項の規定により出資された額の全額を第一項の危機対応準備金（以下「危機対応準備金」という。）の額として計上するものとする。この場合において、同条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）」とする。

（欠損の填補を行う場合の危機対応準備金の額の減少）

第二条の七 株式会社商工組合中央金庫は、特別準備金の額が零となつたときは、危機対応準備金の額を減少することができる。この場合においては、株主総会の決議によつて、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 減少する危機対応準備金の額

二 危機対応準備金の額の減少がその効力を生ずる日

（国庫納付金）

第二条の八 株式会社商工組合中央金庫は、危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至つたと認める場合には、危機対応準備金の額の全部又は一部

に相当する金額を国庫に納付するものとする。この場合においては、当該国庫に納付する金額に相当する額を、危機対応準備金の額から減額するものとする。

（危機対応準備金の額の計算の方法等）

第二条の九 危機対応準備金の額が計上されている場合における第四十三条、第四十四条第二項及び第三項、第四十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第三項並びに第四十八条第一項の規定の適用については、第四十三条中「同じ。」の額」とあるのは「同じ。」及び危機対応準備金（附則第二条の六第一項に規定する危機対応準備金をいう。以下同じ。）の額の合計額」と、第四十四条第二項中「前項第一号の額」とあるのは「前項第一号及び附則第二条の七第一号の額の合計額」と、「同項」とあるのは「同項又は同条」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第一項又は附則第二条の七」と、「特別準備金の額」とあるのは「特別準備金の額又は危機対応準備金の額」と、「特別準備金の額が」とあるのは「特別準備金の額又は危機対応準備金の額がそれぞれ」と、第四十五条第二項中「前項」とあるのは「前項又は附則第二条の八」と、同項各号中「特別準備金の額」とあるのは「特別準備金の額又は危機対応準備金の額」と、同条第三項中「この規定により納付する金額」とあるのは「及び附則第二条の八の規定により納付する金額の合計額」と、「前項第二号」とあるのは「附則第二条の九第一項の規定により読み替えられた前項第二号」と、第四十六条第一項中「額」とあるのは「額」及び同日における危

機対応準備金の額(附則第二条の七の規定により危機対応準備金の額が減少している場合は、当該減少する前の危機対応準備金の額)と、当該特別準備金の額とあるのは「当該特別準備金の額及び当該危機対応準備金の額」と、同条第三項中「及び第一項」とあるのは「及び附則第二条の八並びに附則第二条の九第一項の規定により読み替えられた第一項」と、第四十八条第一項中「特別準備金の額」とあるのは「特別準備金の額又は危機対応準備金の額」とする。

2 前項の規定により読み替えられた第四十四条第三項の規定による危機対応準備金の額の増加は、同項の規定による特別準備金の額の増加に先立つて行うものとする。

3 第一項の規定により読み替えられた第四十六条第一項の規定による危機対応準備金の額に相当する金額の納付は、同項の規定による特別準備金の額に相当する金額の納付に先立つて行われるものとする。

(危機対応準備金の額の減少に関する会社法の準用)

第二条の十 会社法第四百四十九条第六項(第一号に係る部分に限る。)及び第七項並びに第八百二十八条(第一項第五号及び第二項第五号に係る部分に限る。)の規定は、附則第二条の七の規定により危機対応準備金の額を減少する場合について準用する。この場合において、同法第四百四十九条第六項第一号中「資本金」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)附則第二条の七の規定による危機対応準備金」と、第四百四十七条第一項(第三号)とあるのは「同項第二

号」と、同法第八百二十八条第一項第五号及び第二項第五号中「資本金」とあるのは「危機対応準備金」と読み替えるものとする。

2 会社法第四百四十九条第一項ただし書及び第六項第二号を除く。)及び第八百二十八条(第一項第五号及び第二項第五号に係る部分に限る。)の規定は、附則第二条の八の規定により危機対応準備金の額を減少する場合について準用する。この場合において、同法第四百四十九条第一項本文中「資本金又は準備金(以下この条において「資本金等」という。）」とあるのは「危機対応準備金」と、減少する場合(減少する準備金の額の全部を資本金とする場合を除く。）」とあるのは「減少する場合」と、「資本金等」とあるのは「危機対応準備金」と、同条第二項第一号中「資本金等」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)附則第二条の八の規定による危機対応準備金」と、同項第二号中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同条第四項及び第五項中「資本金等」とあるのは「危機対応準備金」と、同条第六項第一号中「資本金」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法附則第二条の八の規定による危機対応準備金」と、「第四百四十七条第一項(第三号)とあるのは「附則第二条の九第一項の規定により読み替えられた同法第四十五条第二項第二号」と、同法第八百二十八条第一項第五号及び第二項第五号中「資本金」とあるのは「危機対応準備金」と読み替えるものとする。

第二条の十一 株式会社商工組合中央金庫は、

当分の間、第五十一条第一項に規定する中間業務報告書及び業務報告書に事業計画の実施の状況(中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)附則第六項の規定の遵守の状況を含む。)を記載しなければならない。

(過料)

第二条の十二 附則第二条の四の規定に違反して、事業計画の認可を受けなかった場合には、その行為をした株式会社商工組合中央金庫の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

附則第十七条及び第二十一条中「株式会社商工組合中央金庫法」の下に「(平成十九年法律第七十四号)」を加える。

(中小企業信用保険法の一部改正)

第二条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第七号を第十一号とし、第六号を第十号とし、第五号を第九号とし、第四号の二を第八号とし、第四号を第七号とし、第三号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 特定事業を行う特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。第三項第七号において同じ。)であつて、常時使用する従業員の数が三百人(小売業を主たる事業とする事業者については五十人、卸売業又はサービス業を主たる

る事業とする事業者については百人)以下のもの

第二条第一項中、第二号の二を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の二を第二号とし、同条第三項に次の一号を加える。

七 特定事業を行う特定非営利活動法人であつて、常時使用する従業員の数が二十人

(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、五人以下のもの

第三条第一項中「及び第三項」の下に、「第三条の三第一項及び第二項」を加える。

第三条の三第一項中「保証をした借入金金の額(手形の割引の場合は手形金額、電子記録債権の割引の場合は電子記録債権の金額、特殊保証の場合は限度額。次項において同じ。)」を「借入金金のうち保証をした額」に改め、同条第二項中「保証をした借入金金の額」を「借入金金のうち保証をした額」に改め、同条第四項後段を削る。

第十二条中「及び第三条の二第一項」を、「第三条の二第一項及び第三条の三第一項」に改め、「第三条の二第三項」の下に「及び第三条の三第二項」を加え、「第三条の三第一項中「保険価額の合計額」とあるのは「経営安定関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額」とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、同条第二項中「当該保証をした」とあるのは「経営安定関連保証及びその他の保証」と、それぞれ当該保証をしたと、「当該債務者」とあるのは「経営安定関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者」とを削る。

附則に次の一項を加える。

6 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)附則第二条の二に規定する危機対応業務として行う貸付けに係る債務の保証については、本法の規定は適用しない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条(中小企業信用保険法附則に一項を加える改正規定を除く。)並びに附則第五条から第十二条まで及び第十五条から第十九条までの規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(危機対応業務に関する事業計画の認可に関する経過措置)

第二条 株式会社商工組合中央金庫がこの法律の施行後最初に作成する第一条の規定による改正後の株式会社商工組合中央金庫法(以下「新金庫法」という。)附則第二条の四の規定による事業計画については、同条第一項中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号)の施行後遅滞なく」とする。

(株式会社商工組合中央金庫に対してされた出資に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の日前に政府から株式会社商工組合中央金庫に対し第一条の規定による改正前の株式会社商工組合中央金庫法附則第一条の二第一項に規定する危機対応準備金に充てるべきものとして出資された額に相当する金額は、政府から新金庫法附則第二条の六第一項に

規定する危機対応準備金に充てるべきものとして出資されたものとみなす。

(危機対応業務に関する検討)

第四条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、指定金融機関(株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第十一条第二項に規定する指定金融機関をいう。)に係る制度の運用の状況、新金庫法附則第二条の六第一項の危機対応準備金に係る株式会社商工組合中央金庫に対する出資の状況、株式会社商工組合中央金庫による危機対応業務(新金庫法附則第二条の二に規定する危機対応業務をいう。この条において同じ。)の実施の状況、株式会社商工組合中央金庫の財政基盤、株主となる中小企業団体及びその構成員の資金の余力、社会経済情勢の変化等を勘案し、株式会社日本政策金融公庫法第二条第四号に規定する特定資金を必要とする者に対し円滑に資金が供給されることを確保する観点から、当該危機対応業務の在り方及びこれを踏まえた株式会社商工組合中央金庫に対する国の関与の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項の検討を行うに当たっては、一般の金融機関を代表する者その他の関係者の意見を聴かなければならない。

3 政府は、第一項の検討の結果、政府による株式会社商工組合中央金庫の株式の保有に関する義務に係る措置その他の株式会社商工組合中央金庫による危機対応業務の的確な実施を確保するための措置を継続する必要があると認めるときは、速やかに、当該措置を廃止するために必

要な法制上の措置を講ずるものとする。
(中小企業信用保険に関する経過措置)

第五条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行前に成立している保険関係については、なお従前の例による。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)

第六条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「行なわれた」を「行われた」に改め、「と、同法第三条の二第二項」の下に「及び第三条の三第二項」を加え、「同条第三項」を「同法第三条の二第三項及び第三条の三第二項」に改め、「同法第三条の三第一項中「保険価額の合計額」とあるのは「災害関係保証に係る保険関係の保険価額の合計額」とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、同条第二項中「当該保証をした」とあるのは「災害関係保証及びその他の保証」とに、それぞれ当該保証をした」と、「当該債務者」とあるのは「災害関係保証及びその他の保証」とに、当該債務者」とを削る。

(下請中小企業振興法等の一部改正)

第七条 次に掲げる法律の表の第三条の二第三項の項中「第三条の二第三項」の下に「及び第三条の三第二項」を加え、これらの表の第三条の三第二項の項を削る。

一 下請中小企業振興法(昭和四十五年法律第百四十五号)第十一条第二項の表
二 発電用施設周辺地域整備法(昭和四十九年法律第七十八号)第十一条第一項の表

三 中心市街地の活性化に関する法律(平成十九年法律第九十二号)第五十三条第一項の表

四 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成十七年法律第八十五号)第十三条第一項の表

五 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平成十八年法律第三十三号)第七条第一項の表

六 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成十九年法律第四十号)第十八条第一項の表

七 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成二十年法律第三十三号)第十三条の表

(中小小売商業振興法の一部改正)

第八条 中小小売商業振興法(昭和四十八年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

第五条の三第一項中「同条第五項」を「同項」に改め、同項の表第三条の二第二項、第三条の三第一項の項中「第三条の三第一項」を「及び第三条の三第二項」に改め、同表第三条の二第三項の項中「第三条の二第三項」の下に「及び第三条の三第二項」を加え、同表第三条の三第二項の項を削る。

(中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律及び地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律の一部改正)

第九条 次に掲げる法律の表の第三条の二第一項、第三条の三第一項の項中「第三条の三第一項」を「及び第三条の三第一項」に改め、これ

らの表の第三条の二第三項の項中「第三条の二第三項」の下に「及び第三条の三第二項」を加え、これらの表の第三条の三第二項の項を削る。

一 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)第十條第一項の表

二 地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律(平成四年法律第八十八号)第六條第一項の表

(商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部改正)

第十條 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成五年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二十條中「限る。」を「限り、かつ、中小企業信用保険法第二條第一項第六号に該当するものを除く。」に改める。

(破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法の一部改正)

第十一條 破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法(平成十年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項中「第一号の二を「第二号」に改める。

(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部改正)

第十二條 中小企業の新たな事業活動の促進に関する

する法律(平成十一年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第十三條第一項の表第三條の二第三項の項中「第三條の二第三項」の下に「及び第三條の三第二項」を加え、同表第三條の三第二項の項を削り、同表第四項の表第三條の二第三項及び第三條の四第二項の項中「第三條の二第三項」の下に「第三條の三第二項」を加え、同表第三條の三第二項の項を削る。

第二十條中「限る。」であつて「を」を「限り、かつ、中小企業信用保険法第二條第一項第六号に該当するものを除く。」であつて「に、」中小企業信用保険法」を「同法」に改める。

(簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部改正)

第十三條 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成十八年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第六條第二項中「については、」の下に「これらの機関の業務を承継する機関の目的の達成に与える影響及び」を加え、「平成二十七年四月一日から起算しておおむね五年後から七年後を目途として、」を「できる限り早期に」に改める。

(調整規定)

第十四條 この法律の施行の日が株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号)の施行の日前となる場合には、同日の前日までの間における前条の規定による改正後の簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律第六條第二項の規定の適用については、同項中「及び日本政策投資銀行に対する」とあるのは「に対する」

と、「これらの機関の」とあるのは「その」と、「ものとする」とあるのは「ものとし、日本政策投資銀行に対する政府の出資については、市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、平成二十七年四月一日から起算しておおむね五年後から七年後を目途として、その全部を処分するものとする」とする。

2 この法律の施行の日が株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律の施行の日以後となる場合には、前条の規定は、適用しない。

(中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の一部改正)

第十五條 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成十九年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第八條第一項の表第三條の二第三項及び第三條の四第二項の項中「第三條の二第三項」の下に「第三條の三第二項」を加え、同表第三條の三第二項の項を削る。

(中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律の一部改正)

第十六條 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第八條第一項の表第三條の二第三項及び第三條の四第二項の項中「第三條の二第三項」の下に「第三條の三第二項」を加え、同表第三條の三第二項の項を削り、同表第六項中「認定農工商等連携支援事業者であつて」を「認定農工商等連携支援事業者(中小企業信用保険法第二條第一項第六号に該当するものを除く。)であつて」に、「中小企業信用保険法」を「同法」に改める。

(商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律の一部改正)

第十七條 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(平成二十一年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第八條第一項の表第三條の二第三項の項中「第三條の二第三項」の下に「及び第三條の三第二項」を加え、同表第三條の三第二項の項を削り、同表第四項中「認定商店街活性化支援事業者であつて」を「認定商店街活性化支援事業者(中小企業信用保険法第二條第一項第六号に該当するものを除く。)であつて」に、「中小企業信用保険法」を「同法」に改める。

(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正)

第十八條 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第二百二十八條第一項中「と、同法第三條の二第一項」の下に「及び第三條の三第一項」を加え、「同法第三項」を「同法第三條の二第三項及び第三條の三第二項」に改め、「同法第三條の三第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「東日本大震災復興緊急保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、同法第二項中「当該保証をした」とあるのは「東日本大震災復興緊急保証及びその他の保証」とに、それぞれ当該保証をした」と、「当該債務者」とあるのは「東日本大震災復興緊急保証及びその他の保証」ことに、当該債務者」とを削る。

(産業競争力強化法の一部改正)

第十九条 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第五十四条第一項の表第三條の二第三項の項中「第三條の二第三項」の下に「及び第三條の二第二項」を加え、同表第三條の二第二項の項を削る。

第五十五条第一項の表第三條の二第三項の項中「第三條の二第三項」の下に「及び第三條の二第二項」を加え、同表第三條の二第二項の項を削る。

第六百六条中「(限る。であつて)」を「限り、かつ、中小企業信用保険法第二條第一項第六号に該当するものを除く。であつて」に改める。
第二百二十四條の表第三條の二第三項中「第三條の二第三項」の下に「及び第三條の二第二項」を加え、同表第三條の二第二項の項を削る。

理 由

中小企業者に対する金融の円滑化を通じ、地域における経済の活性化及び雇用の拡大を図るため、株式会社商工組合中央金庫が引き続き危機対応業務を的確に行えるよう、政府が保有するその株式について、目的の達成に与える影響等を踏まえつつ処分する措置を講ずるほか、中小規模の特定非営利活動法人への融資を中小企業信用保険の付保対象に追加する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、地域の経済・雇用の担い手である中

株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律案及び同報告書
びこれに伴う措置に関する法律案及び同報告書

小企業者の持続的な発展を支えるための環境整備が重要であるとの認識の下、特に、中小企業者に対する金融の円滑化を図るための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 株式会社商工組合中央金庫法の一部改正
株式会社商工組合中央金庫に危機対応業務の実施を義務付けることとし、その確実な実施のため、政府が株式会社商工組合中央金庫について、当分の間、必要な株式を保有すること。

2 中小企業信用保険法の一部改正
中小企業者と同様に事業を行い、地域の経済や雇用を担う特定非営利活動法人を中小企業信用保険の対象とすること。

3 施行期日
この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、地域の経済・雇用の担い手である中小企業者の持続的な発展を支えるための環境整備に必要不可欠な、中小企業者に対する金融の円滑化を図る措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

平成二十七年一度一般会計予算に六千五百万円が計上されている。
右報告する。

平成二十七年四月八日

経済産業委員長 江田 康幸

衆議院議長 町村 信孝殿

(別紙)

株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 株式会社商工組合中央金庫のできる限り早期の完全民営化を達成すべく、民間金融機関による危機対応業務が十分かつ確実に実施されるよう、民間金融機関等とも緊密なコミュニケーションを取りながら早期かつ万全の措置を講ずるとともに、完全民営化に向けた道筋や目途を担保する組織構造等について必要な検討を進めその結果について公表すること。

二 民間金融機関が危機対応業務を担えるようになるまでは、商工中金が危機対応業務を的確に実施できるよう万全な措置を講ずるとともに、これを担保すべく政府が株式を保有することにより、商工中金が他の金融機関等と比して競争上著しく優位となり民業圧迫とならないよう、政府によるガバナンスの在り方について適切な対応を行うこと。

三 中小企業者や特定非営利活動法人が有する潜在成長力を引き出すことを通じて、各者の自立を促しひいては我が国経済の新陳代謝を図るといった中小企業支援の目的に沿って信用保証協会が業務を遂行するよう、政府は先進各国との比較も行いながら所要の措置を講ずること。その際、特に、信用補完制度に対する多額の財政支援が継続している状況に鑑み、国民負担を軽減するとの観点から、全国各地の信用保証協会

の業務の効率化及びガバナンスの強化を図るとともに、信用保証協会への地方自治体幹部公務員の天下り抑制に努めること。併せて、信用保証協会による保証業務や保証基準の在り方についても、不断の見直し及び検証を行うこと。

四 本法により介護事業や生活困窮者支援事業、中小企業と連携していない事業等を行う者も含め幅広い特定非営利活動法人に対して信用保険の対象が拡大されたことに当たり、当該制度の活用を促進すべく、関係金融機関や特定非営利活動法人に対して本法の意義等について周知徹底を図ること。また、特定非営利活動法人は地域の経済・雇用の担い手として重要性が高まっていることや小規模企業に焦点を当てた中小企業政策を推進している現況に鑑み、今後、中小企業基本法の改正も視野に入れた、中小企業と同様に事業を行う特定非営利活動法人を主要な中小企業施策の対象とするべく必要な検討を行うこと。

緑の気候基金への拠出及びこれに伴う措置に関する法律案

右

国会に提出する。

平成二十七年二月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

緑の気候基金への拠出及びこれに伴う措置に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、気候変動に関する国際連合枠組条約の資金供与の制度の運営を委託された

緑の気候基金(以下「基金」という。)に拠出するために必要な措置を講じ、及び同条約の円滑な履行を確保することを目的とする。

(拠出)

第二条 政府は、基金に対し、予算で定める金額の範囲内において、本邦通貨により拠出することができる。

(国債による拠出)

第三条 政府は、前条の規定により基金に拠出する本邦通貨に代えて、その全部又は一部を国債で拠出することができる。

2 前項の規定により拠出するため、政府は、必要な額を限度として国債を発行することができる。

3 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(昭和二十七年法律第百九十一号)第十条第三項から第七項まで(国債の発行条件、償還等)の規定は、前項の規定により発行する国債について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項の規定により銀行に出資した」とあるのは「緑の気候基金への拠出及びこれに伴う措置に関する法律(平成二十七年法律第 号)第三条第一項の規定により緑の気候基金(同法第一条に規定する緑の気候基金をいう。次項において同じ。)に拠出した」と、「基金」とあるのは「銀行」と、第六条中「基金」とあるのは「銀行」とあるのは「基金」とあるのは「緑の気候基金(緑の気候基金への拠出及びこれに伴う措置に関する法律(平成二十七年法律第 号)第一条に規定する緑の気候基金をいう。次条において同じ。)」と、第六条中「基金」とあるのは「緑の気候基金」と

と、同条第四項中「第一項の規定により銀行に出資した」とあるのは「緑の気候基金への拠出及びこれに伴う措置に関する法律第三条第一項の規定により緑の気候基金に拠出した」と、「銀行から」とあるのは「緑の気候基金から」と、同条第六項中「前各項」とあるのは「緑の気候基金への拠出及びこれに伴う措置に関する法律第三条第一項及び第二項並びに前三項」と読み替えるものとする。

(寄託所の指定)

第四条 日本銀行は、日本銀行法(平成九年法律第八十九号)第四十三条第一項(他業の禁止)の規定にかかわらず、基金の保有する本邦通貨その他の資産の寄託所としての業務を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日又は平成二十七年四月一日のいずれか遅い日から施行する。

理 由

気候変動に関する国際連合枠組条約の資金供与の制度の運営を委託された緑の気候基金に対する我が国からの拠出及びこれに伴う措置について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

緑の気候基金への拠出及びこれに伴う措置に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、気候変動に関する国際連合枠組条約の資金供与の制度の運営を委託された緑の気候基金に対する我が国からの拠出及びこれに伴う

措置について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 政府は、緑の気候基金(以下「基金」という。)に対し、予算で定める金額の範囲内において、本邦通貨により拠出することができること。

2 政府は、基金に対して拠出する本邦通貨の全部又は一部を国債で拠出することができること。

3 2の国債の発行条件、償還等については、国際復興開発銀行の例に準ずること。

4 基金の保有する本邦通貨その他の資産の寄託所としての業務は、日本銀行が行うこととする。

5 この法律は、公布の日又は平成二十七年四月一日のいずれか遅い日から施行すること。

二 議案の可決理由

開発途上国の温室効果ガス削減と気候変動の影響への適応を支援する基金に対する我が国からの拠出及びこれに伴う措置について定める本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

基金に対する拠出は、全額国債により行うこととしているが、そのうち、平成二十七年年度償還見込額(約百三億円が予定されている。)が、同年度一般会計予算の国債費の中に含まれている。

右報告する。

平成二十七年四月八日

外務委員長 土屋 品子
衆議院議長 町村 信孝殿

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成二十七年二月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律

株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「ついで、」の下に「(会社の目的の達成に与える影響及び)」を加え、「平成二十七年四月一日から起算しておおむね五年後から七年後を目途として、」を「できる限り早期に」に改める。

附則第二条の六の次に次の二十五条を加える。
(会社が危機対応業務を行う責務)

第二条の七 会社は、その目的を達成するため、当分の間、株式会社日本政策金融公庫法第二条第四号に規定する被害に対処するための資金を必要とする者に対し円滑に資金が供給されるよう、附則第二条の十、第二条の十一、第二条の二十二及び第二条の二十四から第二条の三十三までに定めるところにより、危機対応業務を行う責務を有する。
(危機対応業務に係る株式の政府保有)

第二条の八 政府は、当分の間、会社による危機対応業務の適確な実施を確保する観点から、会社の発行済株式(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除く。附則第二条の十

三において同じ。）の総数の三分の一を超える株式を保有していなければならない。
(危機対応業務に係る政府の出資)

第二条の九 政府は、当分の間、会社による危機対応業務の適確な実施のために必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に出資することができる。

(危機対応業務の実施)

第二条の十 会社は、本店その他の財務大臣が指定する営業所（次項及び附則第二条の三十一第一項第一号において「指定営業所」という。）において危機対応業務を行うものとする。

2 会社は、財務省令で定めるところにより、天災その他のやむを得ない理由により指定営業所において臨時に危機対応業務の全部又は一部を休止する場合を除き、指定営業所において危機対応業務を休止し、又は廃止してはならない。
(危機対応業務に係る事業計画の特則等)

第二条の十一 会社は、財務省令で定めるところにより、第十七条の事業計画に危機対応業務の実施方針を記載しなければならない。

2 会社は、財務省令で定めるところにより、第二十一条の事業報告書に前項の実施方針に基づく危機対応業務の実施状況を記載しなければならない。

3 会社の定款には、会社法第二十七条各号に掲げる事項のほか、危機対応業務の適確な実施に関する事項を記載し、又は記録しなければならない。

(特定投資業務)

第二条の十二 会社は、その目的を達成するため、この条並びに附則第二条の十五から第二

の二十まで及び第二条の二十三から第二条の三十までに定めるところにより、特定投資業務を行うものとする。

2 この条から附則第二条の二十まで並びに附則第二条の二十三、第二条の二十五、第二条の二十七及び第二条の三十一において「特定投資業務」とは、特定事業活動に対する投資業務のうち、地域経済の自立的発展に資する地域の特性を生かした事業活動の活性化又は我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に資する我が国の企業の競争力の強化並びに特定事業活動に対する金融機関その他の者による資金供給の促進に特に寄与すると認められるものであつて、附則第二条の十七第一項の認可を受けた日から平成三十三年三月三十一日までに当該投資業務による資金供給の対象となる事業者及び当該資金供給の内容を決定するものと並びにこれに附帯する業務（同年四月一日以後に行うものを含む。）をいう。

3 前項の「特定事業活動」とは、次に掲げる事業活動をいう。

一 我が国の事業者が、その有する十分に活用されていない経営資源を有効に活用し、新たな事業の開拓を行うこと又はその行う事業の分野と事業の分野を異にする事業者と有機的に連携し、経営資源を有効に組み合わせることを主とする経営の革新を行うことにより、その生産性又は収益性を向上させることを目指して行う事業活動
二 前号に掲げる事業活動に対し資金供給を行う事業活動
4 第二項の「投資業務」とは、次に掲げる資金供給の業務をいう。

一 劣後特約付金銭消費貸借（元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された金銭の消費貸借であつて、財務省令で定めるものをいう。）による資金の貸付けを行うこと。

二 資金の出資を行うこと。

三 劣後特約付社債（元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された社債であつて、財務省令で定めるものをいう。）の取得を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、あらかじめ財務大臣の承認を受けた手法を用いて資金供給を行うこと。

(特定投資業務に係る株式の政府保有)

第二条の十三 政府は、会社が特定投資業務を完了するまでの間、会社による特定投資業務の適確な実施を確保する観点から、会社の発行済株式の総数の二分の一以上に当たる株式を保有していなければならない。

(特定投資業務に係る政府の出資等)

第二条の十四 政府は、平成三十三年三月三十一日までの間、会社による特定投資業務の適確な実施のために必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に出資することができる。

2 会社は、前項の規定による出資により払い込まれた金銭を特定投資業務のための資金以外の資金に充ててはならない。

(特定投資業務における一般の金融機関が行う金融等の補完又は奨励)

第二条の十五 会社は、特定投資業務を行うに当たっては、一般の金融機関が行う金融及び民間

の投資を補完し、又は奨励することを旨とするものとする。

(特定投資指針)

第二条の十六 財務大臣は、会社が特定投資業務を行うに当たつて従うべき指針（次項及び次条第一項において「特定投資指針」という。）を定め、これを公表するものとする。

2 特定投資指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 特定投資業務による資金供給の対象となる事業者及び当該資金供給の内容を決定するに当たつて従うべき基準

二 特定投資業務に関する財務の適正な管理に関する事項

三 会社と他の事業者との間の適正な競争関係の確保に関する事項

四 特定投資業務の実施状況について評価及び監視を行うための体制に関する事項

五 財務大臣に対する特定投資業務の実施状況の報告に関する事項

六 その他特定投資業務の適確な実施を確保するために必要な事項

(特定投資業務規程)

第二条の十七 会社は、財務省令で定める特定投資業務の実施に関する事項について、特定投資指針に即して、特定投資業務に関する規程（次項において「特定投資業務規程」という。）を定め、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 財務大臣は、前項の規定により認可をした特定投資業務規程が会社による特定投資業務の適確な実施上不適當となつたと認めるときは、会

社に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(特定投資業務に係る事業計画の特則等)

第二条の十八 会社は、財務省令で定めるところにより、特定投資業務を完了するまでの間、第十七条の事業計画に特定投資業務の実施方針を記載しなければならない。

2 会社は、財務省令で定めるところにより、特定投資業務を完了した日を含む事業年度までの各事業年度に係る第二十一条の事業報告書に前項の実施方針に基づく特定投資業務の実施状況を記載しなければならない。

3 会社の定款には、特定投資業務を完了するまでの間、会社法第二十七条各号に掲げる事項のほか、特定投資業務の適確な実施に関する事項を記載し、又は記録しなければならない。

(特定投資業務等に係る収支の状況)

第二条の十九 会社は、事業年度ごとに、財務省令で定めるところにより、特定投資業務を完了した日を含む事業年度までの各事業年度に係る次に掲げる業務の区分ごとの収支の状況を記載した書類を財務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

一 特定投資業務

二 前号に掲げる業務以外の業務

(特定投資業務の完了)

第二条の二十 会社は、経済情勢、特定投資業務による資金供給の対象となった事業者の事業の状況その他の事情を考慮しつつ、平成三十八年三月三十一日までに、特定投資業務において保有する全ての有価証券(金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規

定により有価証券とみなされる権利をいう。)及び債権の譲渡その他の処分を行い、特定投資業務を完了するように努めなければならない。

2 会社は、特定投資業務を完了したときは、速やかに、その旨を財務大臣に届け出なければならない。

3 財務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公表するものとする。

(適正な競争関係の確保)

第二条の二十一 会社は、当分の間、その業務を行うに当たっては、他の事業者との間の適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮しなければならない。

2 会社は、財務省令で定めるところにより、当分の間、第十七条の事業計画に他の事業者との間の適正な競争関係の確保に係る方針を記載しなければならない。

3 会社は、財務省令で定めるところにより、当分の間、第二十一条の事業報告書に前項の方針に基づく業務の実施状況を記載しなければならない。

(危機対応準備金)

第二条の二十二 会社は、危機対応準備金を設け、附則第二条の九の規定により政府が出資した金額をもつてこれに充てるものとする。

2 会社は、附則第二条の九の規定による政府の出資があつたときは、会社法第四百四十五条第二項の規定にかかわらず、附則第二条の九の規定により出資された額の全額を危機対応準備金の額として計上するものとする。この場合において、同法第四百四十五条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は株式会社日本政策

投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)とす

(特定投資準備金及び特定投資剰余金)

第二条の二十三 会社は、特定投資準備金を設け、附則第二条の十四第一項の規定により政府が出資した金額、第三項の規定により資本金又は準備金の額を減少した金額及び第四項の規定により剰余金の額を減少した金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

2 会社は、附則第二条の十四第一項の規定による政府の出資があつたときは、会社法第四百四十五条第二項の規定にかかわらず、附則第二条の十四第一項の規定により出資された額の全額を特定投資準備金の額として計上するものとする。この場合において、同法第四百四十五条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)とする。

3 会社は、特定投資業務を適確に実施するため必要があると認める場合には、資本金又は準備金の額を減少して、特定投資準備金の額を増加することができる。この場合における会社法第四百四十七条から第四百四十九条までの規定の適用については、同法第四百四十七条第一項第二号中「準備金」とあるのは、「準備金又は株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)附則第二条の二十三第一項

の特定投資準備金(以下この号、次条第一項第二号及び第四百四十九条第一項において「特定投資準備金」という。)とすると」と、「準備金」とあるのは、「準備金又は特定投資準備金」と、同法第四百四十八条第一項第

二号中「資本金」とあるのは、「資本金又は特定投資準備金」と、同法第四百四十九条第一項中「資本金」とあるのは、「資本金又は特定投資準備金」とする。

4 会社は、特定投資業務を適確に実施するため必要があると認める場合には、剰余金の額を減少して、特定投資準備金の額を増加することができる。この場合においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 減少する剰余金の額

二 特定投資準備金の額の増加がその効力を生ずる日

5 前項各号に掲げる事項の決定は、株主総会の決議によらなければならない。

6 第四項第一号の額は、同項第二号の日における剰余金の額を超えてはならない。

7 会社は、特定投資剰余金を設け、財務省令で定めるところにより、毎事業年度の特定投資業務に係る損益計算上生じた利益又は損失の金額を計上するものとする。

(受信限度額及び与信限度額の特則)

第二条の二十四 危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額が計上されている場合における第十四条の規定の適用については、当該計上されている額の合計額を資本金及び準備金の額に算入するものとする。

(剰余金の額等)

第二条の二十五 会社は、剰余金の額の計算上、最終事業年度(会社法第二条第二十四号に規定する最終事業年度をいう。次項において同じ。)の末日における危機対応準備金、特定投資準備金及び特定投資剰余金の額の合計額を、資本金

及び準備金の額の合計額に算入するものとする。

2 会社は、剰余金の額の計算上、第一号から第三号までに掲げる額の合計額を会社法第四百四十六号第一号から第四号までに掲げる額の合計額に、第四号から第六号までに掲げる額の合計額を同条第五号から第七号までに掲げる額の合計額に、それぞれ算入するものとする。

一 最終事業年度の末日後に危機対応準備金の額の減少をした場合における当該減少額(附則第二条の二十七第四項第一号の危機対応準備金の額を除く。)

二 最終事業年度の末日後に特定投資準備金の額の減少をした場合における当該減少額(附則第二条の二十七第四項第一号の特定投資準備金のうち国庫に納付した金額を除く。)

三 最終事業年度の末日後に特定投資剰余金の額の減少をした場合における当該減少額(附則第二条の二十七第四項第一号の特定投資剰余金のうち国庫に納付した金額を除く。)

四 最終事業年度の末日後に資本金又は準備金の額を減少して特定投資準備金の額を増加した場合における当該減少額

五 最終事業年度の末日後に剰余金の額を減少して特定投資準備金の額を増加した場合における当該減少額

六 前二号に掲げるもののほか、財務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額

3 会社は、会社法第四百六十一条第二項に規定する分配可能額(附則第二条の二十七第六項において「分配可能額」という。)の計算に当たっては、同法第四百四十一条第一項に規定する臨時

計算書類につき同条第四項の承認(同項ただし書に規定する場合にあつては、同条第三項の承認を受けた場合における同条第二号の期間の特定投資業務に係る利益の額として各勘定科目に計上した額その他の財務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額を同法第四百六十一条第二項第一号及び第二号に掲げる額の合計額から減ずるものとする。

(欠損の填補を行う場合の危機対応準備金等の額の減少)

第二条の二十六 会社は、資本準備金の額及び利益準備金の額が零となつたときは、危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額(特定投資剰余金の額にあつては、当該額が零を超えている場合に限る。)を減少することができ、この場合においては、株主総会の決議によつて、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 減少する危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額

二 危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額の減少がその効力を生ずる日

2 前項の決議は、財務大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

3 第一項第一号の危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額は、それぞれ同項第二号の日における危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額を超えてはならない。

4 第一項第一号の危機対応準備金の額、特定投資準備金の額及び特定投資剰余金の額の合計額

は、同項の株主総会の日における欠損の額として財務省令で定める方法により算定される額を超えてはならない。

5 特定投資剰余金の額が零以下である場合には、第一項第一号の特定投資準備金の額は、特定投資準備金の額を減少することができる額として財務省令で定める方法により算定される額を超えてはならない。

6 会社は、第一項の規定により危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額を減少した後において会社の剰余金の額が零を超えることとなつたときは、その超える部分の額に相当する金額により、この項の規定による危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額の増加額の累計額がそれぞれ当該減少した額の累計額に達するまで、財務省令で定めるところにより、危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額を増加しなければならない。

(国庫納付金)
第二条の二十七 会社は、危機対応業務の適確な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至つたと認める場合には、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとする。この場合において、会社は、当該国庫に納付する金額に相当する額により危機対応準備金を減少するものとする。

2 会社は、特定投資業務の実施状況及び財務状況を勘案し、特定投資業務を適確に実施するために必要がないと認める場合には、特定投資準備金の額の全部又は一部を減少することができる。この場合においては、当該減少額のうち国

庫に帰属すべき額に相当する金額として特定投資準備金の額に占める附則第二条の十四第一項の規定により政府が出資した金額の割合を基礎として財務省令で定めるところにより算定した額を国庫に納付するものとする。

3 会社は、特定投資剰余金の額が零を超えている場合において、特定投資業務の実施状況及び財務状況を勘案し、特定投資業務を適確に実施するために必要がないと認めるときは、特定投資剰余金の額の全部又は一部を減少することができる。この場合においては、当該減少額のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額として特定投資準備金の額に占める附則第二条の十四第一項の規定により政府が出資した金額の割合を基礎として財務省令で定めるところにより算定した額を国庫に納付するものとする。

4 前三項の場合においては、株主総会の決議によつて、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 減少する危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額

二 危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額の減少がその効力を生ずる日

5 前項の決議は、財務大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

6 第一項から第三項までの規定により納付する金額の合計額は、第四項第二号の日における分配可能額を超えてはならない。
第二条の二十八 会社は、清算をする場合においては、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、清算の日における危機対応準備金の額

(附則第二條の二十六第一項の規定により危機
対応準備金の額を減少した後において、同条第
六項の規定による危機対応準備金の額の増加額
の累計額が当該減少した額の累計額に満たない
場合には、その不足額を加えた額)並びに同日
における特定投資準備金及び特定投資剰余金
の合計額(同条第一項の規定により特定投資
準備金の額を減少した後において、同条第六項
の規定による特定投資準備金の額の増加額の累
計額が当該減少した額の累計額に満たない場合
又は同条第一項の規定により特定投資剰余金の
額を減少した後において、同条第六項の規定に
よる特定投資剰余金の額の増加額の累計額が当
該減少した額の累計額に満たない場合には、そ
れぞれの不足額を加えた額)のうち国庫に帰属
すべき額に相当する額として特定投資準備金の
額に占める附則第二條の十四第一項の規定によ
り政府が出資した金額の割合を基礎として財務
省令で定めるところにより算定した額の合計額
(当該残余財産の額が当該危機対応準備金の額
及び当該算定した額の合計額を下回っていると
きは、当該残余財産の額)に相当する金額を国
庫に納付するものとする。

2 前項の規定による納付金の納付は、株主に対
する残余財産の分配に先立って行われるものと
する。

3 前条第一項から第三項まで及び第一項の規定
による納付金に關し、納付の手續その他必要な
事項は、政令で定める。
(法人に対する政府の財政援助の制限に關する
法律の特例)

第二條の二十九 会社は、法人に対する政府の財

政援助の制限に關する法律第一條の規定にかか
わらず、附則第二條の九の規定による出資又は
附則第二條の十四第一項の規定による出資に対
する利益又は剰余金の配当又は分配について
は、前二條に定めるところによるものとする。
(会社法の準用)

第二條の三十 会社法第四百四十九條第六項(第
一號に係る部分に限る。)及び第七項並びに第八
百二十八條(第一項第五號及び第二項第五號に
係る部分に限る。)の規定は、附則第二條の二十
六第一項の規定により危機対応準備金の額、特
定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額を減
少する場合について準用する。この場合におい
て、同法第四百四十九條第六項第一號中「資本
金」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法
(平成十九年法律第八十五號)附則第二條の二十
六第一項の規定による危機対応準備金(同法附
則第二條の二十二第一項の危機対応準備金をい
う。第八百二十八條第一項第五號において同
じ。)の額、特定投資準備金(同法附則第二條の
二十三第一項の特定投資準備金をいう。同号に
おいて同じ。)の額又は特定投資剰余金(同法附
則第二條の二十三第七項の特定投資剰余金をい
う。同号において同じ。)」と、「第四百四十七條
第一項第三號」とあるのは「同法附則第二條の二
十六第一項第二號」と、同法第四百二十八條第
一項第五號中「おける資本金」とあるのは「おけ
る株式会社日本政策投資銀行法附則第二條の二
十六第一項の規定による危機対応準備金の額、
特定投資準備金の額又は特定投資剰余金」と、
「資本金の額の減少」とあるのは「当該危機対
応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投

資剰余金の額の減少」と、同条第二項第五号
中「破産管財人又は資本金の額の減少につい
て承認をしなければ債権者」とあるのは「又は破
産管財人」と読み替えるものとする。

2 会社法第四百四十九條(第一項ただし書及び
第六項第二號を除く。)及び第八百二十八條(第
一項第五號及び第二項第五號に係る部分に限
る。)の規定は、附則第二條の二十七第一項の規
定により危機対応準備金の額を減少する場合に
ついて準用する。この場合において、同法第四
百四十九條第一項本文中「資本金又は準備金(以
下この条において「資本金等」という。）」とある
のは「株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年
法律第八十五號)附則第二條の二十七第一項の
規定により危機対応準備金(同法附則第二條の
二十二第二項の危機対応準備金をいう。以下こ
の条並びに第八百二十八條第一項第五號及び第
二項第五號において同じ。)」と、「場合(減少す
る準備金の額の全部を資本金とする場合を除
く。)」とあるのは「場合」と、「資本金等」とあ
るのは「危機対応準備金」と、同条第二項第一
號中「資本金等」とあるのは「危機対応準備金」
と、同項第二號中「財務省令」とあるのは「財務
省令」と、同条第四項及び第五項ただし書中「資
本金等」とあるのは「危機対応準備金」と、同条
第六項第一號中「資本金」とあるのは「株式会
社日本政策投資銀行法附則第二條の二十七第一
項の規定による危機対応準備金」と、「第四百四十
七條第一項第三號」とあるのは「同条第四項第二
號」と、同法第八百二十八條第一項第五號中「お
ける資本金」とあるのは「おける株式会社日本政
策投資銀行法附則第二條の二十七第一項の規定

による危機対応準備金」と、「資本金の額の減少
の」とあるのは「当該危機対応準備金の額の減少
の」と、同条第二項第五號中「資本金」とあるの
は「株式会社日本政策投資銀行法附則第二條の
二十七第一項の規定による危機対応準備金」と
読み替えるものとする。

3 会社法第四百四十九條(第一項ただし書及び
第六項第二號を除く。)及び第八百二十八條(第
一項第五號及び第二項第五號に係る部分に限
る。)の規定は、附則第二條の二十七第二項の規
定により特定投資準備金の額を減少する場合に
ついて準用する。この場合において、同法第四
百四十九條第一項本文中「資本金又は準備金(以
下この条において「資本金等」という。)」とある
のは「株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年
法律第八十五號)附則第二條の二十七第二項の
規定により特定投資準備金(同法附則第二條の
二十三第一項の特定投資準備金をいう。以下こ
の条並びに第八百二十八條第一項第五號及び第
二項第五號において同じ。)」と、「場合(減少す
る準備金の額の全部を資本金とする場合を除
く。)」とあるのは「場合」と、「資本金等」とあ
るのは「特定投資準備金」と、同条第二項第一
號中「資本金等」とあるのは「特定投資準備金」
と、同項第二號中「財務省令」とあるのは「財務
省令」と、同条第四項及び第五項ただし書中「資
本金等」とあるのは「特定投資準備金」と、同条
第六項第一號中「資本金」とあるのは「株式会
社日本政策投資銀行法附則第二條の二十七第二
項の規定による特定投資準備金」と、「第四百四十
七條第一項第三號」とあるのは「同条第四項第二
號」と、同法第八百二十八條第一項第五號中「お

ける「資本金」とあるのは「おける株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二十七第二項の規定による特定投資準備金」と、「資本金の額の減少」とあるのは「当該特定投資準備金の額の減少」と、同条第二項第五号中「資本金」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二十七第二項の規定による特定投資準備金」と読み替えるものとする。

4 会社法第四百四十九条(第一項ただし書及び第六項第二号を除く。)及び第八百二十八条(第一項第五号及び第二項第五号に係る部分に限る。)の規定は、附則第二条の二十七第三項の規定により特定投資剰余金の額を減少する場合について準用する。この場合において、同法第四百四十九条第一項本文中「資本金又は準備金以下この条において「資本金等」という。」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)附則第二条の二十七第三項の規定により特定投資剰余金(同法附則第二条の二十三第七項の特定投資剰余金をいう。以下この条並びに第八百二十八条第一項第五号及び第二項第五号において同じ。)」と、「場合(減少する準備金の額の全部を資本金とする場合を除く。)」とあるのは「場合」と、「資本金等」とあるのは「特定投資剰余金」と、同条第二項第一号中「資本金等」とあるのは「特定投資剰余金」と、同項第二号中「法務省令」とあるのは「財務省令」と、同条第四項及び第五項ただし書中「資本金等」とあるのは「特定投資剰余金」と、同条第六項第一号中「資本金」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二十七第三項の規定による特定投資剰余金」と、「第四百四十

七条第一項第三号」とあるのは「同条第四項第二号」と、同法第八百二十八条第一項第五号中「おける資本金」とあるのは「おける株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二十七第三項の規定による特定投資剰余金」と、「資本金の額の減少」とあるのは「当該特定投資剰余金の額の減少」と、同条第二項第五号中「資本金」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二十七第三項の規定による特定投資剰余金」と読み替えるものとする。

(罰則)

第二条の三十一 次の各号のいずれかに該当する場合においては、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 附則第二条の十第二項の規定に違反して、指定営業所において危機対応業務を休止し、又は廃止したとき。

二 附則第二条の十四第二項の規定に違反して、同条第一項の規定による出資により払い込まれた金銭を特定投資業務のための資金以外の資金に充てたとき。

三 附則第二条の十七第二項の規定による命令に違反したとき。

四 附則第二条の十九の規定に違反して、同条各号に掲げる業務の区分ごとの収支の状況を記載した書類を提出せず、若しくは公表せず、又は虚偽の記載をしたものを提出し、若しくは公表したとき。

五 附則第二条の二十第二項の規定に違反して、特定投資業務を完了した旨の届出を行わ

なかつたとき。

2 附則第二条の二十四の規定の適用がある場合における第三十四条第八号の規定の適用については、同号中「限度額」とあるのは、「附則第二条の二十四の規定により危機対応準備金、特定投資準備金及び特定投資剰余金の額の合計額を資本金及び準備金の額に算入して計算した限度額」とする。

3 附則第二条の十一第一項、第二条の十八第一項又は第二条の二十一第二項の規定の適用がある場合における第三十四条第十号の規定の適用については、同号中「第十七条」とあるのは、「第十七条又は附則第二条の十一第一項、第二条の十八第一項若しくは第二条の二十一第二項」とする。

4 附則第二条の十一第二項、第二条の十八第二項又は第二条の二十一第三項の規定の適用がある場合における第三十四条第十三号の規定の適用については、同号中「第二十一条」とあるのは、「第二十一条又は附則第二条の十一第二項、第二条の十八第二項若しくは第二条の二十一第三項」とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(危機対応準備金に関する経過措置)

第二条 株式会社日本政策投資銀行(以下「会社」という。)は、この法律の施行後遅滞なく、次に掲げる額の合計額により資本金の額を減少し、危機対応準備金(この法律による改正後の株式会社日本政策投資銀行法(以下「新法」という。)附則第二条の二十二第二項の危機対応準備金を

いう。附則第四条第二項において同じ。)として計上するものとする。この場合における新法附則第二条の二十二第二項の規定の適用については、同項中「金額」とあるのは、「金額及び株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号)附則第二条第一項の規定により資本金の額を減少した金額」とする。

一 この法律による改正前の株式会社日本政策投資銀行法(以下「旧法」という。)附則第二条の二(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第三十六条において読み替えて適用する場合を含む。)の規定により政府が会社による危機対応業務(株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第二条第五号に規定する危機対応業務をいう。附則第四条第一項並びに第九条第一項及び第三項において同じ。)の円滑な実施のために会社に出資した額の累計額

二 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに旧法附則第二条の四第二項の規定により政府が償還をした国債の額の累計額

2 前項の規定による資本金の額の減少については、会社法(平成十七年法律第八十六号)第四百四十七条の規定の適用については、同条第一項第二号中「準備金」とあるのは「準備金又は株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)附則第二条の二十二第一項の危機対応準備金(以下この号において「危機対応準備金」という。))とする」と、「準備金」とす

る額」とあるのは「準備金又は危機対応準備金とする額」とする。

(国債の返還に関する経過措置)

第三条 旧法附則第二条の三第二項の規定により交付された国債の返還については、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に關する法律第三十六条の規定により読み替えて適用する新法附則第二条の五第一項の規定にかかわらず、別に法律で定める。

(国債の償還等に関する経過措置)

第四条 会社は、新法附則第二条の四第一項(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に關する法律第三十六条において読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当分の間、危機対応業務(施行日が平成二十七年四月一日後である場合には、同日以後施行日の前日までに会社が行うものを含む。)に係る資産の増加に応じて必要となる資本の額として財務省令で定めるところにより計算した金額を限り、旧法附則第二条の三第二項の規定により交付された国債の償還を請求することができる。

2 会社は、新法附則第二条の四第三項の規定にかかわらず、施行日以後に同条第二項の規定により償還された額を危機対応準備金の額として計上するものとする。この場合における新法附則第二条の二十二第一項及び第二条の二十九の規定の適用については、同項中「附則第二条の九」とあるのは「附則第二条の四第二項の規定により償還を受けた金額及び附則第二条の九」と、同条中「附則第二条の九」とあるのは「附則第二条の四第二項の規定による国債の償還によ

る出資、附則第二条の九」とする。

3 前二項の規定の適用がある場合における新法附則第二条の四第五項の規定の適用については、同項中「前各項」とあるのは、「第二項並びに株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号)附則第四条第一項及び第二項」とする。

(特定投資業務規程等に関する経過措置)

第五条 会社は、この法律の施行後遅滞なく、新法附則第二条の十七第一項に規定する特定投資業務規程を定め、財務大臣の認可を受けるものとする。

2 会社は、この法律の施行後遅滞なく、新法第十七条の事業計画を新法附則第二条の十一第一項、第二条の十八第一項及び第二条の二十一第二項の規定に適合するように変更し、財務大臣の認可を受けるものとする。

3 会社は、この法律の施行後遅滞なく、その定款を新法附則第二条の十一第三項及び第二条の十八第三項の規定に適合するように変更し、財務大臣の認可を受けるものとする。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部改正)

第七条 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成十八年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第六條第二項中「については、」の下に「これらの機関の業務を承継する機関の目的の達成に与え

る影響及び」を加え、「平成二十七年四月一日から起算しておおむね五年後から七年後を目途として、」を「できる限り早期に」に改める。

(調整規定)

第八条 施行日が株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号)次項において「商中法等改正法」という。)の施行の日前となる場合には、同日の前日までの間における前条の規定による改正後の簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律第六条第二項の規定の適用については、同項中「商工組合中央金庫及び」とあるのは「商工組合中央金庫に対する政府の出資については、市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、平成二十七年四月一日から起算しておおむね五年後から七年後を目途として、その全部を処分するものとし、」と、「これらの機関の」とあるのは「その」とする。

2 施行日が商中法等改正法の施行の日後となる場合には、前条の規定は、適用しない。

(危機対応業務に関する検討)

第九条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、指定金融機関(株式会社日本政策金融公庫法第十一条第二項に規定する指定金融機関をいう。)に係る制度の運用の状況、会社による危機対応業務の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、株式会社日本政策金融公庫法第二条第四号に規定する被害に対処するための資金を必要とする者に対し円滑に資金が供給されることを確保する観点から、会社による危機対応業務の在り方及びこれを踏まえた会社に対する

国の関与の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項の検討を行うに当たっては、一般の金融機関を代表する者その他の関係者の意見を聴かなければならない。

3 政府は、第一項の検討の結果、政府による会社の株式の保有に關する義務に係る措置その他の会社による危機対応業務の適確な実施を確保するための措置を継続する必要があると認めるときは、速やかに、当該措置を廃止するために必要な法制上の措置を講ずるものとする。

(特定投資業務に関する検討)

第十条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資の状況、会社による特定投資業務(新法附則第二条の十二第二項に規定する特定投資業務をいう。以下この項において同じ。)の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、我が国経済の持続的な成長に資する長期資金その他の資金の供給の一層の促進を図る観点から、会社による特定投資業務の在り方及びこれを踏まえた会社に対する国の関与の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項の検討を行うに当たっては、一般の金融機関を代表する者その他の関係者の意見を聴かなければならない。

理由

内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害等の危機時において必要な資金供給を確保するとともに

に、地域の特性を生かした事業活動の活性化又は我が国の企業の競争力の強化及びこれらのための金融機関等による資金供給の促進に資する成長資金の供給を集中的に実施するため、株式会社日本政策投資銀行が危機対応業務及び特定投資業務を適確に実施するための措置を講ずるとともに、これらの業務の適確な実施を確保する観点から政府による株式の保有に関する措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律(平成二十一年法律第六十七号)附則第二条の規定による検討等に基づき、株式会社日本政策投資銀行(以下「会社」という。)の完全民営化の方針を維持しつつ、危機対応及び成長資金の供給に対し会社の投融資機能を活用するため、所要の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

1 危機対応業務

当分の間、会社に対し、危機対応業務を義務付けるとともに、その適確な実施のため、政府出資に係る期限の延長等所要の措置を講ずること。

2 特定投資業務

会社が、地域活性化や日本企業の競争力強化等につながる出資等の業務を、期限を定めて集中的に実施するものとし、このため、政府出資等所要の措置を講ずること。

3 政府による株式の保有等

(一) 危機対応業務及び特定投資業務に関する措置を講ずる間、各業務の適確な実施を確保する観点から、政府は、各業務に対応し必要な会社の株式を保有すること。

(二) 会社は、他の事業者との間の適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮しなければならないこと。

4 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、会社の完全民営化の方針を維持しつつ、危機対応及び成長資金の供給に対し会社の投融資機能を活用するため、所要の措置を講ずるもので、時宜に適うものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三、本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、平成二十七年度財政投融資特別会計予算(投資勘定)に六百五十億円が計上されている。右報告する。

平成二十七年四月十日

財務金融委員長 古川 禎久

衆議院議長 町村 信孝殿

(別紙)

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 政府は、株式会社日本政策投資銀行に対する

国の関与の在り方について検討を加えるに際しては、業務運営の公共性及び危機対応業務の重要性に鑑み、日本政策投資銀行等による危機対応の適確な実施を確保する観点からも検討を行うこと。また、日本政策投資銀行の長期的企業価値を高めていく観点から、人材育成など適切な措置を講ずること。